

規制改革についての第2次見解

平成11年12月14日

行政改革推進本部 規制改革委員会

目次

第1章 規制改革の基本的な考え方

- 1 規制改革の意義
- 2 急がれる規制改革
- 3 規制緩和の効果
- 4 規制改革に当たり重視する視点
 - (1) 選択の自由と多様性の確保
 - (2) 新しいサービス・商品と技術開発の環境整備
 - (3) コストの認識
 - (4) 行政関与の在り方
 - (5) 国民、企業等の担う役割
- 5 規制改革の推進に向けて
- 6 各論の概要

第2章 行政分野別各論（各論その1）

- 1 競争政策等
 - (1) 競争政策における透明性の確保
 - (1-1) 合併等の事前届出に係る事前相談の在り方
 - (1-2) 警告及び注意の在り方
 - (2) 独占禁止法第21条及び第24条の見直し
 - (3) 著作物の再販売価格維持制度の見直しの検討状況等（ ）
 - (4) 民事的救済制度の検討状況（ ）
 - (5) 消費者契約法（仮称）の動向
- 2 法務
 - (1) ストック・オプション制度の改善
 - (2) コーポレート・ガバナンスの改善
 - (3) 電子商取引等の基盤づくりの推進
 - (4) 法曹人口の大幅増員と関連問題
- 3 金融・証券・保険
 - (1) 「他業禁止」に係る規制の見直し
 - (1-1) 銀行及び保険会社本体の業務範囲の見直し

- (1 - 2) 子会社に対する規制の見直し
 - (1 - 3) 銀行等による保険商品の販売とその範囲拡大
 - (1 - 4) ノンバンク等異業種の C D ・ A T M からの銀行預金引き出し
 - (2) イノベーションに伴う新たな金融商品・サービスの提供等の促進
 - (2 - 1) 有価証券募集に際しての目論見書交付の簡素化
 - (2 - 2) 認可投資顧問業者による合同運用の解禁
 - (2 - 3) 個別株オプション取引における反対売買との相殺
 - (2 - 4) 保険商品の届出対象商品の拡大
 - (2 - 5) リスク細分型自動車保険の地域区分の撤廃
 - (3) 事前規制型行政から事後チェック型行政への速やかな転換
 - (3 - 1) 保険商品の事前届出制の見直し
 - (3 - 2) 金融会社の株式保有規制の見直し
 - (3 - 3) 法令解釈等への対応
 - (3 - 4) 証券外務員登録における営業所名記載の廃止
 - (3 - 5) 社内預金の下限利率規制の見直し
 - (4) 機関投資家の資産運用等に係る規制の緩和
 - (4 - 1) 厚生年金基金の特定金銭信託における証券現物を用いた資産の移管の解禁及び自家運用に係る運用対象資産の拡大 ()
 - (4 - 2) 保険会社の外貨調達原則自由化
 - (5) 店頭登録市場の活性化方策 ()
- 4 エネルギー
- (1) 電力供給システムの見直しと競争の促進
 - (2) ガス事業における競争の更なる導入
- 5 情報通信
- (1) 電気通信の接続や料金の問題
 - (2) 電波の有効利用
 - (3) 行政情報化の推進 (各種申請の電子化、オンライン化、ネットワーク化) ()
- 6 運輸
- (1) 自動車損害賠償責任保険の政府再保険
 - (2) 貨物運送取扱事業の運賃・料金規制の見直し
 - (3) 内航海運暫定措置事業の進捗状況 ()
 - (4) 強制水先の範囲の見直し
 - (5) 混雑空港の発着枠の配分方法、発着枠の増加
 - (6) 自動二輪車等に係る規制の見直し
 - (7) 車両通行に係る規制の見直し
- 7 流通
- (1) 消費者の利便性の重視と流通業の新たな形態を踏まえた規制の見直し
 - (1 - 1) 薬局以外の一般小売店における医薬品販売範囲の見直し等
 - (1 - 2) 医薬品一般販売業における薬剤師・管理薬剤師の配置義務の見直し
 - (1 - 3) 食品・飲食店営業許可基準の適正化
 - (2) 卸売業の構造変化を踏まえた規制の見直し

- (3) 申請書類・保存書類等の簡素化・合理化
 - (3 - 1) 同一ビル内等の薬店移設の申請
 - (3 - 2) 薬局等を開設する法人役員の診断書提出の見直し
 - (3 - 3) 薬歴管理の電子化
 - (3 - 4) 医薬品販売業者の自己点検記録の保存期間の見直し
- (4) 大店立地法の適切な運用の確保
- (5) 農産物検査の在り方()

8 住宅・土地、公共工事

- (1) 都心部等の都市内の土地の有効利用促進方策
- (2) 都市郊外部における計画的な土地利用転換・保全
- (3) 建築基準法改正(性能規定化)の実施状況()
- (4) P F I 構想の具体化
- (5) その他

9 医療・福祉

その1 医療分野における規制改革

- (1) 医療分野における法人形態の在り方等
- (2) 病床規制の見直し
- (3) レセプト処理の電算化
- (4) 保険者機能の在り方
- (5) 医療費体系の在り方
- (6) 医療における広告・広報及び情報開示等

その2 福祉分野における規制改革

- (7) 介護保険法の円滑な実施
 - (7 - 1) 個々の地域における介護サービス事業への民間参入
 - (7 - 2) 特別養護老人ホーム
 - (7 - 3) 有料老人ホーム
- (8) 少子化対策の推進
 - (8 - 1) 需要に応える多様な保育サービスの提供
 - (8 - 2) 保育所の設置、運営、利用に係る制度の見直し

10 雇用・労働

その1 外部労働市場をめぐる規制改革

- (1) 職業紹介事業に係る規制の見直し
- (2) 労働者募集に係る規制の見直し
- (3) 労働者派遣事業に関する規制の見直し

その2 内部労働市場をめぐる規制改革

- (4) 解雇規制の見直し
- (5) その他労働基準関係規制の見直し

その3 労働市場におけるセーフティネットの整備

- (6) 労働市場におけるセーフティネットの整備

11 教育

- (1) 教育の国際化の推進と教育へのアクセスの拡大

- (2) 外国人留学生の受入れ促進
- (3) 学校経営の自由化・弾力化
- (4) 学校法人及び大学設置認可の弾力化・透明化
- (5) 教育への補助の効率化
- (6) インターネットを用いた高等教育の促進 (教育面における産学連携)
- (7) 研究面における産学連携
 - (7 - 1) 国立大学と企業との共同研究・受託研究
 - (7 - 2) 国立大学教官等の兼業

1 2 保安・環境ビジネス

- (1) 保安四法関係の規制の見直し ()
- (2) 廃棄物の再生利用認定制度 ()

1 3 基準認証等に関する意見・要望等への対応

- (1) 輸入手続関連
 - (1 - 1) 税関輸出入申告手続の簡素化 (本関単位の輸入申告の容認、通関書類のペーパーレス化)
 - (1 - 2) 輸出申告書における再輸出品の統計品目番号の改善
 - (1 - 3) 輸出貿易管理令第 5 条「許可を要しないもの」に関する確認手続の簡素化
 - (1 - 4) 輸出管理規程 (コンプライアンス・プログラム) の自主化の徹底
 - (1 - 5) 花き球根の隔離検疫代替措置の検討
 - (1 - 6) 石油製品に係る包括及び個別申請・承認制度の廃止
 - (1 - 7) ボンド重油の「積込承認申請」の頻度の見直し
- (2) 医薬品等、食品関連
 - (2 - 1) 化粧品の輸入規制の緩和
 - (2 - 2) 化粧品のラベル表示方式の変更
 - (2 - 3) 医薬品一般販売業の構造設備基準の緩和
 - (2 - 4) 医療用具の承認申請時の臨床試験データ要否の区分に関する国際整合化
 - (2 - 5) 食品添加物用炭酸ガスの小分け充填に係る資格要件の緩和
- (3) 電気用品関連
 - (3 - 1) 電気用品に係る J I S の I E C への整合化
 - (3 - 2) 電気用品安全法の運用基準について
 - (3 - 3) ネオン用変圧器の二次巻線の接地禁止義務の撤廃
- (4) その他
 - (4 - 1) 衣料品品質表示 (ケアラベル) に係る J I S の I S O との整合化
 - (4 - 2) 漁船推進機関の規制におけるエンジンの出力算定方法の改善
 - (4 - 3) 特定港における夜間入港制限の緩和
 - (4 - 4) 警備業法による変更届の提出の簡素化
 - (4 - 5) 引火点の高い液体の危険物からの適用除外
 - (4 - 6) セルフサービス方式の給油取扱所 (固定給油設備) に関する規制の緩和

第3章 行政分野横断的な取組（各論その2）

1 基準認証等制度

- (1) 検査検定制度の見直しの方向
 - (1-1) 検査検定制度を取り巻く諸問題
 - (1-2) 検査検定の実施主体について見直しが必要な理由
 - (1-3) 具体的な検査検定業務の見直しの方向
 - (a) 自己確認・自主保安化
 - (b) 第三者による検査・認証の活用
 - (c) 政府又は政府を代行する者による検査
 - (1-4) 任意の法定検査の見直しの方向
 - (1-5) 検討状況の中間公表
 - (2) 個別の検査検定制度についての見解
 - 必要な改善措置について結論が得られた事項
 - (2-1) 簡易専用水道の検査（厚生省）
 - (2-2) 浄化槽の検査（厚生省）
 - (2-3) 農産物の検査（農林水産省）
 - (2-4) 自動車検査用機械器具の検査（運輸省）
 - (2-5) 気象測器の検定（運輸省）
 - (2-6) 特定機械等の検査等（労働省）
 - (2-7) 電気通信設備の技術基準適合認定（郵政省）
 - (2-8) 消防用機械器具等の検定（自治省）
 - (2-9) 危険物施設の検査（自治省）
 - 上記以外の事項
- <参考> 検査検定制度一覧（平成11年3月末現在）

2 公的資格制度

2-1 業務独占資格等

- (1) 見直しの推進方策等
- (2) 見直しの基準・視点に基づく検討結果
 - 閣議決定された見直しの基準・視点
 - 【業務独占範囲の見直し、相互乗り入れ】
 - 【廃止を含め在り方検討】
 - 【資格試験の実施】
 - 【明確で合理的な理由のない受験資格要件の廃止】
 - 【受験前の実務経験、試験合格後の講習等の在り方見直し】
 - 【障害等を理由とする欠格事由の見直し】
 - 【受験資格及び資格取得に係る特例認定基準の明文化・公表】
 - 【合格者数の見直し】
 - 【関連・類似資格の統合、試験・講習科目の共通化・免除、履修科目の免除】
 - 【合否判定基準の公表】及びこれに追加補足する基準・視点
 - 【資格取得の容易化】

- 【受験料の積算根拠の精査】
- 【登録・入会制度の在り方検討】
- 【報酬規定の在り方見直し】
- 【広告規制の在り方見直し】
- 【有効期間・定期講習の合理性の検討】

追加すべき見直しの基準・視点

- 【法人制度の検討】
- 【資格者数の増大】

2-2 必置資格等

- (1) 基本的な考え方
- (2) 見直しの基準・視点

必置規制内容の見直し

- 【形骸化・形式化したものの廃止を含めた在り方の検討】

- 【代替手法の導入】

【長期間改定されていない必置単位・必置人数や業務範囲についての数値基準、定義等の見直し】

- 【余りにも細分化された必置単位や業務範囲についての見直し】

- 【兼務化又は統括制度の導入】

- 【外部委託の許容】

- 【資格者と事業場内組織の在り方見直し】

資格取得制度の見直し

- 【実務経験要件の見直し】

- 【学歴要件の見直し】

- 【試験・講習の実施】

- 【試験・講習の改善】

- 【関連又は類似資格等の統合・業務乗り入れ、試験等の共通化】

- 【特例措置の基準】

- 【欠格要件の見直し】

- 【有効期間・定期講習の義務付けの見直し】

規制改革委員会委員・参与名簿

(注) 規制緩和推進3か年計画の中に盛り込まれている事項であって、その進捗状況を注視することを主な観点として取り上げるものについては、 を付した。

第 1 章 規制改革の基本的な考え方

泰山の^{したたり}霽石^{うが}を穿つ。規制改革の取組とは、正にこうしたものではなかろうか。

政府は昨年 3 月に規制緩和推進 3 か年計画を策定し、規制改革・緩和の着実な推進を図っている。この結果、規制の設定・改廃に係る意見提出手続が施行され、また、本年 10 月 1 日現在、計画で決定された 917 事項のうち、734 事項（約 80%）が既に実行に移されている。こうした個々の事項の多くは細かな規制の緩和・廃止ではあるが、このような一つひとつの措置を積み重ねることにより、硬直化した現在の我が国の社会構造に風穴を穿つことができると我々は確信するものである。

昨年 1 月に設置された規制緩和委員会は、本年 4 月 6 日、行政改革推進本部長（内閣総理大臣）決定により規制改革委員会（以下「当委員会」という。）と改称された。これに伴い、当委員会は、狭義の規制緩和・撤廃のみならず事前規制型行政から事後チェック型行政に転換していくことに伴う新たなルールの創設、規制緩和の推進に併せた競争政策の積極的展開等につき調査審議することとされた。また、当委員会における審議の結果、一般に規制と観念されないものであっても、規制改革の推進に密接に関連するものとして検討が必要と判断される事項（例えば補助金、税等に係るもの）がある場合には、それぞれの関係機関に対し、所要の問題提起等を行っていくものとされた。さらに、本年 6 月には、審議の一層の充実を図るため、委員の追加がなされるとともに、参与の委嘱を行った。

このように拡充された体制の下で、当委員会は内外からの規制緩和に関する意見・要望のヒアリング、関係省庁・団体等との意見交換等ワーキング・グループを含め 192 回に及ぶ会議を開き、調査審議を行った。その過程で、本年 7 月末には 57 のテーマにつき論点を公開し、そのうち 5 テーマについては論点を更に明確にして国民に示すべく 10 月から 11 月にかけて公開討論を実施した。

今年度のテーマ選定においては、個々の規制が他の制度と相まって果たす役割・影響について全体的に判断すべきとの観点から、テーマをできる限り^{おおくく}大括

りした。また、昨年度に引き続き取り組んでいる行政分野横断的な取組においては、本年度は基準認証等制度及び公的資格制度を取り上げた。

この見解では、7月末の論点公開で提起したテーマ等についての考え方と結論を第2章以下に示すが、本章では、規制改革の意義、規制改革がなぜ急がれるのか、これまでにどのような効果が上がっているのか、また規制改革に当たって重視する視点は何か等についての基本的な考え方を示す。

1 規制改革の意義

昨年12月15日の規制緩和についての第1次見解（以下「第1次見解」という。）において、当委員会は「『規制改革』という視点」の重要性について指摘した。すなわち、「事前規制型の行政から事後チェック型の行政に転換していくことに伴う新たなルールの創設や、規制緩和の推進に併せて市場機能をより発揮するための競争政策の積極的展開、自己責任原則の確立に資する情報公開及び消費者のための必要なシステムづくりなどにも規制の緩和や撤廃と一体として取り組んでいく」という「『規制改革』という視点が今後ますます重要になってくる」との考え方である。

以後1年間の審議を経た現時点での当委員会の考え方を述べる。

一国の制度は、その社会及び経済の状況、文化、伝統、国民の価値観、さらにはその国を取り巻く外交関係等様々な環境と密接な関係を有する。制度が環境に最も適合しているとき、その国家は繁栄を謳歌するし、^{ひとたび}一度環境変化への対応を誤れば、繁栄は容赦なく過ぎ去る。

我が国の制度も、その制度の下で生活し活動する国民及び企業も、経済社会の環境変化への不断の適合に努めており、戦後半世紀の日本の高度経済成長も、こうして環境に適合してきた結果である。しかし、小規模な変化への対応と大規模な変化への対応とは、自ずとその方法が異なる。従来^のの微修正型では対応できない問題については、新たに制度の基本的な部分から設計し直さなければならない。現在、我が国が直面している経済の停滞等の諸問題は、経済社会の大規模かつ急激な環境変化への対応が遅れてしまったことに原因があると考えられる。

具体的には、現在我が国が直面している環境変化は、経済のグローバル化、少子高齢化、情報化、環境問題といった、景気の循環とは質的に異なる構造的な変化であることに十分留意する必要がある。

経済活動のグローバル化の中で、日本企業の海外進出や外国企業の国内市場参入など国境を越えた企業の活動が増大しており、自国の国内制度はもとより各国の国内制度がより規制の少ない形に調整されることが求められている。

また、少子高齢化が進む中、雇用・労働分野や医療・福祉分野等では規制を見直していく必要が高まっている。

さらに、情報機器やインターネットの普及等の情報化の進展は、国内・国際間の情報伝達のスピードを早め、企業が国を選ぶ時代の中で、情報化社会に対応した国内制度の形成が急務となっている。

加えて、環境問題の深刻化は、有限な資源の下で、地球全体の環境保全を図りながら、持続可能な発展を実現する新たな経済社会のシステム構築を要請している。

規制改革とは、以上のような現在我が国が直面する構造的な環境変化を的確に把握し、又は先取りし、適切な処方箋に基づき規制の全体を再構築していく作業にはかならない。多くの場合それはまず既存の規制の緩和・撤廃を求める作業であるが、見直しの結果必要な場合には、例えば競争政策や消費者政策の観点等から新たなルールを確立し、新たな責任を求める作業ともなる。そして、こうした作業により経済社会を活性化し、そこから生じる富を福祉、環境対策、教育等必要な分野に投資することにより、豊かな国民生活を実現することが、規制改革の究極の目的なのである。

以下には、まず、当委員会の現状認識を述べ、次に、現在の環境変化に最も適合していくために、規制改革に当たり重視すべきいくつかの視点を挙げる。

2 急がれる規制改革

現在、我が国の経済は、民間需要の回復力が弱く、厳しい状況をなお脱していないが、各種の政策効果の浸透に加え、アジア経済の回復等の影響もあって、緩やかな改善が続いている。これは、公共投資、住宅減税による住宅投資の持

ち直し等現内閣の積極的な経済政策の効果と外需の好調による面が大きい。ただ、一方で、財政状況は深刻化しており、そうした状況下で、今後景気が本格的に回復に向かうためには、政策効果が下支えしている間に民間需要が回復に向かっていく必要がある。

当委員会が取り組む規制改革の目的の一つは、正にこの民間経済の活性化のために経済社会の基盤を再整備することにある。すなわち、現在、多くの企業が直面している問題である、コストダウン、規模のメリットの追求、アウトソーシング、新規ビジネス分野への迅速な参入等の要請に対して制度として対応すること、民間主導による経済が持続的な成長を達成していく基盤としての一層の経済社会の構造改革を図ることが緊急の要請となっている。

3 規制緩和の効果

規制緩和は、累次の閣議決定等に沿って着実に推進されており、多様で豊かな国民生活の実現、経済の活性化、各国との相互の整合性の実現、国民負担の軽減等、その効果が国民に広く認識され、その重要性はますます高まっている。

主な個別分野について振り返ってみると、情報通信分野では、携帯・自動車電話端末の売切り制導入、移動体通信料金の事前届出制への移行等により、料金の低廉化が進むとともに、携帯・自動車電話の普及率が爆発的に高まるなど規制緩和の効果は国民の生活に深く浸透してきている。運輸分野では、需給調整規制の段階的廃止等により、新規参入が促進されるとともに、運賃設定の多様化が進み、利用者の選択の幅が広がってきている。また、金融分野では、日本版ビッグバンを目指したいわゆる金融システム改革法等により、資産運用手段の多様化、資産流動化の促進、株式売買委託手数料の自由化等が進み、金融機関が魅力あるサービスを提供できるとともに、利用者も資金の調達・運用における選択の多様化が図られてきている。さらに、労働分野では、有料職業紹介事業、労働者派遣事業の対象業務のネガティブリスト化等を通じて、経済社会情勢の変化に対応した効果的な労働力需給調整機能が強化されてきている。

これら以外にも多くの規制緩和が実施されており、こうした規制緩和のマクロの効果について経済企画庁が平成 11 年 3 月に行った試算によれば、「規制緩

和により消費や投資が拡大された効果を需要効果と定義すると、90～97年度の需要効果は、年平均8.2兆円程度（名目GDP比1.73%程度）であり、90～95年度に比べ23.4%増と大幅に増加したとみられる。また、物価レポート'99（平成11年11月公表）によれば、「規制緩和関連品目全体で、98年度の消費者物価の「生鮮食品を除く総合」指数を、0.4%程度引き下げる効果を持ったとみられる。99年に入って、引下げ効果は0.1%程度となっているが、消費者物価が極めて安定している中で、依然無視できない効果を持っている。」

このように規制緩和が国民経済に及ぼす効果は実証されており、当委員会としても引き続き積極的に取り組むことの重要性を改めて認識している。

4 規制改革に当たり重視する視点

現行の規制緩和推進3か年計画（改定）（平成11年3月30日閣議決定）では、国際的に開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由で公正な経済社会としていくこと及び行政の在り方についていわゆる事前規制型の行政から事後チェック型の行政に転換していくことを基本とするとともに、経済的規制は原則自由、社会的規制は必要最小限との原則の下、規制の撤廃又はより緩やかな規制への移行、検査の民間移行等規制方法の合理化、規制内容の明確化、簡素化、規制の国際的整合化、規制関連手続の迅速化、規制制定手続の透明化の6項目を重視すべき視点としている。また、当委員会は昨年度の第1次見解において、国際性の視点、効率的な規制緩和の視点、「規制改革」という視点、国民の理解と協力を得る視点を重視することを明らかにした。

規制緩和推進3か年計画（改定）及び第1次見解に示されているこれらの基本的考え方や視点に加え、規制改革を進めるに当たって当委員会が重要と考える新たな視点を以下に挙げる。

（1）選択の自由と多様性の確保

近年の景気の低迷、先行き不透明感の中で、ますます周囲の様子見ようすみに徹して決断をしない、あるいは他人と異なる判断を避ける風潮が増大しているように見受けられる。仮にこのような風潮が続けば、我が国の活力、国民生活の豊か

さが失われ、国際社会においてなすべき貢献もできなくなるものと危惧する。

歴史的に見ても、我が国国民が創意工夫に乏しい民族とは考えられず、現在の我が国の画一性の原因は、主として制度的環境に求められる。

規制が、たとえ結果的にでもあれ、個人の創意・工夫を制約し、また、リスクを冒さず他人と同じことをやっていけばよいというぬるま湯体質を温存する原因の一つとなっているなら、そうした規制は速やかに見直さなければならない。また、同様の観点から、個人の創意・工夫を妨げるような私人間の行為についても厳しく見直されるべきであり、競争政策や法務の分野を中心に、新たなルールの確立とその遵守のための仕組みの検討が必要と考える。

国民には多様な価値観があり、そこから多様なシーズやニーズが生まれる。サービスの提供主体を限定し、サービスの在り方につき、人的要件、施設要件、価格・料金その他の内容を規制してきたこれまでの公的規制の在り方は、国民に代わって「良いもの」を選択してやるという姿勢そのものである。排除すべきは、そうした公的規制の在り方ではないか。目指すべきは、質や安全性等についての一定の基準を満たした多様なサービスを容認し、国民の多様な価値観の選択を支援することではないのか。

(2) 新しいサービス・商品と技術開発の環境整備

我が国経済の現状を打破するためには、新しいサービス・商品と技術開発が行いやすいように環境を整備することが一層重要になっている。例えば、情報通信分野においては、オープン化の流れが顕著であり、自由な接続を低廉なコストで可能にすることが新たなビジネスを生み出すことにつながるケースや電波の有効利用により新分野を開拓する動きがある。

また、過去においても、規制の在り方が技術開発や商品化活動の成否を左右している例が見られる。自動車の排気ガス規制を端緒に、厳しい環境規制に適合するエンジン開発への真摯な取組によりエンジンの性能が飛躍的に向上したことは周知の事実である。金融の分野においても、いわゆるビッグバンにより、資産運用手段の多様化、販売チャンネルの拡大、株式手数料の自由化等、金融機関による技術開発や商品化の面において著しい進展が見られている。こうした事実を照らせば、規制の在り方を目的に合致させ、斬新なコンセプトに基づ

く技術革新やサービス・商品の創出がなされる環境を整備することにより、我が国の経済社会のダイナミズムを復活させることが重要である。

(3) コストの認識

一般に規制のコストと言う場合、それは個々の規制についての許認可等の申請手続きに係る事務費用や時間費用、許可等が下りない場合の機会費用等の総体として認識されることが多い。こうした規制のコストの低減を目指すことが規制改革の重要な目的であり、次の3つのポイントがあると考えられる。

第1に、規制についての社会全体のトータルコストを把握することが必要である。このためには、まず、一つ一つの規制やその運用について、各行政機関がコストをより強く意識することが必要である。行政機関は規制の運用主体として規制に係る行政のコストを負担する立場にあるが、規制を受ける立場にある民間主体のコスト感覚までは共有できない場合が多い。行政に求められるのは、個々の規制について、規制の運用主体としての自らのコスト及び規制を受ける側のコストの総和を把握する能力である。

また、現在の複雑な経済社会においては制度変更の影響が広範囲に及ぶことも多く、規制の廃止に伴い社会全体から見て様々な新たなコストが生じることもあり得る。例えば、法による規制が廃止されれば、当該法規制に係るコストは消滅し、諸々のメリットが生じるが、仮にそれに代わる規制を地方公共団体が条例等で手当てる場合や民間団体の自主規制が導入される場合には、新たな規制コストが生じる。規制改革を進める際には、規制に係るコストを社会の内部で移転するだけでは意味がなく、規制に係るトータルコストを社会全体としてどのように下げていくかという視点が重要である。また、こうしたコストを検討する際には、次世代に無用の負担を強くないという観点から、将来に向けて的確な洞察力を持つことも重要である。

第2に、規制が潜在的に多様な可能性の芽を摘んでいることによる機会コストである。かつて、道路運送事業や電気通信事業の規制緩和がされた当初、誰が今日の宅配便や携帯電話の爆発的な普及を予想したであろうか。市場原理の最大の利点は、供給側の技術革新・投資意欲と需要側の消費との相乗効果から生じるダイナミックな発展の可能性である。規制の現状を維持するコストには、

そうした可能性を抑制することにより失われた機会費用も含まれる。多様な可能性に発展の機会を確保することは、規制改革の重要な目的である。

第3に、規制改革・規制緩和の議論に関して、「スピードの観念が無い」、「時間が掛かり過ぎる」といった指摘がよくなされる。時間の掛かる改革はその間の時間コストを発生させ、また、時期を失した規制改革はその効果を十分に発揮できない。さらに、小出しの改革は将来の更なる改革を期待して投資を躊躇させるという意味から、時として有害ですらある。本年度中を目途に行われる規制緩和推進3か年計画の再改定作業に当たって、従来にも増して、規制改革のスピードの重要性を踏まえた積極的な対応をされるよう希望する。

(4) 行政関与の在り方

行政の活動領域やその関与の在り方については、平成8年12月に行政改革委員会が「行政関与の在り方に関する基準」を取りまとめ、公表した。この中で、過剰な行政関与のために自己責任原則が歪められ、市場原則が必ずしも有効に機能しない状況を変革するために、行政関与の在り方を見直すに当たって次の3つの基本原則が挙げられている。

「民間でできるものは民間に委ねる」という考え方に基づき、行政の活動を必要最小限にとどめること

「国民本位の効率的な行政」を実現するため、行政サービスの需要者たる国民が必要とする行政を最小の費用で行うこと

行政の関与が必要な場合、行政活動を行っている各機関は国民に対する「説明責任(アカウンタビリティ)」を果たさなければならないこと

これに関しては、行政改革プログラム(平成8年12月25日閣議決定)により各省庁がその行政活動を見直し、または新規施策を講ずるに当たり、最大限に尊重し、その判断基準を活用することとされている。

規制改革を進めるに当たっても、こうした原則を踏まえることが重要である。特に、可能な限り市場原理を活用し行政の関与を必要最小限にとどめるとの観点から、規制制度の見直しを推進するとともに、情報公開を推進し規制の効果と負担について国民への説明責任を果たすなどの行政責任の遂行と透明性の確保が重要と考える。

(5) 国民、企業等の担う役割

規制改革を進める上で又は規制改革後の社会において、国民や企業等が担う役割についても我々は考慮すべきである。

第 1 に、規制改革の結果として起こり得る不利益への対応についてである。もとより、改革の推進に当たり、こうした不利益を最小限にする努力が必要となることは言うまでもないが、こうした努力によっても何らの不利益を誰にも生じさせない改革というものは稀であろう。必要な代替措置、経過措置等を講じつつ、必要な改革を進めていくに際しては、このことについて国民が理解し、柔軟に対応していくことが重要となる。

また、規制の緩和・撤廃に合わせたセーフティネットの検討も必要であり、規制改革委員会と改められたことも踏まえ、当委員会としても、雇用・労働や医療・福祉の分野を始めとしてこれを意識した検討を行った。

第 2 に、経済社会の自律的な活動の主体として、規制改革の成果を活用し、その果実を社会に還元していくということである。厳しい経済状況の下で、構造改革の一環として規制改革を進めていくことがなぜ重要なのかと言え、それは、その結果として個人や企業等の自由な創意・工夫により新規産業が成長し、経済のパイが拡大し、景気・雇用状況等の改善が図られ、その結果国民生活が豊かになることが期待されるからである。

国民及び企業等の皆様には、来年度以降、是非とも我が国経済社会の発展・拡大に寄与する起業家精神と創意・工夫に溢れた規制改革要望を期待したい。

第 3 に、規制改革後の社会における国民・企業等の私人間のルールに基づく責務である。企業等や国民の選択の自由の裏付けとなる自己責任原則の確立に資する情報公開の徹底、消費者と企業等の間及びそれらと政府の間の適切な関係を規律する必要なシステムづくりとその適切な運用（これには、競争政策や行政手続法、製造物責任法（PL法）など様々なものが含まれる。）も、言うまでもなく規制改革の射程に含まれる。規制改革後の社会では、国民も企業等も、自己責任原則の下で、新たなルールに基づき各々の主体が責任を分担することが求められる。そうした意味で、規制改革後の社会のルール、責任分担の認識が重要であり、また、そうした社会のインフラとしても、司法改革が求められる。

5 規制改革の推進に向けて

以上、規制改革を進める際の重要な視点を挙げてきたが、最も重要なのは、こうした視点を踏まえ、我が国の社会を変革しようとする意志である。近年のアジア諸国の勃興、世界規模の競争の激化の中で、我が国社会や国民が現在の豊かさを維持するためには、社会及び国民が不断に質的向上を図ることが求められる。そして、そのためには、国民一人ひとりの不断の努力と、その努力が適正に評価される経済社会のシステム構築とが不可欠である。

変革には、常に障害や困難が伴う。しかし、それら乗り越えていく^{たくま}しい改革の意志と現在我が国の社会及び国民の持つ能力をもってすれば、21世紀に向けて新たに豊かな社会を構築することは、十分に可能であると考えられる。

6 各論の概要

本見解の各論は、行政分野別見直しの指摘事項を扱う第2章と行政分野横断的な取組を扱う第3章とに分かれる。

このうち、行政分野別の各論において扱っている課題は、おおむね以下のとおりである。

【競争政策等分野】競争政策における透明性の確保として、合併等の事前届出に係る事前相談等の在り方を新たに取り上げている。このほか、独占禁止法第21条及び第24条の見直し、著作物の再販売価格維持制度の見直し、民事的救済制度の検討状況など独占禁止法関係の課題を取り上げるとともに、消費者契約法（仮称）の動向を取り上げている。

【法務分野】昨年度に引き続き法曹人口の大幅増員と関連問題を取り上げているほか、今年度は新たに、コーポレート・ガバナンスの改善及びストック・オプション制度の改善を取り上げるとともに、情報通信分野にも関係する問題であるが、電子商取引等の基盤づくりの推進を取り上げている。

【金融・証券・保険分野】「他業禁止」に係る規制の見直し、イノベーションに伴う新たな金融商品・サービスの提供等の促進、事前規制型行政から事後チェック型行政への速やかな移行という大括りの視点に沿って、それぞれ具体

的な論点を取り上げている。

【エネルギー分野】需要家利便を増進するとの観点から、各種エネルギー相互の競争促進策について取り上げ、電力供給システムの見直しと競争の促進、ガス事業における競争の更なる導入について提言している。

【情報通信分野】基本問題として、電気通信の接続や料金の問題を取り上げるとともに、最近の電波を利用した新たな技術の展開をも踏まえ、電波の有効利用の問題を取り上げている。また、行政の情報化の推進は、国民に対する行政サービスの向上という観点から重要な課題である。

【運輸分野】事業者間の競争環境の整備等の観点から、混雑空港の発着枠の配分方法と発着枠の増加、貨物運送取扱事業の運賃・料金規制の見直し、内航海運暫定措置事業の進捗状況、自動車損害賠償責任保険の政府再保険、高速道路における自動二輪車の二人乗り等を取り上げている。

【流通分野】消費者の利便性の重視と流通業の新たな形態を踏まえた規制の見直し及び卸売業の構造変化を踏まえた規制の見直しという大括りの視点の下、具体的には医薬品販売業等に関する様々な規制の見直しを取り上げている。このほか、注目される大店立地法の適切な運用の確保を取り上げるとともに、昨年度に引き続き、農産物検査の民営化の在り方を取り上げている。

【住宅・土地、公共工事分野】都心部等の都市内の土地の有効利用促進方策、都市郊外部における計画的な土地利用転換・保全という大括りの視点の下で具体的な論点を扱うとともに、建築基準法改正（性能規定化）の実施状況及びPFI構想の具体化を取り上げ、さらに個別の規制緩和要望に応じた問題を取り上げている。

【医療・福祉分野】医療分野については、医療分野における法人形態の在り方、保険者機能の在り方、医療における広告・広報及び情報開示等の多様な課題を取り上げている。また、福祉分野については、介護保険制度の円滑な実施に関連する問題を取り上げるとともに、少子化対策として、保育所に係る制度の見直し等を幅広く取り上げている。

【雇用・労働分野】外部労働市場をめぐる規制改革として、職業紹介事業、労働者募集及び労働者派遣事業に関する規制の見直しを取り上げるとともに、内部労働市場をめぐる規制改革として、解雇規制の見直し及びその他労働基

準関係規制の見直しを取り上げ、さらに、労働市場におけるセーフティネットの整備を取り上げている。

【教育分野】教育の国際化の推進と教育へのアクセスの拡大、外国人留学生の受入れ促進、学校経営の自由化・弾力化、学校法人及び大学設置認可の弾力化・透明化、教育への補助の効率化、さらには、インターネットを用いた高等教育の促進（教育面における産学連携）及び研究面における産学連携の問題を取り上げている。

【保安・環境ビジネス分野】保安四法関係の規制の見直し及び廃棄物の再生利用認定制度について、昨年度指摘事項のフォローを行っている。

【基準認証等に関する意見・要望等への対応の分野】輸出入関連手続、医薬品等・食品関連、電気用品など、規制の緩和・見直しについて具体的に意見・要望のあった事項を取り上げている。

以上が、第2章の行政分野別見直しの概要であるが、第3章では、行政分野横断的な取組として、基準・規格及び検査・検定及び公的資格制度の見直しを取り扱っている。これらはいずれも、規制緩和推進3か年計画（改定）において、政府自らが計画期間内に見直して改革を進めるとの方針を定めているものであり、その促進を図る観点から、当委員会としても取り上げている。

【基準認証等制度（基準・規格及び検査・検定）】閣議決定の内容を敷衍^{ふえん}し、検査検定の実施主体について、具体的な見直しの方向を明らかにするとともに、現時点までに当委員会として結論が得られた個別の検査検定制度^{ふえん}についての見解を述べている。

【公的資格制度】業務独占資格等については、閣議決定された16項目の見直しの基準・視点等に基づき101資格を横断的に調査審議した。司法書士、弁理士、税理士の訴訟代理等、合否判定基準の公表、試験問題の公表・持ち帰り、合否発表の迅速化等を提言している。また、必置資格等についても、政府として早急に見直しを行うべきであり、必置の必要性の見直しなどの見直しの基準・視点を整理して提示している。

なお、この基準認証等の見直し及び業務独占資格等の見直しについては、政府における見直し作業の透明性を確保し、その促進を図る観点から、規制緩和推進3か年計画の再改定後速やかに各省庁における検討状況の中間的な公表を行うよう求めている。

第2章 行政分野別各論（各論その1）

1 競争政策等

（1）競争政策における透明性の確保

（1-1）合併等の事前届出に係る事前相談の在り方

会社の合併及び営業譲受け等のうち一定以上の規模のものについては、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）により、公正取引委員会への届出が義務付けられている。実務的には、正式の届出前に合併を計画している企業から公正取引委員会に事前相談が行われることがある。

この合併・営業譲受け等の届出制度については、規制緩和推進3か年計画（平成10年3月31日閣議決定）において「合併・営業譲受け等の届出制度・・・について、制度の趣旨・目的、企業の負担軽減、国際的整合性の確保等の観点から、裾切り要件の導入、引上げ等を行う」こととされ、独占禁止法第15条及び第16条の改正が行われ（本年1月施行）、合併・営業譲受け等の届出制度について一定の裾切り要件が導入された。

合併及び営業譲受け等の事前届出制度に係る事前相談は、法令に基づく制度ではなく事業者の要望により任意で行われるものであり、事業者は事前相談の結果に納得できない場合には、当初の計画を届け出て、正式な手続による判断を求めることができる。事前相談の透明性を確保するため、公正取引委員会は、主要な事例については、事業者の秘密に関する部分を除き、その概要を公表している。また、公正取引委員会は、事前相談において、競争を制限するおそれがあると考えられる場合には、問題点を指摘しているが、その具体的な解決方法はあくまでも相談者の自主的な判断によるものであるとしている。

事前相談は、実際に合併・営業譲受け等を行おうとする会社にとって、独占禁止法違反を理由として届出後に措置を受けるリスクを回避するという観点からは有益であるが、事前相談という非公式の場で公正取引委員会によって、正式の審査を経ることなく合併の当否が実質的に決定されてしまうこととなれば

問題である。また、公正取引委員会から相談者に問題点の指摘が行われた場合に、相談者が自由かつ公正な競争を促進するという観点から必要とされること以上の内容の措置を講じてしまう結果となることを防ぐ方策を採ることが必要である。

このため、合併等の事前届出に係る事前相談について、透明性の向上を通じて内容の適正を確保する観点から、以下の方策を採るべきである。

- 1) 事前相談においては、あくまで最終的な判断は、届出を受けて審査した上で行うことを明確に企業に伝える。
- 2) 相談者の質問については引き続き書面で回答を行うことを励行する。
- 3) 問題点の指摘を行う場合には、相談者が必要とされる措置を適切に講じることができるよう、問題点とその考え方について具体的で適切な説明を行う。
- 4) 事前相談の事例の公表を充実する。

(1-2) 警告及び注意の在り方

ア 警告及び注意における透明性の向上

公正取引委員会は、独占禁止法に違反する疑いがある場合で法的措置である「勧告」に足る証拠が得られなかった場合に「警告」を行い、違反につながるおそれのある行為が見られた場合に「注意」を行っている。このうち警告についてはそれが行われる都度、個別の関係人の概要、被疑事実の概要、排除措置等について公表しているが、注意については、違反の未然防止の観点から行われる指摘という性格上、個別の内容公表にはなじまないとの考えから、年次報告において業種・行為類型別の分類を概括して示すにとどまっている。

このため、現在都度行われている警告の内容公表については引き続きこれを励行するとともに、注意についての公表内容については、更に具体性を高めるべきである。また、注意については、適切な運用が行われることを促進するために、どのような点が違反につながるおそれがあるのかの判断根拠をできる限り具体化、明確化して公表するべきである。そのように判断についての考え方を公表し具体性を高めることで、違反の未然防止を図るという注意の役割をより適切に果たすことが可能になると考える。

イ 不当廉売に関する注意の在り方

独占禁止法上、「事業者は不公正な取引方法を用いてはならない」（同法第19条）とされるとともに、「不公正な取引方法とは『不当な対価をもって取引すること』等一定の要件に該当する行為であって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう」（同法第2条第9項）とされている。これを受けて、不公正な取引方法の一般指定（昭和57年公正取引委員会告示第15号）では、「正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る価格その他不当に低い価格で継続して販売し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること」を不当廉売として規定している。

現在、公正取引委員会が行う注意の対象となった案件のうち最も多いのは不当廉売の案件であり、平成10年度における不当廉売に関する注意の件数は計599件に達している。

しかしながら、多くの競争者が存在し、支配的地位を占める事業者が認められないような一部の小売市場において行われる不当廉売に関する注意については、むしろ注意を行うことで公正な競争が阻害され、消費者にとって好ましくない影響を及ぼすおそれがあると考えられる。したがって、不公正な取引方法の一般指定における不当廉売規定の運用については、他の事業者の事業活動を困難にさせることで支配的地位を確保し、その後に独占的な市場が形成される等、消費者にとって好ましくない影響を与えることが認められる市場で行われる廉売行為に限定することとすべきである。

（2）独占禁止法第21条及び第24条の見直し

独占禁止法第21条は、「鉄道事業、電気事業、瓦斯事業その他その性質上当然に独占となる事業を営む者の行う生産、販売又は供給に関する行為であつてその事業に固有のもの」については、同法の規定を「適用しない」としている。

また、独占禁止法第24条は、以下に掲げる「要件を備え、且つ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為」には、同法の規定を「適用しない。但し、不公正な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとな

る場合は、この限りではない。」とし、次の要件を掲げている。

- 1) 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること
- 2) 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができること
- 3) 各組合員が平等の議決権を有すること
- 4) 組合員に対して利益分配を行う場合には、その限度が法令又は定款に定められていること

規制緩和推進3か年計画(改定)(平成11年3月30日閣議決定)では、このうちまず、自然独占に固有な行為(独占禁止法第21条)については、「規定の削除に関し引き続き必要な検討を行い、平成11年末までに結論を得る」とするとともに、一定の組合の行為(独占禁止法第24条)については、「適用除外の範囲の限定・明確化を図るため、ただし書規定の整備について引き続き検討を行い、平成11年末までに結論を得る」とこととされ、現在、公正取引委員会が関係省庁との協議を行っている。

独占禁止法の適用除外を必要最小限とすることは、自由・公正な競争の促進を通じて、自己責任原則と市場原理に立つ自由で公正な経済社会の実現を目指す規制改革にとって重要である。独占禁止法第21条の自然独占に固有な行為の規定については、近年の関係各分野における改革の進展及び社会経済の変化や技術進歩等に伴って既に適用除外規定を置く特段の事情はなくなっており、むしろ積極的に競争政策の適用を図るべきである。また同法第24条の一定の組合の行為についての規定については、要件の厳格化が必要である。

以上を踏まえ、規制改革委員会としては、規制緩和3か年計画に記載されたとおりの内容の結論が平成11年末までに得られるよう、この問題についての公正取引委員会の取組状況を引き続き注視していく。

(3) 著作物の再販売価格維持制度の見直しの検討状況等()

ある商品のメーカー等が、取引先である卸売業者や小売業者に対して、卸売価格や小売価格を指示してこれを維持させる行為は、一般に「再販売価格維持行為」(以下「再販行為」という。)と呼ばれており、独占禁止法により「不公正な取引方法」として禁止されている。ただし、著作物については、発行者

等が再販行為を行っても一定の条件の下で独占禁止法が適用されず、再販行為が認められることとされている。現在は、公正取引委員会の運用解釈により、再販行為が認められる「著作物」は、書籍・雑誌、新聞、レコード盤・音楽用テープ・音楽用CDに限定されている。

これに関し、規制緩和推進3か年計画(改定)においては、「著作物(書籍・雑誌、新聞、レコード盤・音楽用テープ・音楽用CD)の再販売価格維持制度については、独占禁止法上原則禁止されている再販行為に関する適用除外制度であることから、制度を維持すべき相当の特別な理由が必要であり、今後、行政改革委員会最終意見の指摘する論点に係る議論を深めつつ、適切な措置を講ずるものとする。当面、現行の再販制度の下で見られる各種の流通・取引慣行上の弊害について、消費者利益確保の観点から、迅速かつ的確にその是正を図ることとする。」とされたところである。

これを受けて公正取引委員会においては、著作物の再販売価格維持制度の存廃について引き続き検討を行い、平成13年春を目途に結論を得ることとしている。

なお、この問題に関連して最近採られた措置としては次のようなものがある。

まず、著作物の再販売価格維持制度の見直しに伴い、問題点が指摘されていた「新聞業における特定の不公正な取引方法」(昭和39年公正取引委員会告示第14号)について、公正取引委員会は本年7月、以下の内容の改正を行った。

- 1) 「学校教育教材用であること、大量一括購読者向けであることその他正当かつ合理的な理由をもってする」新聞の異なる定価の設定又は定価の割引については、不公正な取引方法に該当しないことを明確化する。
- 2) 新聞特殊指定の対象となる販売業者は、「新聞を戸別配達の方法により販売することを業とする者」とする。
- 3) 発行業者が販売業者に指示して注文部数自体を増やすようにさせる行為についても、不公正な取引方法として規制されることを明確化する。
- 4) 新聞特殊指定の対象となる「日刊新聞」の範囲を限定・明確化する。

また、公正取引委員会は、本年9月、事業者間の公正な競争の確保に資するとの考えから、「出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」の一部変更を行った。

再販行為は、流通段階における価格競争を直接制限するなど、市場における公正かつ自由な競争の維持・促進を阻害し、消費者利益を損なうものとして、経済活動の基本ルールである独占禁止法上原則禁止とされているものであり、著作物の再販売価格維持制度を維持するにはそのための相当の特別の理由が必要である。この点に関し、行政改革委員会最終意見は、「現行再販制度を維持すべき『相当の特別な理由』があるとする十分な論拠は見出せないとの認識が、国民に十分に浸透されていくことを期待するとともに、著作物の再販制度について、国民の議論を深め、その理解を踏まえて速やかに適切な措置を講じるべきである」との見解を示しているが、当委員会としても、引き続き同様の観点から、公正取引委員会における検討状況を注視するとともに、当面、弊害是正の状況を注視していく。

(4) 民事的救済制度の検討状況 ()

規制緩和推進3か年計画(改定)では、「民事的救済制度については、規制改革推進のための基盤的条件の整備の観点から、有効かつ統合的な制度となるよう、平成11年度中に結論を得ることを目指して検討を進める」とこととされた。

通商産業省は、平成10年6月、企業法制研究会において報告書「不公正な競争行為に対する民事的救済制度のあり方」を取りまとめ、不公正な競争行為に対する差止請求制度導入の必要性について提言した。

公正取引委員会は、独占禁止法違反行為に係る民事的救済制度に関する研究会を開催して、1)独占禁止法違反行為に対する私人による差止訴訟制度の導入、2)独占禁止法違反行為に係る損害賠償訴訟制度の充実について検討を行い、平成10年12月に中間的な報告書を取りまとめた後、本年10月に最終的な検討結果に関しての報告書を公表した。

民事的救済制度については、規制改革を推進するための基盤的条件を整備する観点から、有効かつ統合的な制度となるよう検討を進め、結論を得るべきであり、規制改革委員会としても引き続き検討状況を注視していく。

(5) 消費者契約法(仮称)の動向

消費者契約法(仮称)に関して、規制緩和推進3か年計画(改定)では、「規

制改革の一環として、消費者・事業者双方の自己責任に基づいた経済活動を促す公正なルールを確立するという観点から、消費者と事業者の間で締結される契約に広く適用される民事ルールの検討を推進する」とこととされた。

国民生活審議会消費者政策部会は、平成11年1月、「消費者と事業者の間で締結される契約を幅広く対象として、その適正化を図るため、具体的な民事ルールを規定する消費者契約法(仮称)をできる限り速やかに制定すべきである」との報告を取りまとめた。同部会ではその後、その下に検討委員会を設けて関係各界から意見を聴取するなど、取引の実情やトラブルの実態を踏まえた審議を行い、立法に当たっての基本的な考え方の取りまとめを行っている。

規制改革などの経済構造改革の進展に伴い、政策運営の基本原則を事前規制から市場ルールの整備へと転換する必要がある中で、消費者契約法(仮称)については、消費者、事業者双方の自己責任に基づいた経済活動を促す公正なルールであることが必要であり、消費者と事業者の間の紛争の円滑かつ迅速な解決に資するためにも、消費者契約法(仮称)の各規定については、要件が明確で予見可能性の高いものとすべきである。規制改革委員会としても、国民生活審議会における審議及び法案策定作業を引き続き注視していく。

2 法 務

(1) ストック・オプション制度の改善

ストック・オプション制度は、株式会社が、取締役及び従業員に対し、あらかじめ定められた価格でその会社の株式を取得する権利を付与する制度であり、会社の業績が向上し、株価が上昇すれば、ストック・オプションを付与された取締役及び従業員が値上がり分相当額の利益を得ることができるので、会社にとって有能な人材の確保に資し、取締役及び従業員の業績向上へのインセンティブになるとの趣旨から認められたものである。

平成9年の商法改正により、一定期間内に買い入れた自己株式を付与対象株式とする自己株式方式と新株引受権を付与する新株引受権方式とが認められたが、現在のストック・オプション制度に対しては、付与対象者が、その会社の取締役及び従業員に限定されていること、自己株式方式と新株引受権方式の併用が禁止されていること、新株引受権方式について株主総会の特別決議が必要とされていること、株主の株式買取請求等の行使の結果会社が取得した自己株式を付与の対象とすることができないこと、ストック・オプションの付与を決議する株主総会において付与対象者の氏名及び付与数までも決議しなければならないとされていること等について、経済界から見直しの要望がある。一方で、ストック・オプション制度については、特定の者に時価よりも低い価格で株式を付与することから、株主の利害に大きく影響すること、特に自己株式方式による場合には、自己株式の取得及び保有に伴う弊害を防止する必要があること等の指摘があり、それらの指摘に配慮して現行のストック・オプション制度が設けられたという経緯がある。

経済界等からの要望を踏まえ、また、株主の権利の保護や自己株式の取得及び保有の制限の趣旨をも考慮し、ストック・オプション制度の公正かつ円滑な運用を実現する観点から、制度の改善を検討すべきである。

(2) コーポレート・ガバナンスの改善

株主総会制度については、特別決議の定足数を定款で定めることができるようにすること、利益処分案の承認及び取締役の報酬額の決定を取締役会の決議

事項とすべきこと、基準日の期間の制限を廃止し、又は緩和すべきこと、株主提案権の行使期限を繰り下げるべきこと、及び電子投票又はファクシミリによる投票を容認すべきことについて、経済界から要望がある。

一方で、株主総会制度の在り方は、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の在り方に関する重要な問題であり、企業法制の基本問題の一つである。特に、特別決議事項は、いずれも株式会社の組織の根本に関わる事項であり、利益処分案の承認及び取締役の報酬額の決定を株主総会の決議事項としたのは、株主の利益を保護するためである。また、基準日の制度、株主提案権の行使期限、議決権の行使方法等についても、株主の権利の実現に深く関わるものである。

したがって、株主総会の在り方については、他の関連する制度との関係、コーポレート・ガバナンスに関する議員立法の動向等に留意しつつ、株式会社の経営の効率化を図り、その業務執行の適正を確保することにより、株主の権利を実現するという観点から、会社の機関の在り方、会社の情報の適正な開示の在り方等を含め総合的に検討すべきである。

（３）電子商取引等の基盤づくりの推進

電子商取引等における認証制度等については、現在その法制的な基盤が確立されていない。電子署名・電子認証に関する制度整備については、郵政省の暗号通信の在り方に関する研究会の報告書（平成 11 年 1 月～6 月）において法制度の在り方が提言され、また、通産省の電子商取引の環境整備に関する勉強会（平成 11 年 2 月～7 月）において、論点の抽出と対応策が検討されたほか、法務省の電子取引法制に関する研究会（制度関係小委員会）の報告書（平成 8 年 7 月～10 年 3 月）でも検討されてきたところ、本年 11 月 19 日に上記 3 省庁により「電子署名・認証に関する法制度の整備について」がまとめられ、パブリック・コメント手続に付されたところである。これを踏まえて平成 11 年度中に結論を得て、所要の法律案が次期通常国会に提出される予定である。

高度情報通信社会における事業活動基盤整備及び電子商取引等の発展のためには、電子認証制度を推進することが重要であるが、推進に際しては、以下の点について配慮すべきである。

電子商取引を始めとする情報通信ネットワークを通じた社会経済活動は、こ

れまでの社会経済活動に情報通信技術というツールを導入するものであり、社会経済活動における予見可能性を確保するためにも、従来の制度と継続し得る制度でなければならないと考えられる。この観点から法整備等を推進し、電子署名は少なくとも手書き署名や押印と同等に通用するようにすべきである。

電子認証の信頼性を確保する観点から、認証機関を公的機関が認定することが必要であるという考え方がある。しかし、認証機関の要件・在り方、認証の仕組みの検討に際しては、将来の技術的な発展に対し柔軟に対応できるよう、技術的中立性の確保と過度の規制の排除を考慮に入れる必要がある。また、公平・公正な制度運営を行えるよう、国際的な制度の整合性の確保を考慮に入れつつ、認証サービス事業者が自由に事業活動を行えるとともに、ユーザーが自由にサービスを選択できる制度とすべきである。

(4) 法曹人口の大幅増員と関連問題

ア 法曹人口の大幅増員

司法試験合格者は最近の数年間には毎年700名程度であったが、本年4月から司法修習生の修習期間を2年から1年6か月に短縮すること等により、平成11年度以降司法試験合格者を1,000人程度へ増加させるため、司法試験法及び裁判所法の一部が平成10年度に改正された。

規制緩和推進3か年計画(改定)では、「司法試験合格者の1,500人程度への増加については、修習の内容や方法の改善、司法修習生の修習先への受入れ態勢等について継続的に調査・検討を行った上で、国民各層からの意見を反映した新たな中立的立場で行う検討の結果をも踏まえて、適切かつ迅速に検討を進め、早急に結論を得て、所要の措置を講ずる」こととされている。

本来市民社会における権利確保や紛争解決の手段であるべき司法が、実際には十分機能せず、行政その他により解決が図られている場合が多い。司法が本来の機能を果たすためには、法曹人口の大幅な増加が不可欠である。また、規制緩和が進む中で自己責任の原則が強く求められており、その際の社会的インフラとしての司法の重要性が増している。訴訟のより一層の迅速化を図るためには、欧米諸国と比較しても極端に少ない法曹人口を大幅に増員することは不可欠である。このため、司法試験合格者の1,500人程度への増加については、

既往の閣議決定に従い、その着実な推進を図るべきである。

なお、法曹人口の大幅増員については、現在、司法制度改革審議会において検討が進められており、その検討結果をも踏まえて、適切かつ迅速に実現を図る必要があり、同審議会において、前向きな改革案を可能な限り早期に取りまとめられることを強く期待する。

イ 司法修習を経ていない者に対する法曹資格の付与の拡大

司法試験合格の後司法修習を経ない者に対する法曹資格の付与に関しては、現在、裁判所事務官、法務事務官、法制局参事官等、官の部門等における実務経験が司法修習に代わるものとして認められている。しかしながら、国際化、技術の高度化が進む中で、民間企業の下で一定の法務業務に従事する場合にも、司法修習に十分に代替する実務経験と認めることが可能な場合があると考えられる。

については、規制緩和推進3か年計画（改定）の「司法試験合格後に民間における一定の実務経験を経た者に対して法曹資格の付与を行うための具体的条件等を含めた制度的な検討」につき、司法試験合格者数の1,500人への増加問題についての検討の一環として、早急に結論を出すべきである。

ウ 外国法事務弁護士と弁護士との提携

外国法事務弁護士と日本の弁護士との特定共同事業（以下「特定共同事業」という。）については、平成10年8月の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（以下「外弁法」という。）の改正により、一定の緩和、拡充が行われたが、外国法事務弁護士は日本人・日本企業間における日本法に関する法律事務が行い得ないことから、特定共同事業も完全なパートナーシップとは言えないものとなっているほか、外国法事務弁護士による弁護士の雇用については依然として禁止されたままとなっている。

外国法事務弁護士による弁護士の雇用を禁止する理由としては、雇用関係に伴う指揮命令権を通じて脱法行為を行うおそれがあることなどが挙げられているが、雇用主である外国法事務弁護士又は被雇用者である弁護士が仮に脱法行為を行えば当然それぞれ外弁法又は弁護士法に基づく懲戒を受けることとなる

以上、雇用そのものを禁止する合理的で具体的な根拠に乏しいと言わざるを得ない。また、外国法事務弁護士による弁護士の雇用禁止規定をあたかも弁護士業務の独立性の要であるかのように言う議論も聞くが、弁護士の独立性は弁護士の使命又は職務として多年確立されてきたものであって、外国法事務弁護士による弁護士の雇用を認めたとしても、それゆえに弁護士の独立性が損なわれるとは到底考え難い。このように、外国法事務弁護士による弁護士の雇用を法律によって禁止することは必ずしも合理的な理由は見出せず、当委員会としては、内外の要望等を踏まえ、外国法事務弁護士による弁護士の雇用を禁止している外弁法の規定を見直し、廃止することを検討すべきであると考えらる。

しかしながら、この問題についての検討は長時間を要するであろう現況を踏まえれば、その間、日本法及び外国法を含む包括的、総合的な法律サービスを我が国の国民・企業が受け得る環境を整備することが急務である。また、外弁法の改正で特定共同事業は緩和・拡大されたものの、その内容は未だ限定が残っているため、限定の境界が曖昧になることによる不都合が生じることも考えられる。

このため、当面、外国法事務弁護士と弁護士による包括的・総合的な協力関係に基づく法律サービスがあらゆる事案について提供できるよう、特定共同事業の目的に関する規制を見直すなど所要の措置を検討すべきである。

3 金融・証券・保険

(1) 「他業禁止」に係る規制の見直し

銀行及び保険会社の「他業禁止」に係る規制については、本業以外の業務を営むことによる異種のリスクの混入を阻止すること、銀行業務又は保険業務に専念することにより効率性を発揮すること、利益相反取引を防止することなどにその趣旨があるとされている。こうした趣旨を踏まえて、金融システム改革法(金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成10年法律第107号)をいう。以下同じ。)においては、資産運用手段の充実、企業の資金調達の円滑化・多様化、多様なサービスの提供などとともに、本体業務の範囲及び子会社・関連会社等の業務範囲が整理された。

免許制の下において銀行等の業務範囲に一定の制限が課されることについては理解できるが、「他業禁止」に係る規制については、金融・情報通信技術の発展や金融業界の再編の流れに対応できないものとなっていないかという見地からの検討が必要であり、そうした見地から見直しを行うべきである。

(1 - 1) 銀行及び保険会社本体の業務範囲の見直し

- 1) 銀行及び保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言
- 2) 銀行のパソコンソフトの顧客向け販売
- 3) 銀行の利用回線のリセール

これらの業務については、銀行及び保険会社の経営を不安定にするものとはいえず、銀行業務又は保険業務と極めて密接な関係を有し、経営効率を高めるための業務であれば、銀行又は保険会社本体が行うことには支障がないと考えられる。

したがって、銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高めると思われる業務を、銀行又は保険会社本体で行うことについて、利用者保護の観点を含め検討を開始し、平成13年度末までに、銀行及び保険会社本体の業務範囲についての考え方を整理し、結論を得るべきである。

(1 - 2) 子会社に対する規制の見直し

ア 従属業務と金融関連業務の兼営

銀行及び保険会社は、従属業務（銀行又は保険会社の営む業務に従属する業務）を営む会社と金融関連業務（銀行業又は保険業に付随し若しくは関連する業務）を営む会社を子会社とすることができるが、現在は、各業法上それぞれの子会社を別にしなければならないとされている。

銀行及び保険会社の分社化経営においては、子会社の機能を業務の近接性に応じて自由に再編し、グループとしての経営効率の向上を図っていくことを可能とすることが、顧客サービスの改善にもつながる。この観点から、子会社が効率的な経営を行うことができるかが、グループ経営の大きな課題とされている。

したがって、子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ検討を始め、平成13年度末までに、銀行及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて結論を得るべきである。

イ 従属子会社の収入依存度規制の緩和

従属業務を営む銀行又は保険会社の子会社は、主として親銀行、親保険会社又はそれらの子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社と位置付けられており、各法令において、親銀行又は親保険会社やそれらの子会社からの収入依存度（親銀行等のために業務を行うことによって得られる営業収入を当該業務に係る営業収入の総額で除した比率）について、原則として90%以上とすべきとされている。

他方、競争政策上の観点から、公正取引委員会の独占禁止法第11条ガイドラインにおいては、金融業が認可を受けて5%を超えて株式を保有できる従属業務子会社の要件として、収入依存度が原則として50%以上であることとされている。

銀行法又は保険業法その他業制限の規定を根拠に、一般事業に起因する異種のリスクが親銀行又は親保険会社に波及すること等を防止するといった観点で独占禁止法ガイドラインと異なる収入依存度規制がかけられている趣旨と見受け

られるが、そのような厳格な規制は子会社の経営効率を損なう可能性があると考えられ、したがって、平成 13 年度末までに、子会社経営の効率化の観点から、収入依存度規制を緩和することについて結論を得るべきである。

ウ 子会社等の業務範囲の拡大

銀行及び保険会社の子会社の業務範囲については、他業禁止の観点から、法令上に個別に列記されている。この中で、例えば、リース業務を営む子会社については、原則としていわゆるファイナンス・リース業務に限定されている。金融システム改革法の施行前においては、銀行の子会社にリース業務は認められておらず、銀行のいわゆる 5 % 関連会社にのみ銀行業務の周辺業務として認められていた経緯があるが、金融監督庁の事務ガイドラインにおいて「5 % 関連会社が現に行っている業務についてのみの特例措置として、当分の間認める」との取扱いの下、いわゆるファイナンス・リースに限定されず、リース会社としてリース全般の業務を行うことができることとなっている。

ファイナンス・リースも含むリース業務については、業法上でその定義が不明確であるため、一般的な定義にかかわらず、実務上は、当該業務の実体を踏まえた上で、設備資金の貸付けと同一の経済的効果を有するかどうかという観点から、子会社が行い得る金融関連業務に該当するかどうか判断されていることであるが、「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、子会社の経営効率の改善という観点から、平成 13 年度末までに、銀行等の子会社に対していわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得るべきである。

エ 業務範囲規制の適用対象範囲の見直し

現在、保険会社の子会社等は業務範囲が規制されているが、その規制の適用対象範囲は、金融監督庁の事務ガイドラインにおいて、「保険会社の子会社（保険業法第 2 条第 13 項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。）子法人等（保険業法施行令第 2 条の 2 第 2 項に規定する子法人等（子会社を除く。）をいう。）及び関連法人等（同条第 3 項に規定する関連法人等をいう。）」とされている。

なお、ここで、関連法人等とは、保険会社が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該保険会社の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる法人等をいうとされている。

しかしながら、保険会社が実質的に支配している子会社や子法人等に業務範囲規制を適用することは、他業禁止の趣旨から理解し得るとしても、保険会社との間に直接の支配・従属関係のない関連法人等にまで同じ規制を課すことは過重なものとなっており、同法人等の経営に必要以上の制約を及ぼし、その効率性を損なう可能性がないではない。

したがって、平成 13 年度末までに、保険会社の子会社等の業務範囲規制の適用対象は、保険業法上の子会社と子法人等に限定することについて結論を得るべきである。

(1 - 3) 銀行等による保険商品の販売とその範囲拡大

保険募集を行う者は、保険業法上、現在は、生命保険募集人、損害保険代理店等に限定されており、銀行等は保険商品の販売（保険募集）ができない。

また、規制緩和推進 3 か年計画（改定）では、「銀行等による保険商品の販売について、弊害防止措置等を講じた上で、住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険については、平成 13 年までには銀行等による販売を認めるとともに、それ以外の保険商品についても、早期に銀行等による販売の対象とすることを検討する。住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険については、銀行等の販売はその銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことを検討する。」とされたところである。

銀行等による保険商品の販売が早期にかつ幅広く認められないと、販売チャネルの多様化・効率化や、契約者のワンストップ・ショッピングのニーズにも対応できないと考える。

したがって、上記の 2 品目については、弊害防止措置等を講じた上で、遅くとも平成 13 年までには、銀行等による販売を認めるべきである。また、それ以外の保険商品についても銀行等による販売対象とすること及び銀行等の販売す

る保険商品はその銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、平成12年度中に結論を得るべきである。

(1-4) ノンバンク等異業種のCD・ATMからの銀行預金引き出し

ノンバンク等異業種のCD・ATM(現金自動支払機又は現金自動預払機)のうち、銀行が占有管理していないものについては、銀行の支店その他の営業所に該当しないことから、銀行預金を引き出すのに利用することができない。

しかしながら、CD・ATMの相互接続の状況を見ると、銀行間の相互接続に加え、郵便局のCD・ATMからも預金引出しができるようになってきている。さらに、銀行等の再編・提携が進む中、今後、証券会社や保険会社との相互接続についても要望が強まるものと思われる。

銀行の店舗やCD・ATMを行政が事前に規制するという発想から転換し、利用者の利便を更に高める観点から、異業種のCD・ATMからも銀行預金が引き出すことができるよう検討を始め、平成13年度末までに結論を得るべきである。

(2) イノベーションに伴う新たな金融商品・サービスの提供等の促進

金融・経済の国際化の進展や金融・情報通信技術の発展は、金融システムのイノベーションを促し、多様で魅力的な商品・サービスの提供を可能とさせてきている。こうした流れの中にあって、21世紀を展望した金融サービスの在り方などが議論されている。新しい金融の流れを支え、金融イノベーションを促進するためには、金融仲介者の創意工夫が発揮される枠組みを提供する必要がある。他方、利用者保護を図りつつ、自己責任原則を徹底できる状況を更に醸成していくことも必要である。

したがって、今後の金融のルールについては、利用者保護と金融仲介者の創意工夫とのバランスの取れた規制等のルールを形成し、新たな金融商品・サービスの提供等の促進が図られることが重要である。

(2 - 1) 有価証券募集に際しての目論見書交付の簡素化

証券取引法上、有価証券の募集又は売出し等に際しては、投資家保護の観点から、投資家に対して、あらかじめ又は同時に目論見書を交付することが義務付けられている。目論見書とは、有価証券の募集又は売出し等のためにその相手方に提供する当該有価証券の発行者の事業等に関する説明を記載した文書をいい、有価証券の募集又は売出しに際して、一般投資家が得ることのできる直接的な開示情報である。

また、投資判断をするに当たり、有価証券届出書を見ることはむしろ少ないことから、目論見書が投資に際しての判断材料としての重要な機能を果たしている。加えて、一般投資家は、募集又は売出しに際し、通常、発行会社、引受人、証券会社等から投資の勧誘を受け又は一定の期限が来れば失権する等により短期間内での投資判断を行うこととなるのが通常である。このような状況の中で自己責任において的確な判断をするためには、有価証券届出書による間接的な開示情報では不十分であることから、投資家に対し直接的な情報開示が必要との観点から設けられた制度である。

現在進行中の日本版ビッグバンを混乱無く、かつ、確実に実現していくためには、より一層適正かつ十分な情報が投資家に開示されていなければ実現されず、これ無くしてはかえって市場拡大の阻害の要因になりかねないものと考えらる。

しかしながら、目論見書の交付がこれらの要請を受け、必要以上のコストや時間が掛かることとなれば、かえって投資家及び発行者にとり効率的な資金配分が損なわれる場合もあると考えられる。投資家保護を図りつつ、より効率的な取引を可能とすることは、投資家にとっても金融イノベーションの成果を享受することにも資するものである。

この問題に関しては、現在、有価証券報告書等の開示書類の電子化について検討が進められているところであるが、これと併せて、十分な投資家保護を維持しつつも、平成 13 年度末までに、投資家自らが選択した場合にはより簡素な目論見書交付も可能とするなどの目論見書交付の簡素・合理化の措置を行うべきである。

(2 - 2) 認可投資顧問業者による合同運用の解禁

認可投資顧問業者は、相対契約を締結した顧客のために忠実に投資顧問業を行う必要があり、個々の顧客との間で忠実義務を果たすために、各顧客の契約資産について個別に運用判断をしている。金融システム改革法の施行後は、投資顧問業者が投資信託委託業を兼業することが認められたことにより、投資信託委託業者として私募投資信託を設定することによって、複数の顧客資産を合同運用することは可能となったものの、個々の顧客に対する忠実義務を全うさせる観点から、投資顧問業者としての合同運用は認められていない。

しかしながら、認可投資顧問業者が、投資家の判断を踏まえて、合同運用することができるようにすれば、より効率的な資産運用が可能となるほか、新たな金融商品の開発にも資する。

したがって、投資家保護に十分留意しつつ、認可投資顧問業者が顧客資産を合同運用できることとするについて、平成 12 年度中に結論を得るべきである。

(2 - 3) 個別株オプション取引における反対売買との相殺

個別株オプション取引において顧客が権利行使を行うと、オプションの対象となっている株券の売買が成立し、所定の決済日に証券会社との間で株券と代金の受渡しを行うこととなるが、当該顧客が同一株券の反対売買を同じ日に決済するとしても、それぞれ別の取引として決済する仕組みとなっているため、それを相殺することができず、それぞれの取引について株券と代金を受け渡す必要がある。

このような現状は、投資家の利便性が低く、受渡しのリスクを伴っていることから、投資家の利便性を高めると同時に、取引の安全性を高める観点から、平成 12 年度中に、相殺を可能とするよう必要な措置を講ずるべきである。

(2 - 4) 保険商品の届出対象商品の拡大

規制緩和推進 3 か年計画(改定)においては、「届出制の対象となる保険商品の範囲を大幅に拡大することとし、情報力・交渉力が比較的高いと考えられる、企業や年金基金等に対する保険については、早期の届出制への移行に向けて、

また、家計向け保険については、契約者保護の枠組みの整備状況を勘案しつつ、原則届出制への移行について、検討を進める」とこととされている。

本年8月の保険業法施行規則の一部改正により、企業向け保険の原則届出化など届出対象商品の拡大が行われたことは評価できる。

規制緩和推進3か年計画の趣旨に沿い、今後とも、企業や年金基金等に対する保険については早期の届出制への移行に向けて、また、家計向け保険についても原則届出制への移行について、引き続き検討を進め、平成13年度中に結論を得るべきである。

(2-5) リスク細分型自動車保険の地域区分の撤廃

リスク細分型自動車保険については、現在は、保険業法施行規則により、保険契約者の保護等の観点から、全国を7地域に区分し、それぞれの地域の保険リスクに応じた料率を算定することとなっている。

この点を含めリスク細分型自動車保険については、規制緩和推進3か年計画(改定)において、同保険の取扱いに関する「ガイドラインの廃止について、同保険の販売による自動車事故の被害者救済に与える影響を踏まえた実質的な基準を引き続き検討する」とこととされている。

保険契約者の保護という観点からは、現行の地域区分の必要性に合理的な理由は認められず、したがって、今後、ガイドライン廃止に係る検討の中で、上記の影響を勘案しつつ、速やかにリスク細分型自動車保険の地域区分を撤廃することについて結論を得るべきである。

(3) 事前規制型行政から事後チェック型行政への速やかな転換

金融システム改革法の制定より、資産運用手段の充実、企業の資金調達の円滑化・多様化、多様なサービスの提供などが可能となったが、その趣旨を踏まえ、今後は監督行政の在り方についても、パラダイムの転換が求められている。つまり、従来は事前指導的な行政により競争を制限するような手法が採られていたが、金融機関などが自由な経営戦略や自由な商品開発により公平な土壌において競争することが可能となるよう、行政の在り方を事前規制型から事後チェック型に転換していくことが規制改革の基本である。

しかしながら、行政の運用姿勢及び規制全体を俯瞰すると、こうした転換が遅れている部分又は取り残された部分が散見されるのが現状であり、引き続き関係者の改善努力が求められるとともに、監督行政の在り方についてパラダイムの転換を促進する観点からの見直しが必要である。

(3 - 1) 保険商品の事前届出制の見直し

規制緩和推進3か年計画(改定)では、「届出制の対象となる保険商品の範囲を大幅に拡大することとし、情報力・交渉力が比較的高いと考えられる、企業や年金基金等に対する保険については、早期の届出制への移行に向けて、また、家計向け保険については、契約者保護の枠組みの整備状況を勘案しつつ、原則届出制への移行について、検討を進める」こととされている。

こうした観点を踏まえ、企業分野の保険に係る事前届出制の在り方については、行政当局による商品内容のチェック基準をできる限り明確にする取扱いとし、行政当局に裁量の余地をできる限り残さないものとするなど、保険契約者の保護の観点を踏まえつつ、引き続き見直しを行い、平成12年度中に結論を得るべきである。

(3 - 2) 金融会社の株式保有規制の見直し

独占禁止法では、金融業を営む会社は、国内会社の発行済株式総数の5%(保険会社の場合は同10%)を超えて株式の保有をすることが禁止されている。これは、金融会社が事業会社の株式を保有した場合、それが比較的低い持株比率であっても、資金供給による影響力と相まって、事業会社に対する支配力が容易に形成されることにより、金融会社が多数の事業会社を支配下において企業グループを形成し、金融会社の事業支配力の集中化が進むおそれがあること等が背景とされている。さらに、近時、大手金融会社間の大型再編等が進んでいることから、金融会社の事業支配力の集中を未然に防止することが引き続き必要との見方もある。他方、行政の在り方を事前規制型から事後チェック型に転換していくことが規制改革の基本であり、金融会社の株式保有規制については、金融会社の株式保有を事前に外形的に規制するものであることから、日本の金融会社間の競争が激しくなっている中において、金融会社の企業活動

に対する過重な制約となるおそれがある。

したがって、金融会社の株式保有制限については、金融会社間の競争が激しくなってきたことや金融再編が進んできていること等の金融機関を取り巻く環境の変化の推移を踏まえ、現行の規制が現時点でも適切なものとなっているかという観点から、見直すべきである。

(3 - 3) 法令解釈等への対応

金融監督庁は、事務ガイドラインにおいて、法令解釈等の照会に際し、所定の場合には、書面による照会を求め、書面による回答を行う旨を規定している。

これは行政の透明性を高める観点から評価できるものであるが、実際の運用を見ると、金融監督庁が発足し間も無いことから必ずしも態勢が十分でなかったこと等もあって、対応が不十分であった場合も否定できないと認められる。

今後においては、行政の透明性や国民の利便に資する観点から、事務ガイドラインに沿った対応を徹底すべきであると考ええる。

(3 - 4) 証券外務員登録における営業所名記載の廃止

証券会社及び銀行は、証券外務員を金融再生委員会（実際の事務は財務局に委任されている。）に登録するに当たり、現在、その氏名・住所、業務履歴等のほか、所属する営業所の名称を記載することとなっている。

所属営業所を記載する理由としては、証券外務員の監督上必要であることが挙げられているが、証券会社等の人事異動に伴い、大量の変更申請書を提出するなど事務負担が膨大となっている。なお、証券外務員の登録原簿に営業所の名称の記載がなくとも、証券外務員の監督上必要な場合には、営業所に問い合わせることで対応することも可能であり、これを廃止しても問題は少ないと思われる。

したがって、事前監督行政からの転換という観点から、平成 13 年度末までに、証券外務員登録における営業所名記載を廃止することについて結論を得るべきである。

(3 - 5) 社内預金の下限利率規制の見直し

社内預金制度は、労使が協力し自覚をもって自主的な運用を図ることが基本とされているが、その金利については、預金の両当事者が使用従属関係にあることも考慮し、労働基準法に基づき、金融機関の受け入れる預金の利率を考慮して定める下限金利を下回ってはならないこととされている。また、その下限利率については、現在は、毎年 1 月に見直しを行うこととされている。

しかしながら、法令で下限金利は市中金利の実勢に則して定めるとされているにもかかわらず、市中金利の変化に対応した金利設定を妨げていると認められることから、下限利率を毎年 1 回見直すという方法を改める必要があると考える。

したがって、社内預金金利の下限利率を年 1 回改定するという方法から、例えば、下限利率の改定期間の短縮又は下限利率と市中金利との乖離幅が一定を超えた時点を改定時期とする方法などにより、市中金利の動きをより反映した時期に下限利率を見直すことができるよう、平成 12 年度中にその改定方法を見直すべきである。

(4) 機関投資家の資産運用等に係る規制の緩和

機関投資家の資産運用及び資金調達手段の多様化を図ることは、経済全体の資金配分の効率化に資するものである。こうした観点から、以下の措置が早急に講じられることが重要である。

(4 - 1) 厚生年金基金の特定金銭信託における証券現物を用いた資産の移管の解禁及び自家運用に係る運用対象資産の拡大()

厚生年金基金については、現在、その資産規模が 500 億円以上であって、一定の要件を満たすものとして厚生大臣の認定を受けたものについてのみ自家運用が認められている。また、自家運用の運用対象は、債券、預金等の元本保証資産に限定されている。

しかし、厚生年金基金の特定金銭信託契約における金銭信託の制限があり、運用先を変更する場合に証券現物を用いた資産の移管ができない。このため、こうした規制は、早期に撤廃すべきである。

また、運用対象規制については、運用対象のリスクに応じた運用管理体制が整備されている基金に対しては、基金のポートフォリオ全体での効率的かつ安全な資産運用を妨げるおそれがある。したがって、運用対象規制についても、資金の性格を踏まえつつ、債券、預金等以外の資産についても運用対象とすべきである。

これらについて必要な措置を含んだ法案が国会に提出されているが、その速やかな成立を期待したい。

(4 - 2) 保険会社の外貨調達原則自由化

金融監督庁の事務ガイドラインにおいて、保険会社の健全性に関し報告を求める場合及び業務改善を求める場合の監督上の着眼点として、保険会社の外貨調達について、1) 保有する外貨建資産のヘッジを目的としたものであるか、2) 円に転換されているかの2点が挙げられている。

保険会社に係る外貨調達に関する規制は、順次緩和されてきたものの、保険会社に対する監督がソルベンシーマージン規制を中心とするようになった現在、保険会社自らの判断に任せても問題は無いのみならず、むしろ保険会社の保有資産全体での効率的運用を妨げるおそれもあることから、外貨調達に関する規制を廃止すべきである。

(5) 店頭登録市場の活性化方策 ()

店頭登録市場は、証券取引所に上場されていない株式の売買のための市場として、証券取引法上の認可を受けた自主規制機関である日本証券業協会が運営しており、中堅・中小企業の資金調達の場となっている。

ベンチャー企業など21世紀を担う成長企業に対する円滑な資金供給のため、店頭登録市場は極めて重要である。したがって、市場の流動性を高めて店頭登録市場を活性化する観点から、引き続き市場改革に努めるべきである。

この点に関して、昨年12月1日、日本証券業協会の規則改正により試験的な措置としてマーケットメーカー制度(注)が導入されたところであり、これにより店頭登録市場の活性化が期待される。また、現在、マーケットメーカー制度の円滑かつ広範な実施の観点から、日本証券業協会においては、マーケットメ

イク銘柄売買執行システムの開発を進めており、これを評価する。

また、いわゆる「公開前規制」の見直しについては、店頭登録市場の活性化の観点から、本年7月1日の日本証券業協会の規則改正により措置されたところであり、これを評価する。

これらの措置を含め、引き続き店頭登録市場の活性化のための改革努力が行われることを期待する。

なお、この問題に関連して、店頭登録市場における登録基準の弾力的見直し、店頭登録企業の四半期ごとのディスクロージャー制度の導入、また、取引所市場における新興企業を対象とした新市場の創設など、市場間の競争により、中小・ベンチャー企業や次の世代を担う新規産業に対する円滑な資金供給を可能とする改革が急速に進みつつあることを、当委員会としても評価する。

(注) 証券会社が、自己の勘定に基づき常時売り気配・買い気配を提示し、投資家等の相手方と相対で交渉し売買を成立させる(マーケットメイクによる)取引制度をマーケットメーカー制度という。

4 エネルギー

(1) 電力供給システムの見直しと競争の促進

電力供給システムについては、効率化という要請と、エネルギー・セキュリティ、ユニバーサルサービス、安定供給及び環境負荷等の政策課題が両立する新たなシステムとして、小売の部分自由化等が実施されることとなり、本年 5 月に電気事業法の抜本改正が行われたところである。これにより、従来、事実上の供給区域独占によって、当該区域を担当する電力会社から電力の供給を受ける他に選択肢のなかった区域内の大口需要家が、他の電力会社や、新規参入事業者からも電力供給を受けることが可能となり、電力市場の約 3 割を占める特別高圧電力需要について、これまでの各電力会社による地域独占供給制度が廃止され、市場競争メカニズムに基づく大口電力市場が我が国に誕生することとなった。

同法は平成 12 年 3 月に施行されることとなっており、今後、大口電力市場に電力を供給する新規事業者（特定規模電気事業者）が参入することになる。その際、電力供給に当たって重要な役割を果たす送電ネットワークについては、これまで当該ネットワークを形成して来た各電力会社と、新たに参入する特定規模供給事業者とが共に同じ条件で使用することとなっているが、実際に特定規模電気事業者が多数参入し、大口電力市場が有効に機能していくためには、託送に係る料金・ルールをどのように設定していくかが重要な意味を持つことになる。

当委員会は、今年度、こうした託送料金・ルールの重要性にかんがみ、引き続き電力供給システムの見直し状況について注視してきたが、この点については、電気事業審議会基本政策部会においてその後も検討が行われ、その成果が本年 10 月 20 日の同部会報告において具体的な形で示されるに至った。

同報告によれば、託送料金の設定に当たっては、原価計算期間中における経営効率化の成果を織り込んで設定する方式（フォワード・ルッキング・コスト方式）を採用するとし、また、託送費用の特定に当たっては、いわゆる A B C（Activity Based Costing）会計の手法によってその客観性・合理性を担

保した仕組みとする枠組みを設けることとされている。また、こうした報告を受けて、通商産業省においては、電気事業法施行規則改正案や接続供給約款料金算定規則等、関連する省令案が公表され、パブリック・コメント手続に付されたところである。

今後は、省令案の確定を経た上で、各電力会社が、具体的な小売託送料金等を接続供給約款として定め、通商産業省に対して届け出ることとなるが、当委員会としては、各電力会社が、定められた託送ルールの枠組みに基づき、託送利用事業者の実態を踏まえたきめ細かい料金メニューを設定することを期待するとともに、行政においても、各電力会社が届け出た託送料金・ルールが、定められた託送ルールに基づいて合理的なものとなっているかどうかを監視し、必要があると判断した場合には変更命令を発動するなど、公正かつ中立的な運用に努めることにより、新しく発足する電力市場が有効に機能するようにすべきである。

また、これまで各電力会社が自主的に定め、公表してきた自己託送料金についても、小売託送制度の整備に伴い、各電力会社において、同じネットワーク利用制度である小売託送制度と比較して整合性の取れた制度とするなど、必要な見直しが行われることを期待する。また、今後、こうした状況を踏まえ、必要に応じて3年後の検証において、託送制度の在り方について検討すべきである。

(2) ガス事業における競争の更なる導入

ガス体エネルギーには、都市ガス、簡易ガスやLPガスといった多様な供給形態があり、その効率化を促すためには、ガス体エネルギー全体を見渡して、消費者選択を拡充し、市場競争を通じた効率化を目指すことが必要である。

ア 都市ガス(一般ガス事業)の休眠区域の見直しと簡易ガスの参入許可基準の明確化

当委員会は、本年7月の「規制改革に関する論点公開」において、都市ガス(一般ガス事業)の供給区域内に簡易ガス事業者が参入しようとする場合において、消費者による選択の余地を拡大するとの観点から、特に都市ガスの供給区域内でありながら諸般の理由により都市ガス導管が敷設されていない等によ

り事実上都市ガスの供給を受けることのできない区域(休眠区域)については、原則として簡易ガス事業の許可を与えるようにすべきとの問題提起を行った。

都市ガスの供給区域において簡易ガス事業者が参入しようとする場合の許可は、従来は、地方ガス事業調整協議会への付議が法律上必要とされていたが、同協議会の制度は本年5月のガス事業法の改正により廃止された。これに伴い、今後は、供給区域内に簡易ガス事業者が参入しようとする場合は、行政庁の許可を受けるだけでこれが可能となったが、行政庁においては、同協議会を廃止した趣旨を踏まえ、具体的にどのような基準に合致する場合には許可が出され、どのような場合には出されないのかについて事業者が予見可能性を持ち得る基準を示すことが求められていた。

この点については、総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会において審議が行われ、都市ガス事業者及び簡易ガス事業者の双方の意見を集約しつつ、本年10月の同部会報告において具体的な運用方針が示されるに至った。同報告によれば、まず、休眠区域の取扱いについては、全体普及率が80%に達していない市区町村を対象に実態の見直しを行い、供給区域の見直しが必要と判断されたものについては、平成12年6月末までに、各都市ガス事業者の申請に基づく供給区域の変更許可を行うこととされ、また、今後も一定の条件の下、定期的に見直しを行うこととされた。

一方、供給区域における簡易ガス事業への参入許可基準についても、需要家によるガス供給者選択を最大限尊重するとの立場に基づき、需要家利益の阻害性(ガス事業法第37条の4第3号)の基準及びガス工作物の過剰性(同法第37条の4第4号)の基準について、例えば分岐可能な既設導管から簡易ガス事業の供給地点群までの距離等の客観的な数値に基づく評点方式によって許可・不許可を判断するとの方針を明らかにすることとしたところであり、本年11月には、こうした方針に基づく具体的な審査基準が策定された。

当委員会としては、こうした休眠区域の見直し方針が具体的な期限を切って設定されたことを評価しており、今後、該当するガス事業者が自ら休眠区域の見直し申請を行うよう通商産業省においても適切に監督すべきである。また、供給区域内における簡易ガス事業の参入許可に係る審査基準については、こうした定量的な指標を用いた具体的かつ客観的な許可基準が制定されたことを評

価する。今後実際に簡易ガス事業者から都市ガスの供給区域内に対する参入許可申請が出された場合には、本審査基準に基づく厳正な運用に努めるべきである。なお、簡易ガス事業の許認可に係る権限は通商産業局長が有しているが、各通商産業局における運用が、本審査基準に基づき統一的に行われるよう徹底すべきである。

イ LPガス取引の適正化・料金透明化

LPガス（液化石油ガス）事業については、自然独占性を有する都市ガス等と異なり、行政が料金等を認可する仕組みとはなっていないが、都市ガスに代替し得る競合エネルギー源として、LPガスについても、消費者が料金を知り得るより効果的な仕組みを整備することが必要である。

この点については、通商産業省も、消費者の選択の自由を一層拡大するような環境整備を図ることが重要との認識を共有した上で、当委員会の問題意識を踏まえて検討を行い、本年10月にLPガスの取引適正化・料金透明化に向けたアクションプランとして、「LPガス取引適正化・料金透明化に向けた措置」を取りまとめた。同措置においては、LPガス料金の透明化への対応として、行政府からLPガス業界団体に対して、LPガス販売事業者ごとに標準的な料金表を作成し店頭置くなど、料金情報を積極的に提供するよう要請を行い、また、今後も主要各社に対してヒアリングや指導等を行うことにより、消費者が多くのLPガス販売事業者についてその料金やサービスの内容を比較できるような環境整備を進めることとされている。

当委員会としては、通商産業省における以上のような取組を評価する。今後、同省においては、LPガス事業における更なる競争を促進する観点から、LPガス取引の適正化・料金透明化に関する取組の効果を注視するとともに、必要に応じてLPガス事業者に対して所要の指導を行うこと等により、引き続き競争環境の整備に努めていくべきである。

5 情報通信

(1) 電気通信の接続や料金の問題

ア 長期増分費用方式に基づく新たな接続料算定方式に係る問題

長期増分費用方式とは、実際の費用発生額（ヒストリカル・コスト）によらず、地域通信網を現時点で利用可能な最も低廉で効率的な設備と技術で再構築した場合の費用（フォワード・ルッキング・コスト）に基づいて接続料原価を算定する方式である。長期増分費用方式に基づく新たな接続料算定方式の策定については、規制緩和推進3か年計画（改定）において「できるだけ早期に導入することができるよう、平成12年春の通常国会に所要の法律案を提出する」ことを定めている。当委員会としては、競争促進の観点からその実施状況を注視していく。

イ インターネット通信料金に係る定額料金の導入の促進

近年のインターネットの爆発的な普及に伴い、インターネット通信料金に係る定額制度の導入を始めとする料金の低下を求めるニーズが高くなっている。今後の電気通信市場の成長ポテンシャルは大きく、インターネットの更なる普及のためには、一般家庭が支払い可能な料金水準でインターネットが自由に使えることが重要であり、従来 of 電話線を活用するDSL（デジタル加入者回線）や無線による接続、CATV、衛星など次々に現れる多様なアクセス回線技術の速やかな導入を促進していくべきである。

具体的には、現在開発と実用化が進みつつあるDSLを円滑に導入し、新規事業者による積極的参入の促進を図るべくネットワークのアンバンドリングと接続条件についての公正な整備を中心として、早急に検討し所要の結論を得るべきである。

さらに、現在構想の出ている電話線を利用する代わりに家庭への接続を無線で行う方式については、多彩なメディアの出現として歓迎し、その積極的な利用に向けて技術的な検討等の環境整備を進めていくべきである。

ウ 第一種電気通信事業者の利用可能なネットワークの柔軟性確保

第一種電気通信事業者による他者回線利用については、現行制度の下で、1) 破棄し得ない使用权 (IRU)、2) 相互接続、及び3) 業務委託により可能となっている。第一種電気通信事業者の中には、電気通信事業法との整合性の下に、これらの利用の柔軟性を求めるニーズがある。

この点については、本年内を目途に明確化のためのマニュアルが作成される予定とされているが、電気通信事業者による回線調達方法に関する理解の一層の促進を図り、透明性を確保することが重要であるとの観点から、当委員会としてもその状況を注視していく。

エ 公正競争条件の整備および利用者利便の確保

利用者が契約する電気通信事業者を変更しても、これまで使用していた電話番号を引き続き使用できるようにする番号ポータビリティの導入や、利用者が電話のサービスを利用する場合に、あらかじめ事業者を選択し登録しておけば、当該事業者の事業者識別番号のダイヤリングを省略して通話が可能となる事業者選択制 (優先接続) の導入は、電気通信分野における公正競争条件の整備及び利用者利便の増大の観点から重要である。これらの制度については、導入のための必要な措置を講ずることとされており、当委員会としてもその検討状況を注視していく。

(2) 電波の有効利用

近年、携帯電話等の移動通信システム、加入者系無線アクセスシステム、無線を利用したインターネット構想など、無線による電気通信が特に注目されるようになってきた。このような電波の特性をいかした無線通信の発達は、経済社会の発展、国民生活の充実のための原動力として期待されるとともに、光ファイバや銅線を敷設するより低コストであり、多様なサービスを提供することから、地域通信市場における有効競争の促進に重要な役割を果たすと考えられる。

有限希少な電波資源を一層有効に活用するために、周波数の割当方式の在り方について検討することは、21世紀の我が国における情報通信の在り方をも

左右する極めて重要な課題である。

近年の技術革新に伴う第3世代移動通信（IMT-2000）など新システムの開発、電気通信市場における競争の進展等から、電波利用ニーズが増大し、周波数が逼迫してきている。このため、周波数資源の開発等新たな電波の有効利用技術の開発・導入、既往の用途別周波数の再分配、効率的かつ透明性の高い免許処理手続の導入などを一体のものとして推進し、有限な資源である周波数の最大限の活用を図るべきである。

以上のような状況を踏まえ、周波数の有効利用の促進及び無線局免許手続の透明性・公平性の確保の観点から、特に以下について速やかに検討し、所要の措置を着実かつ強力に講ずるべきである。

ア 特定の電気通信業務用無線局等の免許申請の公募

周波数の割当ては、現在、原則として先願順処理方式によって行われているが、携帯電話システムのように、全国又は一定の地域において占用的に周波数を使用する電気通信業務用の無線局等の免許申請については公募を行うこととする。公募により競願状況となった場合の免許の付与について比較審査方式を用いるときには、可能な限り客観的、具体的、定量的な審査基準を定めてこれを公開し、その基準に基づいて審査を行う。なお、当面定性的な判断基準を併用せざるを得ない場合には、定性的基準を構成する要素をあらかじめ公開することとし、その審査結果については、理由を付して公開する。公開の際には、情報公開法の規定を考慮しつつ行うこととする。

イ 長期的かつ総合的な周波数使用計画の策定

電波の有効利用と透明性の一層の向上を図り、周波数の開発、イノベーションを促進するためにも、周波数の使用に関する長期的かつ総合的な視野に立ち、かつ技術の進歩に合わせた柔軟性を持つ周波数の使用計画の策定を行うこととする。その際、免許を受けた周波数帯の実際の使用状況も考慮し、新たな周波数ニーズに対応して必要な周波数帯を確保するため、周波数の使用計画に沿って速やかに周波数移行がなされることなどにより、電波の有効利用を確保するための方策を確立する。

ウ 周波数資源開発のためのイノベーションの促進

周波数資源開発のためのイノベーションを促進するために、周波数使用に関する方針を明確に示し、さらに、電波法の技術基準については、今後とも国内外の技術開発を行う民間企業等の意見を反映させ、可能な限り自由度の高い基準となるように努める。

(3) 行政情報化の推進(各種申請の電子化、オンライン化、ネットワーク化)()

行政の情報化については、「行政情報化推進基本計画の改定について」(平成9年12月20日閣議決定)に基づき、総合的・計画的に推進されているところであり、特に、国民負担の軽減等を図る観点から、申請・届出等手続のオンライン化を一層推進することが重要な課題となっている。このため、電子文書の原本性の確保、ネットワーク上の申請者等の認証、手数料の納付方法など、行政手続のオンライン化に当たって解決を要する課題については、民間有識者等で構成される総務庁の共通課題研究会において検討が進められている。

また、産業創出・産業競争力強化のための規制改革(平成11年7月13日産業構造転換・雇用対策本部決定)に基づき、この共通課題研究会の検討結果を踏まえて、平成11年度中に各種手続の電子化・オンライン化を一層推進するための基本的枠組みを策定し、これを受けて、推進事項と実施スケジュールを明確にした省庁別のアクション・プランを策定するとともに、政府認証基盤(GPKI)の構築に向けた取組を進めることとされている。

さらに、ワンストップ・サービスについては、その整備方針として「ワンストップサービスの推進について」(平成11年3月31日行政情報システム各省庁連絡会議了承)が策定され、各種の行政手続について、平成12年度内を目途にインターネットを活用した行政手続の案内・教示、申請等様式の提供を進めるとともに、手続自体のオンライン化を進めることとされている。

書類の電子データによる保存については、高度情報通信社会推進に向けた基本方針(平成10年11月9日高度情報通信社会推進本部決定)及びこれに基づくアクション・プラン(平成11年4月16日同本部決定)に基づいて、情報通信の高度化のための諸制度の見直しとして、引き続き推進することとされている。

る。

こうした動きの中、規制緩和推進3か年計画（改定）においては、多岐にわたる行政分野に係る計102項目について具体的な各種申請・届出等手続の電子化・オンライン化、書類の電子データによる保存を推進することとしており、これに基づく取組が進められている。

インターネットの急速な普及、電子商取引の実用化の動きなど、行政情報化をめぐる動きは急速であり、また、情報通信技術を活用した行政サービスの向上への要請はますます高まっている。政府においては、行政手続に係る国民負担の軽減、許認可等の審査、処理の迅速化等の観点から、上に掲げた諸施策を一層強力に推進するとともに、ワンストップ・サービスの実現に必要な国の行政機関、地方公共団体等を通ずる公的部門のネットワークの構築に積極的に取り組んでいくべきである。

6 運 輸

(1) 自動車損害賠償責任保険の政府再保険

自動車は、自動車損害賠償責任保険（以下「自賠責」という。）の契約が締結されているものでなければ運行の用に供してはならず、保険会社は、正当な理由がある場合を除き、自賠責の契約の締結を拒絶してはならないこととされている。そして、政府は、保険会社が自賠責の事業によって負う保険責任を再保険することとされ、その再保険金額は、責任保険の保険金額の 100 分の 60 とされている。現在、自賠責の在り方については、平成 11 年 9 月にまとめられた「今後の自賠責保険のあり方について」（運輸大臣懇談会報告書）を踏まえ、現在自動車損害賠償責任保険審議会で審議されており、その中で政府再保険の在り方についても議論されている。

政府再保険制度の見直しについては、運輸大臣懇談会報告書では、1) 被害者保護対策が充実されること、2) 政府保障事業が維持されること、3) 政府再保険の運用益を活用した交通安全対策、交通事故被害者救済対策に係る政策支出については、内容を吟味の上、事業内容、財源問題について開かれた議論を行い、必要とされた事業については継続すること、4) 自動車ユーザーなどにメリットがあること、5) 制度改正に伴うコストが合理的な範囲であること、の点について、議論され、検証・確認された段階で、結論を得ることが適当である、とされている。

自賠責の政府再保険については、制度創設時と異なり、現在では保険会社に十分な担保力があるため、リスクヘッジの観点からは必要ないと考えられる。また、これを廃止することは運輸省及び保険会社双方の事務の簡素化にも資する。その一方で、被害者保護の観点から、現在政府再保険制度を通じて行われている保険金支払いの適正化のための保険会社の監督や運用益を利用した交通安全対策、交通事故被害者救済対策のための事業は重要な問題であるが、それらを行う方法は政府再保険制度以外にもあり得ると考えられる。

したがって、自賠責の政府再保険の廃止については、以上を踏まえ、速やかに、上記の点について必要な方策を検討した上で、具体的結論を得るべきである。

なお、自賠償は、強制保険であり、かつ保険会社に引受義務があることから、現在政府再保険部分以外の部分は保険会社の共同プール制で運営されており、かつ保険料率は各社共通となっているが、将来的には、強制保険、引受義務を維持しつつ、保険会社間の競争を促進する方策について検討すべきであると考ええる。

(2) 貨物運送取扱事業の運賃・料金規制の見直し

貨物運送取扱事業の運賃・料金は、現在、事前届出制であり、一定の場合には運輸大臣は変更命令を発することができることとされている。

運賃・料金の設定は、貨物運送取扱事業者の経営戦略の中核をなす事項であり、政府の規制は極力排除すべきである。また、利用者は、提供されるサービスとその料金水準を勘案した上で、自己責任で事業者を選択すべきである。

したがって、貨物運送取扱事業の運賃・料金の事前届出制については、原価計算書の添付の廃止、事後届出制その他のより自由な運賃・料金規制にする方向で検討し、必要な措置を講ずるべきである。

(3) 内航海運暫定措置事業の進捗状況 ()

内航海運業における船腹調整事業については、規制緩和推進3か年計画に則り、できるだけ短い一定期間を限って転廃業者の引当資格に対して日本内航海運組合総連合会が交付金を交付する等の内航海運暫定措置事業(以下「暫定事業」という。)を導入することにより従前の船腹調整事業を解消することとされ、平成10年5月に暫定事業がスタートしたところである。暫定事業は収支相償った時に終了することになっており、交付金の単価は当面5年間毎年度漸減し、5年後(平成15年度)に改めて見直すこととされている。また、納付金の単価はこれに一定額を上乗せした額であるが、3年後(平成13年度)に暫定事業の収支状況を勘案して見直すこととされている。

暫定事業が長期にわたって実施されると、新造船建造のためには納付金を納付しなければならないことから、内航海運業への参入が抑えられることになり、その間サービスや料金の競争が生じにくい状態が続くことになる。納付金の単価を低くし、納付期間を短くするためには、交付金の単価を低く抑え、交付期

間をできるだけ短くする必要があると考える。

したがって、以上を踏まえ、暫定事業については、平成 15 年度の交付金の単価見直しの際に、内航海運業への参入障壁を小さくしていく観点から、事業収支を勘案しつつ、できる限り単価を低く抑える方向で検討すべきである。

(4) 強制水先の範囲の見直し

一定の大きさ以上の船舶の船長は、特に交通の難所とされる港域又は水域(東京湾等全国 10 か所)において、その船舶を運航するときは、水先人を乗り込ませなければならないこととされている。

これに関し、規制緩和推進 3 か年計画に基づき、これまでに神戸港及び横浜港・川崎港について、強制水先の対象船舶の範囲がより狭く限定されたところである。

強制水先の対象船舶の範囲については、船舶交通の円滑化等の観点から真に必要な範囲に限るべきである。このため、引き続き、港湾の輻輳状況や埠頭の整備等による状況の変化の見られる港域又は水域から、強制水先の対象船舶の範囲について順次見直しを行い、必要な措置を講ずるべきである。

(5) 混雑空港の発着枠の配分方法、発着枠の増加

航空運送事業については、平成 12 年 2 月から改正航空法が施行され、航空路線については、原則として航空会社が自由に選択し、参入できることとなる。ただし、羽田空港、伊丹空港等発着枠の制限がある混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を经营しようとする航空運送事業者は、当該空港ごとに、運輸大臣の許可を受けなければならない。その際、混雑空港の発着枠を各航空会社にどのように配分するかが、航空運送事業者の競争条件の整備の観点から重要な課題である。

ア 混雑空港の発着枠の配分方法

混雑空港の発着枠の配分については、新規参入の航空会社への優先配分、ミニマムのネットワークの維持・形成など利用者利便の向上に配慮した航空輸送サービスに対応する路線への配分を行った上で、既存航空会社への配分を行う

という方針で行われる方向である。このうち、既存航空会社への配分については評価方式を優先的に採用するが、具体的な配分については、発着枠の必要性が具体化した段階で、有識者からなる検討組織により公開の場でその方式を検討して行うこととなっている。(平成12年の羽田空港の発着枠の増加に伴う配分については、現在混雑飛行場スロット配分方式懇談会の場で検討されており、来年2月～3月までに結論を得ることとなっている。)

発着枠の配分は、各航空会社にとって経営上の重要な要素であり、一定以上の予測可能性があると同時に、公正な競争を可能とするよう、客観性と透明性をもった方法で行うべきである。

その意味で、評価項目や数値化手法を含む評価方式をできるだけ明確かつ具体的に設定するべきである。また、その評価方式はみだりに変更すべきではなく、評価方式の変更を航空政策の観点から行う場合であっても、真にやむを得ない場合に厳に限定するとともに、その理由について合理的かつ明確な説明が行われなければならない。

現在検討中の羽田空港の発着枠の増加に伴う配分については、今後の配分方式の重要な参考となると考えられることから、上記の考え方に従って行うべきである。また、今後の発着枠の回収に伴う再配分についても、上記と同じ考え方に立って行うこととすべきである。

イ 発着枠の増加

航空運送事業者に自由に競争させるためには、発着枠に制約のある混雑空港を無くすことが必要であるが、それが困難な場合においては、発着枠をできるだけ増加させるよう工夫を行う必要がある。

これについて、運輸省の空港処理容量検討委員会における検討の結果、来年から羽田空港の発着枠が拡大されることになったことは評価される。今後とも、安全・環境上の配慮を行いつつ、発着枠をできるだけ増加させるよう工夫を行うべきである。

(6) 自動二輪車等に係る規制の見直し

ア 高速道路における最高速度に係る規制

高速道路走行における最高速度規制は、現在、普通自動車、大型自動車（バス等）については 100 k m / h、軽自動車、大型自動車（トラック等）、自動二輪車については 80 k m / h となっている。

最高速度はそれぞれの自動車の走行特性を勘案して定められているところであるが、速度の異なる自動車が混合して走行することは、速度が同じ自動車が走行することと比較して、危険度が高い。したがって、最高速度を上げることと最高速度を整合化することとの安全確保上のバランスを見極めた上で措置することが必要である。

警察庁においては、現在、軽自動車と自動二輪車について、最高速度を 100 k m / h とするか否かについて調査・検討しているが、平成 1 1 年度中を目途に検討を終え、特段の問題がなければ、速やかに所要の措置を講ずるべきである。

イ 高速道路における自動二輪車の二人乗りに関する規制

高速自動車国道及び自動車専用道路においては、自動二輪車（側車付きのものを除く）の二人乗りは禁止されている。その理由は、1）バランスが取りにくく継続して高速走行を行う場合には危険性が高いこと、2）日本の高速自動車国道等は、欧米に比べカーブが多く見通しも利きにくく、車線や路肩の幅が狭いことなどとされている。

交通安全の確保は国民の重要な利益である。一方、高速道路における自動二輪車の走行については、1）韓国を除く主要国では二人乗りが認められており国際的に例外的な規制であること、2）二人乗りを認めることは国民の利便性を高める側面があると考えられること、3）高速道路は高速走行で危険性が高い一方で対面通行がないことや信号がないことから一般道と比較して安全である側面もあること、4）二人乗りが禁止されてから 30 年以上経ち交通状況も変化していること等、二人乗りを認める余地があるとも考えられる。

したがって、警察庁において、二人乗りを認めることの可否について真摯に調査・検討し、できるだけ早期に結論を得るべきである。

(7) 車両通行に係る規制の見直し

ア 特殊車両通行許可手続の見直し

道路法第 47 条に基づく車両制限令により車両の幅、重量、高さ、長さ等の最高限度が定められているが、これらの限度を超える場合であっても、やむを得ない場合には、道路管理者の許可（特殊車両通行許可）を得て道路を通行することができることとされている。許可申請の附属書類は、一部フレキシブルディスクで提出することも既に認められており、また、更新又は変更の許可申請の際の附属書類は、内容に変更のない場合、前回許可時に申請者に返却された副本を再提出すれば足りることとなっていることから、新規に作成する必要はない。さらに、経路図についてもコンピューター端末による自動作成やフレキシブルディスクによる提出を可能とする等のためのシステムを開発中である。

特殊車両通行許可手続については、更に申請者の負担軽減を図るため、経路図の提出部数の削減、包括申請における車両区分の見直し、審査期間の短縮等について検討すべきである。また、現在開発中のシステムについては、申請者の負担及び審査期間を可能な限り縮減することに資するものとし、できるだけ早く供用開始すべきである。

イ 車両の軸重制限の見直し

車両の軸重は道路に与える影響を勘案して、現在 10 トン以下とされている。一方で、車両の振動に伴う積荷破損を防止する観点からエアサスペンションを採用している車両の普及が図られつつあるが、このエアサスペンションについては、軸重が道路に与える影響を軽減する可能性があると言われている。

したがって、このようなエアサスペンション装備の車両の道路構造物に与える影響について、自動車業界等との協力の下に技術的検討を速やかに開始し、その結果を踏まえて、エアサスペンション装備の車両の軸重制限を緩和できないか検討すべきである。

（なお、上記のうち（ 7 ）に係る 2 項目については、本見解の「13 基準認証等に関する意見・要望等への対応」の前文を参照のこと。）

7 流 通

(1) 消費者の利便性の重視と流通業の新たな形態を踏まえた規制の見直し

(1 - 1) 薬局以外の一般小売店における医薬品販売範囲の見直し等

ア 医薬品の範囲の見直し

医薬品は、医療の様々な場面において使用されているが、その迅速かつ安定的な供給は、安全性の上に立ってなされなければならない。このため、医薬品の中には、副作用等の危険性が相対的に少ないものもあるが、これらの医薬品を含めすべての医薬品について、薬事法(昭和35年法律第145号)及びそれに基づく法令等により、販売に関して厳しい制限が課されている。例えば、医薬品の中には、要指示医薬品のように作用の強い医薬品であり、医師の指示の下に使用しないと危険なものもある一方、例えば大衆薬の中には、指名買いなど薬剤師の服薬指導等を仰ぐことなく購入されている場合や、その薬効についても有効性や安全性が確認され作用の厳しいものではないことから常備薬として自らの判断が必要なときに使用されている場合もある。医薬品の販売規制は、人命に関わる社会的規制であるが、自己に必要な医薬品を選択するという消費者の利便を必要以上に奪う結果とならないようにすべきである。

このような観点を踏まえ、行政改革委員会の規制緩和の推進に関する意見(第2次)(平成8年12月16日)において、医薬品のカテゴリーの見直しの検討が盛り込まれ、これを受けて、規制緩和推進計画(再改定)(平成9年3月28日閣議決定)において、「医薬品のうち人体に対する作用が比較的緩和で、販売業者による情報提供の努力義務を課すまでもないものについて、一般小売店においても販売できるよう、医薬品のカテゴリーを見直す」とされた。厚生省は、中央薬事審議会に医薬品販売規制特別部会を設置し、検討を進めた結果、本年3月31日に、ビタミン含有保健剤、健胃清涼剤、外皮消毒剤等15の製品群について医薬品のカテゴリーから医薬部外品のカテゴリーへ移行する措置を講じ、薬局以外の一般小売店における販売を可能としたところであり、評価する。

他方、この15製品群以外の医薬品については、他の医薬品との併用、体調等により副作用が発生するおそれがあり、一定の知識経験を有する者による情報提供が不可欠であるとして、今回の対象からは除外された。

これに関して、医学的薬学的観点から、今回以上の見直しは適当ではないとの意見もあるが、１）今回見直しの対象外となった大衆薬の中にも、一般小売店で販売しても問題ないものがあるのではないかと、諸外国で一般小売店で販売されているものがあるのではないかと、さらに、２）そもそも特定の製品群を医薬部外品へ移行するのではなく、医薬品自体のカテゴリーを見直すべきではないかとの意見もあるところである。

消費者の利便性の確保とは、必要な情報の開示を前提として、消費者が必要なときに必要な医薬品を自ら購入できるという選択肢を確保するという意味を持つものであり、医薬品の安全性の確保と矛盾するものではないと考える。

以上を踏まえ、規制緩和推進３か年計画（改定）において、医薬品の範囲については、１５製品群についての上記の措置の「実施状況を踏まえつつ、必要に応じ引き続き見直す」とされたことを踏まえ、引き続き、医薬品のカテゴリーの見直しを検討すべきである。

イ 一般用医薬品添付文書及び使用上の注意の記載要領

一般用医薬品添付文書及び使用上の注意の記載要領については、本年８月に新たな通知が発出され、医薬品の使用に関する注意等が、一般使用者にとってより見やすく、分かりやすいものとするよう改善が図られたが、その際、旧通知に基づく添付文書及び使用上の注意については、平成１４年３月末までが猶予期間とされた。

このため、医薬品購入についての消費者の適切な判断に資する観点から、一般医薬品の効能効果、副作用、飲み合わせ等消費者にとって重要な情報がより適確に分かりやすい形で提供されるよう、上記通知の実施状況を把握するとともにその周知徹底を図るべきである。

（１－２）医薬品一般販売業における薬剤師・管理薬剤師の配置義務の見直し

ア 薬剤師の配置義務の総合的検討

医薬品は適正に使用しなければ保健衛生上の危害を引き起こすことがあり、専門家である薬剤師による服薬指導がなされるべきであることから、薬事法上、薬局及び一般販売業の店舗には薬剤師を常時配置しなければならないとされて

いる。

しかしながら、実態としては、副作用の少ない医薬品については、服薬指導等がなされていない場合があり、また、薬剤師が不在の場合には、医薬品を販売できないこととなっているにもかかわらず実際に販売がなされている場合も散見される。この問題は、消費者が医薬品を購入する際の自己責任の在り方とも関連する問題である。

この問題に関しては、平成10年12月、都道府県等に対して、薬局等における薬剤師による管理及び情報提供等の徹底について通知が出されているが、薬局等における医薬品の販売の実態について調査分析し、そのデータを公表した上、薬事法上の薬剤師の配置義務と実態とが乖離している場合にはその改善のためどのような措置を講ずるべきか、必要な対策を総合的に検討して所要の措置を講ずるべきである。

イ 管理薬剤師の兼務規制の見直し

薬事法上、管理薬剤師については、その薬局及び一般販売業の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除くほか、その薬局等以外の場所で業として薬局等の管理又はその他薬事に関する実務に従事してはならないとされている。また、管理薬剤師は、服薬指導、その店舗に勤務する薬剤師その他の従事者の監督、その店舗の構造設備及び医薬品その他の物品の管理等を業務としている。

しかしながら、実態として、管理薬剤師がすべての顧客に対し、常時服薬指導をしているとは認められず、また、従事者の監督、構造設備及び物品の管理についても、巡回等により十分対応可能であると考えられる。さらに、インターネットによる双方向通信等新しい技術の活用により対応できる余地も大きい。

したがって、管理薬剤師の兼務規制の在り方については、勤務の実態、双方向通信等新しい技術の活用状況等を踏まえ、見直しを検討するべきである。また、この検討結果を踏まえ、必要に応じてその特例となる許可の活用について都道府県等に周知徹底を図る措置を講ずるべきである。

(1 - 3) 食品・飲食店営業許可基準の適正化

現在、飲食店営業その他公衆衛生に与える影響が著しい営業(政令で34業種を指定)については、都道府県知事の許可制となっており、都道府県知事は、業種別に施設基準を定めることとされている。

各都道府県における施設基準による許可の実態を見ると、例えば、コンビニエンスストアが飲食業許可を受ける場合においても、カウンター内の床のタイル貼り、床への排水設備の設置等を義務付けるなど、小規模飲食店を想定していると考えられる措置をそのまま新しい業態にも要求するなど、明らかに過剰と考えられる例があるとの指摘もある。

以上のように公衆衛生上の観点から合理的理由が認められないと考えられる規制は改善するよう都道府県に周知徹底を図る措置を講ずるべきである。

(2) 卸売業の構造変化を踏まえた規制の見直し

ア 医薬品卸売一般販売業における管理薬剤師の配置規制の見直し

医薬品の卸売一般販売業においては、医薬品の適正な使用を確保するために、副作用の情報提供等を製造業者や医療機関に対して、迅速かつ適切に行い、医薬品の品質が損なわれないように医薬品を適正に管理することが必要である。したがって、現在、卸売一般販売業においても、こうした業務を行うために必要な知識を有する管理薬剤師が実地に管理しなければならないこととされている。

しかしながら、発達した情報通信網の利用などにより、卸売業を通じて副作用の情報提供等を行う必要性が低い場合もあり、また、医薬品の卸売業者については、製品を開封せずにロットを分け、各店舗へ配送する作業のみ行っているものも少なくない。

この問題に関し、規制緩和推進3か年計画(改定)では、「平成11年度中に、医薬品卸売一般販売業において、管理薬剤師の配置の在り方について検討し、結論を得る」こととされており、医薬品卸売一般販売業における管理薬剤師の配置規制の見直しについては、平成11年度中に結論を得て、平成12年度中に必要な措置を講ずるべきである。

イ 分社化された医薬品配送センター等における管理薬剤師の配置規制

複数の薬局等を擁して医薬品一般販売業を含む会社が、自社の薬局等に医薬品を配送するための配送センター等を有している場合に、経営戦略上の観点から当該配送センター等を分社化し別法人化すると、当該配送センター等は、配送業務のみを行っている実態に何ら変更がない場合であっても、現行の薬事法上、新たに独立の卸売業者として位置づけられ、医薬品販売業に関する規定が準用される結果、新規に卸売業者として医薬品販売業の許可を受けなければならないこととなっている。

このように、単に配送業務のみを行っている卸売業者の場合、上記の見直しが行われることによりその利便性が向上することとなる。

(3) 申請書類・保存書類等の簡素化・合理化

(3-1) 同一ビル内等の薬店移設の申請

法令等の根拠に基づかない添付書類の問題については、「薬局及び医薬品の販売業に関する規制の緩和について」(平成6年12月28日付け薬発第1124号)及び「医薬品等に関する規制緩和」(平成7年12月28日付け薬企第84号、薬審第1159号、薬機第355号)において薬事法施行規則等に基づかない書類の添付を求めている地方公共団体はそれらの添付資料を求めないようにするよう都道府県に周知徹底が図られた。また、許可申請の際の添付書類については、平成8年の薬事法施行規則の改正等により、薬局の許可申請などの薬事法の規定による申請等の添付書類について簡素化が図られるとともに、上記省令改正等により、医薬品一般販売業の許可の申請の際に、当該申請以前と同一の書類が当該申請書の提出先である厚生大臣又は都道府県知事に提出されている場合は、当該同一書類の添付は省略することが可能とされた。

しかしながら、同一ショッピングセンター内における薬店(医薬品一般販売業)の移設の場合には、構造物として全く新たなものであるとされ、改めて医薬品を適切に管理するために必要な構造設備を有しているか、再度確認することが必要であるとして、依然として同一ビル館内で単に平行移動をする場合を含めて新規に申請を求めている。ショッピングセンターは、時代の流れに合わせて常に流動的に売場配置等を検討していくものであり、同一ビル館内(ある

いは同一法人内)において調剤業務を行わない薬店を移設する場合には、店舗の変更届出により処理をするなどの一層の簡略化を図る一方、例えば届出後の立入検査等により事後チェックを強化する方がより実態に沿った形である。

したがって、同一ビル館内で単に平行移動する場合等の申請手続等について、実態及び現状に沿った形で検討していくべきである。

(3-2) 薬局等を開設する法人役員の診断書提出の見直し

薬局及び薬店開設の際、申請者が法人の場合においては、薬事関係業務の遂行に当たり、業務決定や業務の直接代行等重要な影響を持つ役員が麻薬中毒者等であることにより起こりうる事故等を未然に防ぐために、その業務を行う役員に関する医師の診断書の提出を許可申請時に求めている。

しかしながら、チェーン展開をする薬局・薬店が増える等流通業の新たな実態を踏まえた形で、より迅速に手続を進め、消費者のニーズに対応していく観点から、これについて見直しを図るべきである。

なお、平成9年3月、法人においてその業務を行う役員であっても、当該法人において、薬事に関する業務に係る意思決定等に直接関与しない者については、医師の診断書に代えて、「精神病患者又は麻薬、大麻、阿片もしくは覚醒剤の中毒者」でないことを疎明する書面を提出することでよいこととする措置が採られている。

したがって、この緩和措置を拡大し、申請者が法人の場合において、すべての役員について医師の診断書は提出しないこととするにつき検討すべきである。

(3-3) 薬歴管理の電子化

薬歴の管理については、平成5年4月30日付け薬務局長通知及び同局企画課長通知並びに平成6年3月16日及び平成8年3月8日付け医療課長通知において定められているが、紙による管理を特段義務づけているものではなく、現在既に電子媒体による管理を可能としている。また、上記の医療課長通知では、保険薬局が薬剤服用歴管理指導料を算定するに当たっては、薬歴の記録について、「同一の患者について全ての記録が必要に応じ直ちに参照できるよう保

存・管理されていなければならない」こととしているところである。

しかしながら、1台のコンピュータで患者の一部負担額の計算等の診療報酬請求に係る電算処理及び薬歴管理を行っているため、コンピュータの容量の限界等により薬歴情報を迅速に取り出すことができないような場合に、保険薬局が上記内容を要件とする薬剤服用歴管理指導料を算定するためには、紙による薬歴の保存をするべきとの指導をしている都道府県がある。このように、実際には、電子媒体による薬歴の管理は効果的に利用されていないのではないかという意見もある。

したがって、薬歴の電子媒体による管理において、基準となるソフト等を開発し、その項目について一定の基準を示すこと等により、事業者の効率性及び消費者にとっての安心感を与えるべく所要の措置を講ずるべきである。

(3-4) 医薬品販売業者の自己点検記録の保存期間の見直し

現在、医薬品販売業者に対しては、自己点検記録の5年間の保存が義務付けられているが、実態としては、その作成に多大なコスト・時間を要し、書類の保存についても保管経費が必要になっている。

したがって、不要なコスト増加を防ぐ観点から、許認可等の申請書類の簡素化・合理化、書類の保存義務の見直しなどを規制緩和推進3か年計画(改定)に基づく政府の対応を引き続き注視していく。

(4) 大店立地法の適切な運用の確保

近年の小売業をめぐる様々な環境変化を基に、現行の大規模小売業の事業活動の調整に関する法律による調整の使命は終焉しつつあることや、一方で大型店の出店に伴う各種生活環境上の問題への対応といった新たな社会的要請に応える政策対応が必要であることなど、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会合同会議が平成9年答申において示した提言に沿って、平成10年6月に大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)が制定、公布された。また、平成11年6月に「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(以下「指針」という。)が公表されるとともに、平成11年10月には大規模小売店舗立地法施行規則が公布され、平成12年6月1日の

大店立地法の施行に向けての体制が整いつつあることについては評価する。

しかしながら、新法である大店立地法については、地方公共団体である都道府県・政令指定都市が法の実際の運用を行うこととなるため、地方自治体相互間で著しく運用が異なることは、大型店設置者にとっても、運用主体たる自治体にとっても好ましくない結果をもたらすことが懸念される。例えば、環境問題対策等の名の下に上乘せ規制や恣意的な運用がなされる可能性が全くないとは言えないとの指摘がある。したがって、設置者が合理的な根拠を示せば、指針の数値とは異なる数値を基準として使用できることとしているが、各地方自治体がそれらの数値の合理性の判断基準を確立する過程についても、国として十分に注視していく必要がある。

このような中で、大店立地法の運用において、法の適正な運用という観点から、国が法律の解釈についての見解を示しつつ、通産省及び各通産局に、設置者や地方公共団体及び消費者からの相談を受け付ける窓口の設置をすとしており、これによって地方自治体相互間の運用が、合理的かつ円滑に、適正な水準でなされていくことを期待する。

このため、大店立地法の施行において、地域社会全体の調和と公平かつ透明な手続が確保され、また特定の対象者のみが過度の負担を強いられないようにするとの観点から、産業構造審議会流通部会・中小企業政策審議会流通小委員会の間答申を踏まえ、指針については、大店立地法の施行後5年以内に国が必要な見直しを行うこととすべきである。また、当委員会としても、今後の進捗状況及び大店立地法の施行状況等を引き続き注視していく。

(5) 農産物検査の在り方()

米穀の生産者は、その生産した米穀を主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。)の計画出荷米(注)として売り渡す場合等には、その売渡しのとき等に国の検査を受けなければならないこととされている。

農産物検査については、平成9年12月の行政改革会議最終報告において、「積極的に民営化、民間移譲を検討する必要がある」とされ、これを受けて、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画(平成11年4月27日閣議決

定)において「民営検査への移行に向けて所要の法的措置を講ずることとし、平成12年の通常国会を目途に所要の法案を提出する」とされたところである。

当委員会では、昨年度の第1次見解において、「農産物検査を民営化するのであれば、食糧法施行時からの流通事情の変化等も踏まえ、検査に対する信頼性の確保の観点や流通の円滑化のための規制は必要最小限のものとし、産地や流通業者が自らの商品の品質に責任を持つという視点を踏まえ、市場原理を活用して民営化することが必要である」との指摘を行った。さらに、同見解において、「農産物検査の民営化の在り方に対する当委員会の指摘を踏まえつつ、市場原理を活用した関係者のコンセンサスが得られるような新制度の在り方を検討すべきである」とし、今後の検討方向を示したところである。規制緩和推進3か年計画(改定)においても、「農産物検査について、早期民営化に向け、市場原理を活用した関係者のコンセンサスが得られるような新制度の在り方の検討を進める」とされている。

以上の指摘等を踏まえ、食糧庁において、昨年の農産物検査の実施業務の民営化検討会(食糧庁長官の検討会)の中間とりまとめ(平成10年6月29日)の内容から更に踏み込んだ検討が進められた。本年6月に示された「新たな農産物検査制度のあり方について(案)」では、昨年の中間とりまとめにおいて、検査に対する信頼性の確保のために必要とされていた「一定の要件を満たす個人に対する検査実施者の資格の付与」が削除されるなど、産地や流通業者が自らの商品の品質に責任を持つ検査の在り方を目指すべきという当委員会の指摘に沿って一定の前進が見られたことについては、評価する。

農産物検査制度については、以上の経緯を踏まえ、検査を実施する民間検査機関の参入の仕組みについて、適切な検査を行うために必要な一定の要件を満たした者が参入できる登録制とするなど、市場原理を活用した関係者のコンセンサスが得られるような制度とすべきであり、今後、早期民営化へ向けて、法制度の整備を急ぐことが必要である。

(注) 自主流通米及び政府米として、第1種登録出荷取扱業者(農業協同組合等)又は政府に売渡し等を行う米穀

8 住宅・土地、公共工事

(1) 都心部等の都市内の土地の有効利用促進方策

現在、我が国では株価の回復に見られるように、企業活動の再活性化への芽が見られるが、これと対照的に都市部の地価はいまだ大幅な下落を続けている。株価も地価も、そのファンダメンタルズは将来予想収益の割引現在価値であり、市場による「将来性評価」という性格を持っている。したがって、最近の株価と地価の動きの乖離^{かいり}は、日本の企業収益性が回復しつつあると市場が見ているのと対照的に、日本の都市の土地収益性については市場は依然として厳しい評価を持っていることを意味する。(ただし、現在の地価を評価する際には、1) 我が国の地価決定にはファンダメンタルズの他に、夾雑物として「制度に付随する利用価値」と「バブル価値」が存在し、地価下落はこの「お化粧」が剥げ落ちたという性格もあること、2) 地価は、鑑定評価という性格から現在の土地経営の評価ではなく、土地を有効利用した場合の評価という性格がある点にも注意すべきであることは言うまでもない。)世界のどこにあらうと、投資対象として魅力のある都市には、生産活動を行おうとする人々が集まり、土地の収益性は高まる。現在、市場が厳しい評価をしているのは、投資の対象として、日本の都市の土地の魅力に疑問符がついていることを示唆する。この意味で、都市の魅力を回復する都心部のリノベーションの問題は、ミクロの都市問題であるとともに、マクロの日本経済活性化の問題でもあるとの認識を持つことが重要である。

また、都心部リノベーションは、生産・消費・労働・余暇・子育て・老後等の全てに関連し、特定の「市場」を超える総合問題であることから、単純な規制緩和のみの議論で扱える問題ではない。現在、都市計画中央審議会において都市計画制度の見直しの審議が精力的に進められているところであるが、当委員会としても「街づくりのやり方を改める」という観点に立って、新しい価値を創造する「戦略的規制」や「新たなルールづくり」も含めて、規制改革を図ることが必要であると考えます。

ア 多様な建築計画を可能とする新たな都市計画制度

都市内の土地利用については、都市計画において、必要に応じ、用途地域等の地域地区が定められることとされており、市街化区域においては、少なくとも用途地域を定めることとされている。用途地域ごとに一般的に定められている建築物の用途制限、容積率等については、地域の実情に応じて土地の有効高度利用を積極的に進めるために、高度利用地区、高層住居誘導地区等により、用途地域で定められた建築物の容積率の割増しや適正配分、形態制限の特例等がなされている。

今後、多様な建築計画や街づくりの要請がますます高まることが予想されることから、都心部等一層の高度利用を図るべき地域については、用途地域などによる都市計画の枠組みを基本としつつ、地域の実情と個別敷地の条件を踏まえた柔軟な建築計画が実現できる制度とすべきである。

イ 地区計画制度の改善

それぞれの地区において良好な街並み・景観・環境を創出・維持・保全する観点から、今後、地区レベルの詳細計画である地区計画の果たす役割はますます大きくなると考えられ、その普及・活用の促進を図る必要がある。

したがって、整備、開発又は保全のすべての面において地区計画を活用することが期待される市街化調整区域以外の区域において、より自由に地区計画の活用が可能となるようにすること及び複雑化した地区計画等の内容等についても一覽性を高める方向で、都市計画法において整理統合を図ることについて検討すべきである。

ウ 都市施設の都市計画制限の合理化

都市施設に関する都市計画が定められると、その区域においては建築制限等の都市計画制限が地上から地下まですべてに及ぶことになる。これは、都市施設に係る都市計画に立体概念が乏しいことに原因があると考えられる。

今後、既成市街地の地上空間及び地下空間における都市施設の立体的整備を促進するため、都市施設に関する都市計画決定について、従来の「区域」に加えて、「占有空間」を都市計画決定することができることとし、これに併せて、

都市計画制限についても、必要な見直しを行うことについて検討すべきである。

エ 都市計画の透明性の確保

現在、都道府県又は市町村は、都市計画の決定等をしようとする場合、必要に応じ公聴会の開催等住民の意見を反映するために必要な措置を講じた上で、都市計画の案を作成し、この案を公衆の縦覧に供し、関係市町村の住民及び利害関係人から提出された意見書の概要を都市計画審議会に付議するとともに、必要な場合には、それぞれ国又は都道府県との調整を経て、都市計画を決定するという手続を踏んでいる。こうした決定手続は、都市計画が住民の財産権に直接影響を与えるものであるとともに、その決定等に当たって専門的、技術的判断が必要とされることから採られているものである。近年、行政全般について、意思決定過程におけるアカウンタビリティの向上が求められており、都市計画決定に当たって、その必要性を十分に説明するなどの配慮を行うとともに、住民の理解を深めるため、地方公共団体の判断により、条例で縦覧期間を延長するなどの措置が可能となるよう検討すべきである。

また、こうした制度を実質的に機能させ、都市計画を分かりやすいものとするため、都市計画決定の際、都市計画を定める必要性（根拠）や当該案を選択した理由を明らかにすることや、都市計画に関する情報を開示すること等も重要であると考ええる。

オ 住民による地区計画提案制度の創設

近年の行政に対する市民参加の要請の高まりの中で、地区レベルで定められる都市計画である地区計画については、生活者たる住民自らの意思による街づくりを促進する観点から、地権者等から市町村に対して案の提案をより柔軟に行える方向で制度を見直すべきである。

また、こうした制度を実質的に機能させる上で、都市計画の専門的知識を有する者がその知識や経験を有効に活用しうる仕組みを構築することも重要と考える。

(2) 都市郊外部における計画的な土地利用転換・保全

ア 都市計画の区域区分に係る必要な制度見直し

都市計画においては、都市計画区域（一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要のある区域）を区分して、市街化区域（既に市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）及び市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）を定めること（線引き）が原則とされている。市街化区域及び市街化調整区域において開発行為をしようとする者は、法律に定められた基準に基づきなされる都道府県知事の許可を受けなければならないこととされる。

こうした線引き制度は、昭和30年代後半から40年代にかけての高度経済成長期に三大都市圏を中心として都市への人口及び諸機能の急速な集中が進み、必要な公共施設等の整備が追いつかないまま市街地の無秩序な外延化（スプロール化）が進む中で導入されたものであり、限られた都市整備財源を市街化区域内に集中的に投資し、市街地を計画的に整備・改善する一方、市街化調整区域において開発・建築行為を抑制することにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とするものである。

しかし、現在、一部の地域を除いて都市への人口集中は沈静化する一方で、都市機能を支える各種の産業の立地については、交通・通信網の整備とモータリゼーションの進展等に伴い、立地上の制約要因が無くなりつつある。線引き制度についても、こうした経済社会の変化に対応した制度とする必要がある。

第1に、現在の地方公共団体の都市計画行政における定着状況及び三大都市圏を中心に依然として存在する市街化圧力を考えると、線引き制度自体は、維持することが基本的に適当である。しかし、三大都市圏の既成市街地等一定の都市計画区域以外については、線引きするか否かは、都道府県が当該都市計画区域の市街化の状況、将来見通し等の地域の実情を踏まえて決めることができるようにすべきである。

第2に、現在、市街化調整区域について、全国一律の開発許可基準が適用されていることから、地域活性化を図ろうとする際の阻害要件になる場合がある等の弊害も指摘されているところである。このため、市街化調整区域について、全国一律の基準により開発を抑制するのではなく、区域内の状況に応じて開発

許可基準の変更ができるよう、弾力化を図るべきである。

第3に、線引きをしないいわゆる非線引き都市計画区域については、市街化圧力が弱く、一定地域の市街化を特に促進するとの判断がなされていない区域であることから、必要に応じて用途地域、地区計画、保全系の地域地区を定められることとするほかは、一般に開発を抑制するような厳しい立地規制を適用しないこととすべきである。

第4に、開発許可制度においては、一定の宅地水準の確保のために法令で定める技術的基準が適用されているが、街づくりに対する考え方が多様化しており、また、開発許可に係る事務が地方公共団体の自治事務になること等を踏まえ、一定の宅地水準の確保のため、技術的基準については法令で定めつつ、地域特性に応じて地方公共団体が個別に条例で基準を付加・強化すること等を可能とする制度とすべきである。

イ 農振農用地の指定に係る基準

近年、都市郊外部で大規模商業施設が立地する際等に、土地利用規制上の問題が生じるケースがあり、その際、いわゆる農振農用地区域における農地転用の問題として生じる場合も少なからずある。すなわち、農振農用地区域内の農地及び採草放牧地の転用については、農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならないこととされていることから、その転用に当たっては、農用地区域からの除外が前提となる。

現在、農振農用地区域内の土地を同区域から除外する場合、当該農地の重要性、周辺農地への影響に加え、転用後の土地利用目的の公益性等をも勘案しつつ判断されている。本年成立した食料・農業・農村基本法において、農地の確保及び有効利用が明確に位置付けられるとともに、地方分権推進一括法により、農業振興地域制度が都道府県及び市町村の自治事務として新たに位置づけられたことに伴い、本年7月に農業振興地域の整備に関する法律の一部改正法が成立し、従来、通達で定められていた農用地区域の基準についても法令上明確化されることとされた。

現在、この基準案が作成されているところであるが、その策定に当たっては、パブリック・コメント手続の実施により国民等からの多様な意見・情報が考慮

された上で決定されるようにとの観点からその状況を注視する。

ウ 土地利用に係るマスタープランの拡充

我が国の国土の土地利用については、地域に応じて、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法といった個別法による土地利用規制が、それぞれの個別の法目的の実現のためになされている。こうしたそれぞれの規制の調整等を図る観点から、マスタープランである国土利用計画法の土地利用基本計画の機能の強化を図るよう検討すべきである。

また、都市計画のマスタープランについても、あらかじめ都市の全体構想を明らかにし、地域社会の合意として明確にされた「目指すべき都市像」を実現するために具体の都市計画を定めていくことには、目指すべき都市像に関する地域社会の合意を醸成する過程で住民の参画を得るという意味で大きな意義がある。現在、市町村レベルでは、市町村マスタープラン制度があり、多くの市町村で策定されているが、都道府県レベルでは線引きの説明図書である「整備、開発又は保全の方針」が事実上のマスタープランとして扱われているのみであり、また、未線引きの都市計画区域についてはこうした「整備、開発又は保全の方針」が作成されないことから、こうしたマスタープランさえ策定されない状況にある。

このため、都道府県の都市計画に係るマスタープランを法定化するべきである。また、この都道府県の、マスタープランの決定・変更に当たっては、住民の意見を適切に反映させるために必要な措置を講じることが重要であると考えらる。

(3) 建築基準法改正（性能規定化）の実施状況（ ）

従前、建築基準法においては、建築物の工法・構造につき、素材・仕様等を詳細に指定していたが、昨年6月の建築基準法の一部改正により、基準の性能規定化が図られた。建築基準法改正のこの部分は、現在、政府において、平成12年6月の施行を目指して、政令改正等必要な作業が行われている。

建築基準法の性能規定化は極めて画期的な取組であり当委員会も評価する。しかしながら、それが実質的に大きな意味を持つためには、個々に適切な性能

規定が定められる必要がある。こうした意味で、当委員会は、新たに策定される性能規定が、1) ISO等の国際基準に整合したものであること、2) 技術革新、事業者による創意・工夫を十分に反映し、許容するものであること、3) パブリック・コメント手続の実施により国民等からの多様な意見・情報が考慮された上で決定されることを確保していくことが重要である。こうした観点から、当委員会は作業を注視してきたが、現時点で、以下のようなポイントを踏まえて作業が進められているところである。

- 1) 耐火構造、不燃材料等の法律に規定されたものについては、その技術的基準として必要な性能水準、性能試験方法等を定める。また、準不燃材料、難燃材料について、必要な性能を直接規定する方法に改め、その技術的基準として、必要な性能水準、性能試験方法等を定める。
- 2) 耐火建築物については、現行制度では、一律に鉄筋コンクリート造り等でないといけないが、耐火建築物の定義の見直しによって、建築物の空間形状等の特性に応じた計算によって耐火性能を確かめる耐火設計法が導入されたことに伴い、その技術的基準として耐火設計法により必要な耐火性能を有しているかどうかを確かめる方法等を定める。
- 3) 木造建築物の屋根等の防火規制については、法改正により不燃材料等の特定の仕様を義務付ける方式から屋根等の延焼防止性能を直接確認する方式に改められたことに伴い、その技術的水準として必要な性能水準、性能試験方法を定め、太陽電池一体型の屋根等の多様な工法の実現を可能とする。
- 4) 大規模建築物等について、建築物の利用者等の特性に応じた計算によって避難安全性を確かめる避難計算法を導入することとし、その技術的基準として避難計算法により必要な避難安全性を有しているかどうかを確かめる方法等を定めることにより、廊下・出入口の幅、歩行距離、排煙設備等に関する制限を合理化する。
- 5) 構造安全に関する基準については、現在、各部の材料、寸法、構造等を規定する仕様規定に適合した上で、一定規模以上の建築物については構造計算により安全性を確認することとされているが、新たに、
 - ア) 大規模の地震や台風等に対して建物等が倒壊、崩壊しないこと
 - イ) 中規模の地震や台風等に対して建築物に損傷が生じないこと

ウ) 使用上の支障のある変形等が生じないこと

を確かめる構造計算法を導入し、一定の仕様規定について適用を除外することとする。

また、従来、建築基準法第 38 条により建設大臣が認定してきた技術・工法のうち、既に一般的な技術として普及・定着してきたものについては、仕様規定及び性能の検証方法に係る規定の中に一般的な基準として位置付ける。

以上の見直しにより、免震構造建築物や輸入建材等の新工法、新材料の導入の円滑化を図る。

6) エレベーター、浄化槽等の建築設備の基準については、性能試験等による性能検証法を導入し、新技術を用いた製品や海外製品等の導入を円滑化するとともに、ホームエレベーターについては一律の速度以内とする制限を改め、安全対策の程度に応じて定格速度を定めることができるよう緩和する。

今後とも、建築基準法改正による規制改革の効果をできる限り早期に具体化していく観点から、規制緩和推進 3 か年計画（改定）の計画事項を引き続き着実に、かつ可能なものについては時期の前倒しを図りつつ、実施していくべきである。

(4) PFI 構想の具体化

公共施設等（道路・鉄道・港湾・空港・河川・公園・水道・下水道・工業用水等、庁舎・宿舍等、公営住宅・教育文化施設・廃棄物処理施設・医療施設・社会福祉施設・更生保護施設・駐車場・地下街等、情報通信施設・熱供給施設・新エネルギー施設・リサイクル施設・観光施設・研究施設等）の整備及び管理等に関しては、国及び地方公共団体等と民間事業者との適切な役割分担並びに財政資金の効率的使用の観点を踏まえつつ、当該事業により生じる収益等をもってこれに要する費用を支弁することが可能である等の理由により民間事業者に行わせることが適切なものについては、できる限りその実施を民間事業者に委ねるとの基本理念の下、そのための条件整備を図ることが必要である。

本年 7 月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」が成立し、9 月 24 日に施行された。同法に基づき、内閣総理大臣が基本方

針を定め、公共施設等の管理者等は実施方針を定めることとされている。また、同法に基づき、総理府に民間資金等活用事業推進委員会が設置され、基本方針の調査審議、実施方針の策定状況・特定事業の選定状況等の実施状況の調査審議、民間事業者等の意見の受付、内閣総理大臣又は関係行政機関の長への意見提出をすることとされている。

当委員会は、昨年来、PFI構想の具体化について審議を行ってきたが、上記のとおり本年法制度が新設されるとともに、法に基づく委員会も設置され、現在、基本方針策定の作業中であることから、この作業を注視することとする。

PFIに関する基本方針・実施方針の策定等とともに、個別のPFI事業の構想が更に具体化していくであろうことを考えれば、各事業ごとに民間事業者の参加意向や関連する諸制度の内容も異なることから、民間事業者の意向も踏まえ、各々の事業に適した官民の役割分担・責任分担の在り方、公共施設等の設置・管理に関する法律その他の関係法について、個別具体的に検討することが必要である。このため、当委員会としては、現行法令で公共施設等の管理者が定められている公共施設等について、当該法令を所管する官庁が現行法制の下でのPFI事業実施の法的枠組みを個別分野ごとに具体的に示すことを注視する。

こうした措置の結果として、一定の支払いに対し最も価値の高いサービスを提供するという形（Value for Money）で、かつ、国民に対して低廉かつ良好なサービスが提供されることが重要である。さらに、民間事業者に対する円滑な情報提供の重要性にも留意すべきである。

（５）その他

ア LPガス貯蔵施設立地規制の弾力化

建築基準法は、都市内で建築される危険物の貯蔵又は処理に供する建築物については、危険物の種類ごとに用途地域に応じてその数量を定めて、建築を制限している。LPガス貯蔵施設に関しても、各用途地域の指定の目的に照らし、市街地の良好な環境等を確保する観点から、各用途地域ごとに数量規制がなされているところである。

一方、従来LPガスの利用が主にタクシーに限られていたため、LPガス貯

蔵施設についても必ずしも住居系・商業系地域等に設置しなくてもよい環境にあったが、近年、環境対策としてLPガス自動車の普及の促進が求められている。

このため、LPガスの地下貯蔵の場合に貯蔵量規制を超える建築物に対して、建築基準法第48条の規定に基づく特定行政庁の許可を弾力的に運用するよう地方公共団体に周知徹底すべきである。また、実際に地方公共団体が弾力的に運用する際の指針について検討すべきである。

イ 合わせガラス及び複層ガラスのガラス板厚基準の整合化

現在、我が国の合わせガラス及び複層ガラスの板厚に応じた面積の算定方法は、建設省告示で定められているが、その考え方について諸外国の基準を踏まえ、算定方法の見直しを行うべきである。この点について、規制緩和推進3か年計画（改定）において、平成11年度中に検討し、12年度中に結論を得ることとされており、可能な限り早期に結論を得て、告示改正を行うべきである。

ウ 車両出入口のための歩道乗り入れの弾力化

道路から各建物敷地への進入する際の歩道への乗り入れのための歩道の切下げについては、道路管理者の承認を得て行うことができることとされている。この承認に関して、各道路管理者は審査基準を定めており、また、建設省は、道路管理者が審査基準を定める際の参考として一定の弾力的運用を可能とする承認工事審査基準（案）を策定し、公表している。

上記のとおり建設省の審査基準（案）はあくまで各道路管理者が審査基準を定める際の参考であるにもかかわらず、一部にこの審査基準（案）を硬直的に解釈し、具体の審査基準を策定し運用する道路管理者も見受けられることから、建設省は、地域の特性・状況等に応じた適正な弾力的運用が図られるよう、機会をとらえて道路管理者の注意を喚起すべきである。

エ 道路占用許可申請様式の統一

道路の占用許可の申請は各道路管理者に対してなされるものであり、その申請様式については、平成2年に道路法施行規則が改定され、統一が図られてい

る。

しかし、現実には、一部にこの様式と異なる様式を使用している地方公共団体も見受けられることから、様式の統一に関して、引き続き徹底に努めるべきである。

オ 建設業・不動産業に係る届出書の電子化

現在、建設業に係る許可申請書については、公衆への閲覧の観点から、正本一部及び営業所のある都道府県の数と同じ部数の写しの提出を求められているが、申請者の負担軽減を図る観点から、申請手続の電子化の推進とそのための所要の体制整備について検討すべきである。

また、宅地建物取引業者の免許申請・更新に関しても、フレキシブルディスクによる申請を可能とするよう措置すべきである。

(なお、上記のうち(5)に係る5項目などの7項目については、本見解の「13 基準認証等に関する意見・要望等への対応」の前文を参照のこと。)

9 医療・福祉

医療・福祉分野における公的サービスの改革は、我が国の主要課題の一つとなっている。社会の急速な少子高齢化は、新たな医療・福祉サービスの提供を要請する一方、今後予想される低水準の経済成長と相まって、トータルコストの抑制と負担の見直しを迫っている。「多様で良質な医療・福祉サービスをいかに効率的に提供するか」、それが改革のテーマである。改革の遅れは現世代の安心を損ない、次世代への負担を増加させることとなる。

医療・福祉の多くの領域では、サービス提供の主体が法令によって限定されており、そこに多額の税と社会保険料が投入されている。これらの領域では、これまで、安定的なサービス提供を優先する政策が採られてきたが、今後は、新たなニーズへの対応やサービスの向上を図るため、利用者の選択によるサービス提供主体間の競争の促進や提供主体の多様性の確保が必要である。その際、制度目的と整合を採りつつ、多様なサービス提供主体ができる限り公平な条件の下でサービスの充実を図り得るようにすることが望ましい。さらに、公的部門と民間部門との適切な役割分担の見直しも求められる。民間部門のサービス供給が一定水準に到達した分野や地域では、公的部門の撤退や民間部門では困難な領域への専門化が要請されるという一般原則が、医療・福祉分野においても、それらの分野の特性を踏まえつつ、適用されることが望ましい。

医療・福祉サービスの改革には、資金や人材の再配分が必要である。目的を明確にしつつ、配分基準や配分方法の見直しは欠かせない。また、サービスの質の維持を目的にしてきた施設・設備の必置要件や人員配置基準についても、本質的な部分を見定め、環境の変化により不要になったり合理性を欠く部分については、規制を廃止又は改革すべきである。

このようなサービス提供者側の改革とともに、利用者が多様で良質なサービスを選択しやすくする仕組みを導入することが重要である。このような観点から保険者の機能強化や、被保険者（利用者）の選択の自由については特段の工夫が求められる。また、選択を可能とするにはその前提としてサービス提供者側の情報をできる限り開示・提供することが肝要である。多額の税等を投入する分野としても、経営主体の財務内容の公開を含め、情報開示のシステムの整

備を進めなければならない。

さらに、医療・福祉分野、とりわけ医療分野においては、システムの効率化や利用者の選択を容易にするため、様々な視点からのサービスの標準化を図るべきである。他の医療・福祉先進国においても多様な制度の導入が試みられている。我が国の実情に適した制度の構築を精力的に進めることが必要である。

今年度も上述のような観点を軸に様々なテーマを取り上げた。医療・福祉分野は、新たな産業の展開や雇用の創出が期待される分野でもある。多様で良質な、効率の高いサービスの提供が、この分野の健全な発展の鍵を握っている。

その 1 医療分野における規制改革

(1) 医療分野における法人形態の在り方等

ア 国公立病院と民間病院の役割分担の在り方

国公立病院については、これまで国民・地域医療の確保に大きく貢献してきたが、近年の民間医療機関の量的・質的充実に伴い、地域ごとに医療提供体制の在り方を決定するに際して、医療機関の機能に応じて、それぞれの地域における実状を踏まえた取組が求められている。今回、当委員会では、国公立病院のうち国の開設する医療機関に着目し、その中で医療機関数の最も多い国立病院・療養所を中心に検討を行った。

国立病院・療養所については、国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針（昭和 60 年制定、平成 8 年改定：厚生省）においてその役割を国の施策として特に推進すべき政策医療の実施を担うこととし、基本的・一般的医療については、他の医療機関に委ねることとしている。現在、この方針に沿って、政策医療を遂行できない施設については、統廃合、経営移譲による民営化等を推進しており、平成 11 年の再編成見直し計画においては、平成 11 年 12 月現在、国立ハンセン病療養所 13 施設を除き計 211 施設ある国立病院・療養所を 153 施設にまで整理することとしている。

また、国立病院・療養所の経費負担については、区分の明確化を行い、いわゆる一般医療は診療収入により賄い、政策医療等本来採算に乗らないとされた経費については一般会計から繰り入れることとしている。また、近年、一般会

計からの繰入れ額は経営改善により減少している(平成6年度の2,588億円(繰入率24.9%)から平成11年度には1,418億円(繰入率13.2%)へと減少)。

国立病院・療養所については、民間医療機関との役割分担をより適切なものとするため、今後とも政策医療の在り方を検討しつつその遂行を役割の基本とし、その再編成を計画に基づき着実に行うことが重要である。なお、政策医療の在り方の検討に際しては、新たに政策医療として期待される医療を取り込む一方で、広く実施が可能になった医療については一般の医療機関に委ねるなど、医療環境、社会状況等の変化に適切に対応するという観点も重要である。

また、国立病院・療養所は、国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所を除き、平成16年度に独立行政法人に移行することとされており、企業会計を原則とした会計基準の導入等により、一層効率的・効果的な政策医療の遂行が期待される。

国立病院・療養所以外の国公立病院についても、同様に民間医療機関との適切な役割分担を確保する観点から、その役割の明確化と必要に応じて業務を見直す等の取組を進めることが重要である。

イ 民間病院の資金調達手段の多様化

医療費の患者負担割合の増大など医療費の適正化に関する取組が進んでいる。そのような状況の中で民間医療機関による適切な医療の提供を確保する観点から、銀行等からの借入れに限らない資金調達手段の多様化の検討が重要である。

厚生省では、平成11年度の医療経営安定化事業において調査・研究を実施するとともに、医療審議会において医療機関の資金調達について検討を行っているが、上記の観点から、資金調達手段の多様化について引き続き検討を進めるべきである。

ウ 医療機関経営に関する営利法人の参入の検討

医療サービスの質の向上には医療機関間の適正な競争の促進が重要であり、このため様々な取組が必要とされているが、医療サービスの提供主体についても、同様の観点から多様性が重要である。

福祉分野においては、在宅サービス(通所サービスを含む。)に関して多様な

主体の参入機会が増加しており、特に来年度から施行される介護保険法においては、在宅介護分野への営利企業の参入が認められている。現在、医療機関の経営主体については、原則として営利を目的とする者でないこととされているが、医療分野においても営利法人の参入を期待する声がある。

以上のような状況を踏まえ、企業による病院経営について、問題点や課題を整理し引き続き検討していくべきである。

(2) 病床規制の見直し

都道府県が定める医療計画においては、病床の適正配置及び効率化の観点から、医療圏の設定及び医療資源の一つとしての必要病床数について定めており、都道府県知事は、二次医療圏が当該医療計画で定められている必要病床数を超過している場合（病床規制地域）等には、病院を開設しようとする者等に対し、病院の開設又の病床数の増加に関して勧告することができることとされている。また、都道府県知事は、病床過剰地域において、医療法に基づく勧告を受けそれに従わない病院等から保険医療機関の指定申請があったときは、申請された病床の全部又は一部を除いて保険医療機関の指定等を行うことができる。必要病床数の算定にあたっては、医療を受ける者や医療を提供する者、学識経験者等の委員により構成される都道府県医療審議会における審議等により、客観性や透明性の確保が図られている。

病床規制は都道府県における人口当たりの病床数の地域間格差を縮小させ、医療資源の適正配分を推進する観点から意義はある。しかし、制度上、病床過剰地域では新たに病床を設けることが困難になっており、結果として医療資源の新たな投入が困難になっている地域がある。

病床規制については、病床を急性期病床と慢性期病床に区分するなど当委員会の第1次見解を踏まえて見直しを検討し、平成11年度中に結論を得ることとされている。医療審議会の「医療提供体制の改革について（中間報告）」（平成11年7月1日）においても、急性期の患者のための病床と慢性期の患者のための病床の区分の機能分化とそれに関する人員配置基準、構造設備基準を設定する必要があるとしている。これを踏まえ、病床規制については、急性期患者のための病床、慢性期患者のための病床を区分する制度の導入を早急に進めるべ

きである。

同時に、サービスの多様化、質の向上、コスト削減を促進する観点から、非効率な病床利用となっている医療機関に対して、その改善を促すための措置や、病院の廃業等に伴う不足病床の発生を活用し、新規参入を促進する積極的な方策を検討すべきである。

さらに、必要病床数算定式の在り方について、医療資源の適正配分を推進するため、現行の算定式を見直すことについて、検討すべきである。

(3) レセプト処理の電算化

診療報酬請求書及び診療報酬明細書の様式は省令によって定められており、保険医療機関又は保険薬局はこれらを磁気媒体又はフレキシブルディスクで提出できることとなっている。磁気媒体による請求は厚生大臣が定める地域に所在する保険医療機関又は厚生大臣が指定した保険医療機関に限定されており、平成11年4月現在、207の医療機関でその体制が整備されているが、全医療機関数の0.2%に過ぎず、医療機関のレセプト処理の電算化が進んでいない。

したがって、医療機関、審査支払機関及び保険者における事務処理の合理化、効率化の観点から、完全ペーパーレス化による電算処理化を一層推進すべきである。

医療機関からの磁気媒体によるレセプト提出の普及は、医療機関、審査支払機関及び保険者の事務処理の迅速化・効率化に資するものであり、また、将来の医療情報ネットワークの基盤となることが期待されることから、医療機関からの磁気媒体によるレセプト提出を一層普及・推進するため、積極的に広報活動を推進するとともに、今後、その普及状況を見つつ、必要に応じて普及方策についても検討すべきである。

(4) 保険者機能の在り方

ア 保険者による被保険者への情報提供等

当委員会の第1次見解を踏まえ、規制緩和推進3か年計画(改定)では、保険者が被保険者に対して保険医療機関に関する情報を積極的に提供し、被保険者が医療機関を選択しやすくなるような仕組みの導入を検討することとされて

おり、これについて検討を進めて早急に結論を得るべきである。

本来、保険とは、契約概念の下、負担と給付の関係においてリスクマネジメントを果たすものであるが、日本の医療保険制度においては、その機能が十分ではなかった。したがって、今後は、保険者のリスクマネジメント機能を強化するためには、国民皆保険制度の維持を前提としつつ、被保険者、保険者、医療機関それぞれに対して保険の契約概念を徹底することにより、保険者間及び医療機関間の競争を促進することが重要であると考ええる。

イ レセプト一次審査の自由化

診療報酬の審査・支払については、昭和23年の厚生省の通牒によって、健康保険組合が保険医である医療機関と契約し、その診療報酬を審査支払機関を通じることなく直接支払うことは保険医制度の健全な運営を阻害するものとされている。このため、保険者は社会保険診療報酬支払基金などの審査支払機関にレセプトの一次審査を委託し、自らは二次チェックを行い、審査支払機関に疑義がある場合には再審査請求を行っている。

しかしながら、診療報酬の審査・支払は、健康保険法及び国民健康保険法上、保険者の本来的な役割であり、保険者がレセプトの審査を行うことは、医療機関による診療報酬の過剰・不正請求の抑制、審査事務への競争原理の導入による効率化にも資するものである。

保険者がレセプトの審査を行うことについては、1) 保険者自ら必要な医師等を確保し、現行の審査支払期限内(約40日)において診療内容の適正な審査を行うことができる体制を整えなければならないこと、2) 医療機関において保険者ごとに請求先を変えなければならないこと、3) レセプト内容の疑義の調整機構が複雑になることなどの問題が生じることが挙げられているので、このような問題も踏まえつつ、審査支払機関への委託を行わずに保険者がレセプト審査を行うことの可能性について、当事者の意向も考慮しつつ、検討し結論を得るべきである。

ウ 民間保険事業者による健康保険組合の事務処理の委託等

民間活力の利用および合理化、業務の集約化の観点から、保険者(健康保険

組合)と民間企業(保険関係者等)が契約し、後者が健康保険組合の事務処理を委託できるように検討すべきである。このような仕組みにより、保険者の経営基盤が強化されることは、保険者機能の強化にも資するものである。

保険者機能の強化については、国民皆保険制度の下での保険者の在り方と密接に関係することから、保険者の単位、規模等と併せて中期的に検討することが重要であると考え。また、保険者による医療機関の選択の視点から第三者による医療機関の評価の結果を利用するとともに、保険者が行う審査、点検に際し、必要に応じ、適切な範囲で、請求に係る医療機関の情報を入手できる仕組みについても中期的な課題として検討することが重要であると考え。

(5) 医療費体系の在り方

良質な医療の提供のためには、地域医療計画による効率的かつ連携の取れた機能的な医療提供体制の整備と併せて、各医療機関の適正な競争を可能とする環境の整備も重要である。その観点から、医療費体系を機能的な医療提供体制にふさわしいより公正でより効率的なものとする検討が重要である。

ア 医療費体系とコスト評価の在り方

診療に要するコストの全体は、医師の技術料のほか医療提供組織としての人件費や材料費等の維持管理費、建物・設備の減価償却費等の投資的経費、関連サービス等の諸経費も含めて成り立っている。しかしながら、医療費の償還に関する体系である診療報酬体系には、元来、投資的経費、維持管理費等について、医療機関の形態を考慮して評価する仕組みがない。このため、現在の診療報酬体系に代えて、投資的経費等を含む医療費の全体を適切に評価する新たな医療費体系の必要性が指摘されている。

投資的経費については、厚生省の医療保険福祉審議会がまとめた診療報酬体系のあり方についての意見具申(平成11年4月16日)において、一律な価格となる診療報酬ですべて対応するのではなく、補助金等の他の仕組みとの組合せで対応すべきとの方針が示され、現在、中央社会保険医療協議会の場で具体的な方策について検討が行われている。

医療機関の形態に応じた投資的経費の公正な評価は、良質かつ適切な医療の

効率的な提供とその再生産を可能にする観点及び良質な療養環境の確保の観点から重要であり、その評価に関する検討を急ぐべきである。また、維持管理経費等の評価についても検討を進め、それらを含めた医療費体系の整備を図るべきである。なお、医療費の評価に際しては、都市部と地方におけるコスト差や収支状況の違いを踏まえて検討することも重要と思われる。

さらに、今後とも医療を取り巻く環境の変化に応じて医療費体系の見直しが適切に行われることが重要であり、定期的な見直しに関する手続を制度上に組み込むなど、必要な措置を検討すべきである。

なお、医療費体系の見直しに当たっては、医療に関わる多様な関係者の意見を適切に反映する仕組みが必要である。

イ DRG-PPSの導入

現在の診療報酬体系は、出来高払いを基本としているが、医療提供体制の整備と高齢化が進展した現在においては、費用対効果に問題があることが指摘されている。このため、医療費の償還に新たな方法を導入する必要性が生じている。医療費の償還には種々の方法があるが、DRG-PPSはその一つであり、既に米国等においては導入されているが、我が国では現在検討段階にある。

DRG (diagnosis related groups) とは、各種疾病を人的資源、医薬品、医療材料等の医療資源の必要度から、統計上で意味のある数百程度の診断群に整理・分類し、それに基づき管理を行う手法である。これと医療費の包括払い (PPS : prospective payment (pricing) system) を組み合わせ、DRGにより分類した各診断群ごとに、その標準的な治療法に要する経費から医療費包括払いの支払額を定める方法がDRG-PPSである。

DRG-PPSの導入に向けた検討状況については、医療保険福祉審議会から出された前述の診療報酬体系のあり方についての意見具申において、出来高払いと包括払いの最善の組合せを目指すべきこと及び段階的に包括払いを導入すべきことが示されており、さらに急性期入院医療の診断群別定額払い方式について、昨年より国立病院を中心とする10施設において183診断群に関して試行中である。

DRGについては、医療の標準化による医療の質の向上という観点から重要

な手法であり、D R G等の管理手法の普及を促すため必要な措置を講じるべきである。また、診断名等の用語の標準化、根拠に基づく医療(E B M: evidence based medicine)についても併せて推進することが、D R Gの普及にとって重要である。

さらにD R G - P P Sについては、医療費体系の合理化の観点から重要であり、その導入に際して必要となるデータの収集と具体的な導入方法の検討を急ぐべきである。

その際、既に海外において得られているデータ及び導入されている制度を参考とすることが重要である。

また、P P Sの欠点として粗診・粗療を招く可能性があるとの指摘があるため、具体的な問題点について併せて検討を進めるべきである。

(6) 医療における広告・広報及び情報開示等

ア 広告規制の見直し

現在、医療に関する広告については、客観性を欠く情報や不正確な情報から患者を保護する観点に立って、医療法において、原則として広告を禁止した上で、医師又は歯科医師である旨、診療科名、紹介することができる他の病院の名称又は診療所の名称等について広告することが認められている。

患者が良質な医療の提供を受けるためには、適切な医療機関を選択するのに十分な情報が必要となる。このため、より幅広い情報提供の必要性が指摘されており、この観点から広告規制の見直しが進められている。

医療分野の広告規制の見直しに当たっては、客観性・正確性の確保に留意しつつ、患者の病院選択に必要な項目を明確に示す観点から、広告事項の拡大が検討されている。医療審議会の中間報告(平成11年7月1日)においては、今後は、医療機関や医療従事者についての事実や客観的な情報など検証可能な事項については、幅広く広告できるとすべきであるが、診療内容に関する事項など検証が困難なものについては、その広告の可否について慎重な検討を加えた上で、個別に広告し得る事項としていくことが望ましいとされている。これを踏まえ、引き続き広告事項の拡大について検討し、早急に結論を得るべきである。

なお、医療機関の広告の在り方については、病院と診療所を取り立てて区別する必要はない。

また、患者が適切な医療機関を選択できるようにするためには、医療機関の機能評価に関する情報が重要であり、このため、第三者機関による客観的な評価結果について広告事項に取り入れることが重要である。医療機関の機能の評価するに当たっては、客観性及び学術性に基づくとともに、医療機関による患者サービスへの配慮、院内環境向上のための取組や、さらに患者の視点に立った診療の実践のための取組等を十分に尊重することが重要である。なお、競争によって評価の質を高める観点から、多様な評価機関が存在することが望ましい。

さらに、患者への十分な情報提供のためには、本来、医療機関が地域社会と連携を深めることが重要であり、情報発信や地域活動への参加などの積極的な広報活動をすべきである。広告規制の見直しに当たっては、そのような観点を含めて検討することが望ましい。

イ 診療情報の開示

診療情報の開示については、医療審議会から出された医療提供体制の改革についての中間報告（平成 11 年 7 月 1 日）において、インフォームド・コンセントの理念に基づく医療を一層推進する観点から重要であり、医療従事者の自主的な取組みが医療現場に定着することや、3 年を目途に環境整備の措置を推進することが必要であるなどとされている。医療機関におけるカルテ開示の自主的な取組を促進するとともに、環境整備を早期に推進すべきである。

ウ 医療情報の整備

医療情報の整備は、標準化した医療を確立する上で、極めて重要である。

これに関しては、規制緩和推進 3 か年計画（改定）により、患者の治療前の状態、治療方法及び治療後の状態を的確に把握するためのデータベースの構築に向けて、病名、処置、医薬品、手術等の用語及び記述方式の標準化を進め、平成 12 年度までのできるだけ早期に標準化を終了することとされており、その取組を注視する。

その2 福祉分野における規制改革

(7) 介護保険法の円滑な実施

平成12年4月から実施予定である介護保険法(平成9年法律第123号)により、従来措置制度を基本としていた老人福祉の分野が、個々の利用者が民間事業者等により提供されるサービスを選択する制度に変わる。この制度の趣旨が「利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス・福祉サービスを総合的に受けられる仕組みを創設する」というものである以上、民間事業者の市場への参入を容易にし、利用者が享受するサービスの選択肢を広げる実質的な方策が担保されなければならない。また、サービスの質の確保についても、制度的な配慮を欠かすことができない。当委員会では、当該制度の趣旨を最大限尊重しそれが徹底されるよう、今年度、個々の地域における介護サービス事業への民間参入、特別養護老人ホームへの民間企業の経営参入、有料老人ホームのサービス提供を論点として取り上げた。

(7-1) 個々の地域における介護サービス事業への民間参入

ア 事業者指定の公正の確保

個々の地域における介護サービス事業(注1)への民間参入という論点では、特に居宅サービス事業(注2)及び居宅介護支援事業(注3)への民間参入について、懸念される点を取り上げた。多様な事業主体による多様なサービスの提供を確保することは、介護保険法の重要なねらいの一つであり、介護保険法の施行に当たっては、都道府県及び市町村において等しくこの制度の趣旨が徹底されることが必要である。そのためにも、1)一定の要件を満たした居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業者に対して都道府県知事が公正な指定を行うこと、及び2)当該指定を受けた事業者に対して地方公共団体が可能な限り情報提供を始めとする公正な対応を行うことを確保しなければならない。

(注1) ここでは、「介護サービス事業」とは、居宅サービス事業、居宅介護支援事業及び施設サービス事業の総称をいう。その事業を行う者を「介護サービス事業者」という。

(注2) 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、

痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者介護又は福祉用具貸与を行う事業をいう。その事業を行う者を「居宅サービス事業者」という。

- (注3) 居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用等ができるよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、及び介護保険施設への入所を要する場合は介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う事業をいう。その事業を行う者を「居宅介護支援事業者」という。

イ 事業者の情報公開及びサービスの質の評価

多様なサービス提供主体の参入を促し、介護サービスの供給量を増加させる一方で、様々な介護サービス提供主体の間において公正な競争を確保することによって介護サービスの質の向上を担保する手段も重要となる。多数の介護サービス事業者の中から利用者が自己に最適な事業者を選択するのみならず、介護支援専門員（注）が利用者にとって最適な介護サービス事業者を選択することを可能とするためには、利用者及び介護支援専門員に対する情報提供の充実が不可欠である。その一環として、複数の中立的な第三者による明確な指標に基づくサービス内容の評価の実施、及びその結果を公表するための仕組みを早急に検討し、その実現に向けて必要な支援を行うべきである。

また、その仕組みの検討の中で、特別養護老人ホームに対して平成5年より都道府県により実施されている特別養護老人ホーム・老人保健施設サービス評価事業についても、評価内容、方法等の見直しを図るべきである。

- (注) 要介護者からの相談に応じ、及び要介護者等が心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者として厚生省令で定めるものをいう。

ウ 事後チェック体制の整備

介護サービスが個人の生命、財産、プライバシー等の基本的な人権と深く関わらざるを得ない業務であることにかんがみ、介護保険法施行後の状況を注視し、必要に応じ、介護サービス事業者についての指定要件の基準等の見直しも行うべきである。

また、事後的なチェック体制を整備し、介護サービス事業者と利用者との間の契約の締結、履行の状況等も含め監督していくことが必要である。監督の結

果、客観的に事業者として不適格であると見なされる場合には必要な指導を行い、なお改善が見られない事業者については市場から早期に排除するべきである。

(7 - 2) 特別養護老人ホーム

特別養護老人ホームについては、当委員会の第 1 次見解の指摘を踏まえ、規制緩和推進 3 か年計画(改定)において、「特別養護老人ホームに対する民間企業の参入については、入所者が生活拠点を失うことがないように、他の事業活動が特別養護老人ホーム事業に直接影響を及ぼさない仕組みの検討と併せ、社会福祉法人制度の見直しや介護保険施行を含めた規制緩和の効果等を踏まえつつ、今後更に検討し、結論を得る」こととされている。

また、雇用創出・産業競争力強化のための規制改革(平成 11 年 7 月 13 日産業構造転換・雇用対策本部決定)においても、「特別養護老人ホームを営む社会福祉法人の資産等の要件を緩和するための措置を早期に講じる。特に、特別養護老人ホームに係る社会福祉法人の設立要件を緩和し、施設用地について、都市部以外の地域においても、国又は地方公共団体以外の者からの借受けでも認める。」とされている。

ア 特別養護老人ホームの施設基準等の見直し

特別養護老人ホームを営む社会福祉法人の資産要件のうち、施設用地については、都市部以外の地域においても国又は地方公共団体以外の者からの敷地の借受けを認めるべきである。また、集中的な調理技術の発展を考慮すれば、食事を施設外で調理し搬入する選択肢を認めるよう見直しを行うべきである。

また、省令改正(注 1)により、平成 12 年 4 月から介護職員又は看護婦、看護師、准看護婦若しくは准看護師の配置基準が、約 4 対 1 から 3 対 1 に引き上げられる。これに伴い、従来、非常勤の直接処遇職員(生活指導員、寮母及び看護婦若しくは准看護婦)の直接処遇職員の総数に占める比率の上限を 2 割と規定していた取扱い(通知(注 2))が廃止されることとなる点を評価する。

(注 1) 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 46 号)

(注2) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の施行について(昭和41年12月16日厚生省社会局長通知)

イ 特別養護老人ホームへの民間企業の経営参入

民間企業による特別養護老人ホームの経営参入については、介護保険法施行後の施設介護サービスの提供状況等の効果を踏まえつつ、事業の継続性や安定性を確保する仕組みの検討や社会福祉法人制度の見直しを含め、その推進に向けて早急に検討すべきである。

(7-3) 有料老人ホーム

ア 有料老人ホームへの指導の徹底

有料老人ホームへの入居希望者の情報提供に関して、厚生省及び社団法人有料老人ホーム協会において、公正取引委員会の意見を踏まえた、利用者の側に立った情報提供の形態、内容の適正化を図るための取組がなされており、この点につき評価する。

また、有料老人ホームが介護保険法に基づく指定を受けたことを入居者に告知しないことによる「二重徴収」の問題については、既に指定基準により、有料老人ホームが介護報酬を代理受領する場合は、入居者の同意を得ることが義務づけられているが、この点については周知徹底を図るべきである。

さらに、有料老人ホーム設置運営指導指針において、提供される介護サービス内容を契約書等に明示することとされているとともに、有料老人ホームの経営状況や将来の見通しについて入居者等の理解に資するために財務諸表や事業収支計画の情報公開が図られているが、この点についても指導を徹底すべきである。

イ 介護保険施行後のサービス区分の明確化

有料老人ホームの提供するサービスについては、利用者保護及び介護保険法の適正な施行を確保するため、保険給付によるサービスと通常のサービスの区分等、利用者に対して明示すべき事項について指導を行うべきである。

ウ 有料老人ホームの重要事項説明書等の見直し

介護保険法の施行により、一定の基準を満たす有料老人ホームの介護サービスは特定施設入所者生活介護サービスとして介護保険給付の対象となる。こうした中で、有料老人ホームの健全な発展に資するため、有料老人ホーム設置運営指導指針に定める契約の内容や重要事項説明書の記載内容などについて、介護保険法の施行に伴う、所要の見直しを行うべきである。

(8) 少子化対策の推進

(8 - 1) 需要に応える多様な保育サービスの提供

公立以外の民間保育所の設置経営は、原則として社会福祉法人によることとされている。このため、企業やNPO等が経営する保育所は、現在、保育サービス水準の如何を問わず、認可保育所として公的補助を受ける対象となっていない。

厚生省の調査によれば、保育所への入所待機児童（注）の数は、都市部を中心として、平成9年4月には全国に約4万人存していたが、平成11年4月には約3万2千人となっており、減少傾向にある。

しかし、そもそも近くにニーズに合った利用可能な認可保育所がないなどの理由により、申込み自体が行われていない場合には、待機児童数にカウントされないことがあるなど、保育所への入所を待機している児童は、数値で示されている需要とともに、これを上回る潜在的な需要も考慮していく必要があると考えられる。

労働統計によれば、近年、女性の社会進出等が進む中で、家事・育児の制約のために、就業を希望しているにもかかわらず家庭にとどまっている者がいまだ相当数おり、また、0（ゼロ）歳児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等保育サービスの多様化に対するニーズも高いことから、保育サービスに対する潜在的なニーズは、単に保育所への入所待機児童数で示される水準よりも高いと認められ、このような状況が、家族が子供を持ちたくても持てない一つの原因となっていると考えられる。

（注） 保育所入所申込書が市区町村に提出され、かつ、入所要件に該当しているものであって、現に保育所に入所していない児童を指す。

ア 児童の保育に係る福祉サービスへの民間企業の参入

少子化問題解決のためには、保育所への入所待機児童数の動向と併せ、保育の潜在的ニーズにも配慮した保育サービスの量的拡大は必要であり、適切な保育サービスを提供する企業等の民間法人にも認可保育所への道を幅広く開くため、平成11年度中に、社会福祉法人以外の民間法人も認可保育所の設置主体として認めるための所要の措置を講ずるべきである。

これにより、保育サービスの多様化と質の向上を図り、利用者の需要に応じた魅力ある保育サービスの提供が可能となるものと考えられる。

なお、都道府県が保育所を設置認可する際の基準を示すに当たっては、民間事業者の事業の継続性・安定性の確保等に留意しつつも、その他の面においては民間事業者がその他の主体と差別的な取扱いを受けないような指針とすべきである。

また、地方公共団体が、保育サービスに対する住民の多様なニーズに応えるため、市民ボランティアを始めとする様々な先進的・試験的な取組を積極的に育成・支援することを期待する。

イ 在宅保育サービスの普及

児童の保育サービスについての多様な需要に的確に対応する観点から、いわゆる保育ママ（特別の施設を不要とする自分の家庭で他人の子供の保育を行う者）やベビーシッター（主として他人の家庭で直接子供の保育をする者）などの在宅保育サービスについては、透明性の確保に配慮したサービスが適切に提供・利用されるよう支援を講ずるべきである。

（8-2）保育所の設置、運営、利用に係る制度の見直し

保育サービスの提供主体に関する規制の在り方を見直すことなどにより需要に応え得る多様な保育サービスの提供を確保していくとともに、認可保育所の施設要件、定員要件、利用や運営に係る仕組みについても見直しを行い、潜在的需要を含めたより広範な国民の保育ニーズに応えていくための条件整備を進めていく必要がある。

ア 保育所の設置に係る制度（調理室の必置規制等）の見直し

認可保育所の設置に係る規制の見直しについては、その設置を容易にするため、平成 11 年度中に施設の自己所有規制を緩和し、賃貸方式を認めることとされており、その実施へ向けた取組を注視する。

また、認可保育所では、調理室を設け、調理員を置くことが義務付けられている。

この調理関係の規制については、平成 10 年の児童福祉施設最低基準の見直しにおいて、1) 保育所内の調理室を使用すること、栄養士による配慮が払われていること等の要件を満たしていれば調理の業務委託を行うことができ、2) 調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができることとされている。

今後、調理室の在り方については、保育所設置者に対して過度の負担となっていないか、子どもの成長段階や体調に応じた離乳食やアレルギー、アトピー等への配慮が十分行われるか、安全・衛生面及び栄養面での質の確保等に十分留意できるか等を考慮する必要がある。調理室の必置規制については、調理、保存技術等の進歩も考慮し、平成 10 年の見直しの実施状況等も踏まえながら、例えば、食事を施設外で調理し搬入する選択肢を認めることの可否を含め、引き続き緩和を検討すべきである。

イ 夜間保育所に係る規制の見直し

夜間保育所については、先般の労働基準法の改正により女性労働者に対する深夜業の規制が平成 11 年 4 月から解消されたことにより、一層のニーズの拡大が見込まれるが、平成 11 年 4 月 1 日現在、全国で 43 か所にとどまっている。平成 11 年度中に、昼間の保育所と併せて夜間保育所の入所定員について、30 名以上から 20 名以上に変更されることとされており、その実施へ向けた取組を注視する。さらに、今回の定員要件緩和後の夜間保育所の設置状況や延長保育の推進状況等を踏まえつつ、夜間の保育需要に対する施策を推進するべきである。

また、昼間の保育所の施設に夜間保育所を併設して夜間保育を実施する保育所において、保育所の調理員が調理を行う場合には、既に調理室については兼

用を認めているが、調理員についても兼務を認めることについての検討を行い、早急に結論を得るべきである。

ウ 休日保育の推進

収入を目的とした仕事を続けている女性については、かなりの割合で休日に仕事をしており、家庭環境により異なるものの、休日保育に対する潜在的な需要は根強いと認められる。休日保育の取組は、平成 11 年度において、保育所で休日保育を実施する場合に、どのような実施体制が実態に合った効果的なものかを検証するため、全国 81 か所（平成 11 年 11 月 17 日現在）で試行的に休日保育事業が実施されている。その実施状況や利用状況等を踏まえながら、早急に休日保育を推進するべきである。

エ 利用の申込み、利用者に対する直接補助方式

措置制度の下では、一応利用者の希望を採ってはいたものの、保育所の最終的な選定は市町村の裁量に委ねられていたが、これについては、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正により、平成 10 年 4 月から、保護者が保育所を選択して利用できる仕組みに改められるとともに、保育所も保護者の依頼を受けて、申込書の提出を代行できることとされるなどの改善が図られている。

しかし、この場合であっても、保育所は取次ぎを行っているにすぎず、市町村が審査事務を行い最終調整の上保育所への入所決定を行う仕組みは変わっていない。また、市町村が審査・最終調整の上入所決定を行うため、決定の時期が遅くなるとの指摘もある。このため、速やかに保育の可否を決定するよう市町村を指導するとともに、児童福祉法の改正による新しい入所方式の実施状況等を踏まえながら、長期的には、保護者が直接保育を希望する保育所に申し込み、当該保育所が保育の可否の審査・決定を行うことができる仕組みの導入ができないか、その可否について検討すべきである。

また、利用者と施設との直接契約を検討する際には、保育の質の確保に留意しつつ、保育に係る公的負担の平準化を図るとともに、多様な事業者間の対等な競争の促進等を通じ、保育所の利用者の選択を広げる観点から、保育所に対する補助ではなく、利用者への直接補助方式の導入ができないか、その可否に

ついて検討すべきである。

オ 入所決定の弾力化のための仕組み

乳児の年間の入所数が大きく変動していることにかんがみると、保育ニーズは年間を通じてかなり変動していると考えられる。平成10年度及び11年度において、保育所の入所定員が弾力化されるとともに、平成10年度から、最低基準上の保育士定数の2割までは非常勤の保育士でも可能とされたことは、評価する。

今後、利用者の利便性を更に高めるため、1) 定員の弾力化を活用した保育所入所受入枠の拡大、2) 保護者が育児休業を取得する際、休業開始前に既に保育所へ入所していた児童がいる場合には、継続して入所できるようにすること、また、3) 保護者が求職中でも入所できるようにすること等について市町村を指導すべきである。

10 雇用・労働

経済活動の国際化や人口の少子高齢化という社会経済環境の長期的変化の中で、雇用流動化に対応した規制改革が求められている。労働市場は、企業内、企業外のいずれにあるかを基準として、内部労働市場と外部労働市場とに分かれるが、このうち内部労働市場に関しては、平成10年に労働基準法の改正が行われ、本年4月1日から施行されている。また、外部労働市場についても、職業安定法及び労働者派遣法の改正が本年6月に実現したことにより、規制改革という点で大きな前進が見られた。後者に係る改正法は7月7日に公布、一部の規定を除き12月1日に施行され、現在に至っている。中でも、職業安定法の改正は、昭和22年の立法以来、半世紀余を経て初めて実現した大幅改正であり、労働者派遣法の改正と相まって、昨年12月の第1次見解の中で示した当委員会の見解の多くが実現を見たことは、これを評価する。

しかし、規制は細部に宿るともいう。第一線の現場における法令等の運用が変わらなければ、真の意味における規制改革が実現したとは言い難い。そこで当委員会では、本年7月の論点公開において、これら改正法の施行を念頭に置きつつ論点を提示するとともに、労働省を含む関係者からのヒアリングを精力的に行い、10月12日には「雇用の流動化とセーフティネットの整備」というテーマで公開討論を実施した。また、この間、本年10月4日から24日にかけて、職業安定法及び労働者派遣法の改正を受けた政省令、指針及び許可基準の案等についてパブリック・コメント手続が募集され、その回答を通して、改正法に基づく規制について具体的な運用の基準が明らかにされた。その多くは、規制改革に対する労働省の真摯で積極的な姿勢を示すものであったが、そのすべてに当委員会が満足しているわけではない。残された課題も少なくない、というのが我々の率直な感想である。

また、内部労働市場の問題に関連して、本年の論点公開では解雇規制の在り方にも言及した。この分野における判例法理、いわゆる解雇権濫用法理はもはや確立した感があるが、裁判では訴訟における当事者（インサイダー）間の利害調整のみが行われ、それ以外の者（アウトサイダー）の利害を反映できないという欠陥がある。さらに、裁判に訴えなければ企業による解雇権の濫用を防げないとすれば、労働者やその所属する労働組合の資力によって、労働者間に

大きな格差が生じることになる。このように、法律ではなく、判例に専ら解決を委ねた解雇規制の現状を今後どう変えていくのか。セーフティネットの整備という観点も併せて、その在り方の検討を開始するべきではないか。そうした問題提起を我々は行った。

本年4月の改正労働基準法の施行を含む相次ぐ法改正により、雇用・労働分野の規制改革は一段落したとの声も聞く。しかし、半世紀前に成立を見た法制度を短期間で変えることは難しく、規制改革の歩みはようやく緒に就いたばかりとも言える。これらの改正法の多くには3年後の見直し規定が設けられているが、その間においてこそ改革の方向を明らかにしていく必要がある。その意味で本見解においては、こうした中期的な課題についても検討の対象としたことを最初にお断りしておきたい。

その1 外部労働市場をめぐる規制改革

(1) 職業紹介事業に係る規制の見直し

平成9年4月の有料職業紹介事業に係る規制緩和を始めとして、この間最も大きな前進を見たのは、職業紹介事業に係る規制の見直しである。

規制緩和推進3か年計画(改定)においては、1)有料職業紹介事業の取扱職業をネガティブリスト化するとともに、手数料規制を見直すこと、2)有料・無料の職業紹介事業の許可要件並びに許可及び更新許可に係る有効期間を見直すこと、3)無料職業紹介事業の許可制度を見直すこと、4)有料職業紹介事業と労働者派遣事業を兼業する際の許可要件を見直すこと、などの改革の方向が示されているが、改正職業安定法等の成立に伴い、これらの見直しについては平成11年12月1日から(上記の2)のうち有料職業紹介事業の許可及び更新許可に係る有効期間の見直しについてはILO第181号条約の発効する平成12年7月28日から、また、4)のうち紹介予定派遣に係る要件の見直しについては平成12年12月1日から)施行されることとなった。

これらの制度改革は、これまで行政改革委員会及び当委員会が行ってきた累次の指摘を基に、規制緩和の方向に沿った形で制度の見直しが行われたものである。当委員会としては、後述するような問題認識は有しているものの、改革が進展したことを評価する。

ア 有料職業紹介事業のネガティブリストの範囲

当委員会は、市場原理を通じた労働力の需給調整機能を強化するとの観点から、有料職業紹介事業において取り扱うことができない職業（ネガティブリスト）の範囲を必要最小限にとどめるべきであると指摘してきた。この点について改正職業安定法は、港湾運送業務に就く職業及び建設業務に就く職業とともに、「その他有料の職業紹介事業においてその職業のあつせんを行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれのあるものとして命令で定める職業」を取扱禁止職業として定めることとなったが、国外にわたる職業紹介を含め、命令によるこのような取扱禁止職業の指定は当面行わないことで決着を見た。その結果、ブルーカラー職種を含む広範な職業について、有料職業紹介事業を行うことができるようになり、労働市場において官民の競合する分野が飛躍的に拡大したことを評価する。

イ 職業紹介事業の許可基準とその解釈運用

改正職業安定法は、有料職業紹介事業の許可基準を法定し、無料職業紹介事業について、これを準用することとしている。しかし、法定された許可基準には、「申請者が、当該事業を適正に遂行することができる能力を有すること」などなお不明確なものが含まれており、当委員会としては、許可基準の解釈及び運用に当たって、許可制の名の下に参入規制が行われることのないよう、許可基準を具体化した明確で合理的な内容の審査基準の案を前もって一般に公表し、パブリック・コメント手続を経た上でこれを定めるよう求めてきたところである。

当委員会としては、こうした手続を経て今般定められた審査基準が、法律により求められる要件をより具体的に示したものとなったことを評価する。今後はその的確な運用を徹底することが重要であり、特に、ヒアリング等を通じて明確になった以下の運用基準については、その周知徹底を図る措置を講ずるべきである。

1) 許可申請

許可に要する標準処理期間は80日間とされており、申請者の協力を得ながらこの間に処理すること。また、申請時点では、事業所については賃貸借契約

が締結されていればよく、職員についても採用内定でよいこと。（ただし、事前調査の必要があるため、許可予定日の10日程度前にはそれが可能な状態にしてもらう必要はある。）

2) 許可単位

企業単位の許可に対する要望に関連しては、許可を事業所単位で行うことが基本であるが、手続の簡素化については統括事業所制度があること。

3) 広域紹介

本年7月に解禁された広域職業紹介については、許可を受けた事業所で、全国ベースの紹介を行うことができ、採用予定地に事業所を持つ必要はないこと。

4) 業務提携

事業者間の職業紹介業務の提携については、求職者から事前の同意を得るなど、個人情報の保護等を十分行った上で認められること。なお、同一事業者内の情報交換については、個人情報の収集目的の範囲内であれば可能であること（業務提携とは異なる）。

5) 業務内容

採用を行うのはあくまでも求人企業であり、職業紹介事業者が選考（採用内定）を行うことは、職業紹介の範疇に含まれないことから認められないが、採用予定者の絞り込みは、職業紹介の一環として行えること。

なお、以上のほか、職業紹介責任者については、現在は有効求職者500人につき1人の割合で選任することとされているが、事業所側の責任の所在を明確にするためにも、1事業所に1人とするべきであるという意見がある。これについては、有効求職者の意義を現実に即した形で定めることにより対応が可能であるかどうかも含め、改正法の施行状況を見た上で、3年後の制度全体の見直しの際に検討するべきである。

ウ 無料職業紹介事業の許可制の見直し

学校等が行う無料職業紹介事業については、職業安定法に基づき、労働大臣への届出制が採られているが、学校等以外の者が行う無料職業紹介事業については労働大臣の許可を受けなければならないとされている。このうち無料職業紹介事業の許可制度については、規制緩和推進3か年計画（改定）により、I

LO第181号条約等を踏まえ、その在り方を見直すこととされ、検討が行われたが、その結果、不適格な業者の参入を排除することにより事業運営の適格性を確保し、求職者の利益を保護するとの観点から、従前どおり許可制が維持されることとなった。

しかしながら、雇用形態や就業意識の多様化が進む中で、職業紹介事業法制全体の在り方については今後とも引き続き必要に応じて見直しが行われる必要がある。改正職業安定法については、施行後3年後を目途に見直しを行うこととされており、無料職業紹介事業の許可制の在り方についても、改正後の無料職業紹介事業制度の活用状況等を勘案しつつ、改正法全体の見直しの一環として検討を行うこととするべきである。

なお、無料職業紹介事業の許可基準において、事業主体に係る要件が原則として撤廃されたことを評価する。これについては、改正職業安定法が定めるように、労働大臣による取扱職業等の制限はあくまで事業者が申し出た場合に限定されることが許可の運用上も確保されるべきであり、また、実際の運用においてこうした申し出を勧奨するようなことがないよう徹底するべきである。

エ インターネットの活用と情報公開

近年、我が国においても、インターネットを経由した商取引（電子取引）が急速な普及を見せており、職業紹介の分野においてもインターネットの活用について積極的に道を開くべきである。しかしながら、現行の法制度は、^{あいたい}相対での職業紹介を暗黙の前提としており、ネット上におけるバーチャルな世界での職業紹介を想定したものとはなっていない。また一方では、ネット上において個人情報^{あいたい}の保護をいかに図るかといった問題も懸念される。

現行法上、インターネットを経由した職業紹介は禁止されてはいないが、インターネットを活用したもののうちのようなものが職業紹介に該当するののかについては、目下のところ、明確な位置付けがなされるまでには至っていない。今後は積極的にインターネットを職業紹介に活用できるよう、その明確な基準を指針等の形で示すことを検討するべきである。

また、公共職業安定所が収集した職業情報のインターネットによる提供も始まっているが、現状は試行段階にある。インターネットによる職業情報の提供については、2次利用・3次利用のおそれやクラッキング（ハッキング）等の

問題があるほか、適格紹介が可能か、求職者間でアクセスの可否による不公平が生じないか等、検討を要する事項が少なくないのも事実であるが、公共職業安定所におけるサービスの向上を図る観点から、当委員会としては、提供される職業情報の内容について今後更に検討するべきであると考えている。

さらに、情報公開という点では、民間職業紹介事業の業務運営要領や労働者募集業務取扱要領を始めとする通達等についても、その内容をオープンにし、事業者や求職者、さらには一般社会によるチェックが働くようにすることが不可欠である。この点については、従前の要領等には、指導監督や取締りに関する部分が含まれていたため、業務運営要領に当たる部分も含めた全体の公開が十分になされないまま行政が行われていたという問題があったが、今回の改正職業安定法の施行に合わせて、業務運営要領等の部分を切り分けた形で通達等の公開がなされることになったことについては評価する。なお、通達等の周知方法としては、インターネットの活用も視野に入れるべきである。

(2) 労働者募集に係る規制の見直し

ア 委託募集に係る規制の見直し

当委員会は、本年7月の論点公開において、委託募集の許可基準を定めるに当たっては、これが恣意的に運用されることのないよう明確で合理的な基準を定めるとともに、広く第三者に労働者募集を委託できるようにするべきであるとの問題提起を行った。こうした当委員会の指摘を踏まえ、新しく定められた許可基準においては、委託募集を行う事業主及び募集の委託を受ける募集受託者については、法令違反がなく、募集に係る労働条件が適正であること、また、募集従事者については、労働関係法令や事業内容に関して十分な知識を有していること等に限定する形で要件が定められており、その結果、広く第三者に労働者募集を委託できるものとなったことを評価する。

しかし、ヒアリング等を通じて明確になった運用基準においては、職業紹介事業の許可を取得している人材スカウト型の職業紹介事業者に募集を委託する場合は委託募集の許可は不要とされる一方で、委託募集の許可を要するのはこうした許可を取得していない者に募集を委託する場合に限られるとの考え方が示されており、誰に募集を委託するかにより許可の要否が決まるという点で、許可制の在り方としては多少とも疑問を残すものとなっている。また、このよ

うな考え方は、マッチングに関与しない形で募集の受託業務を業として行おうとする者に対して、事実上、職業紹介事業の許可を取得することを勧奨するものともいえ、その意味でも疑問なしとしない。

以上の点から、委託募集の場合、募集主自身が許可を取得しなければならないという仕組みも含め、委託募集の許可制の在り方について、職業紹介事業法制全体の在り方についての3年後の見直しの中で更に検討を行うべきである。また将来的には、許可制を届出制に移行することを併せて検討すべきであると考えらる。

なお、一部では、遠隔地にある企業が離れた地域における労働者の募集を第三者に委託することは認められていないとの誤解があるが、現行法上それが可能であり、かつ何の制約もないことを、職業安定法の改正により通勤圏外の直接募集に係る規制がなくなったこととともに、周知徹底するべきである。

イ 新規高等学校卒業者を対象とした文書募集

現在、新規高等学校卒業者は、通達に基づく文書募集の規制により、自由応募が認められ同時に数社の会社訪問が可能な大学生等に比べて、就職先を決定する上で不利な状況に置かれている。一方、このような就職活動が学校教育に与える影響にも大きなものがある。

こうした中、新規高等学校卒業者を対象とした文書募集の規制の在り方については、学校教育に与える影響等も勘案しつつ、見直しのための検討が進められており、平成11年度中に結論を出す予定となっているが、当委員会としても、その検討状況を注視していく。

(3) 労働者派遣事業に関する規制の見直し

規制緩和推進3か年計画(改定)においては、1)労働者派遣事業の対象業務をネガティブリスト化し、対象範囲を拡大すること、2)有料職業紹介事業と労働者派遣事業を兼業する際の許可要件を見直すこと、などの改革の方向が示されている。平成11年6月の改正労働者派遣法の成立に伴い、これらの事項については平成11年12月1日から(上記の2)のうち紹介予定派遣に係る要件の見直しについては平成12年12月1日から)実施されることになった。

これらの制度改革は、これまで行政改革委員会及び当委員会が行ってきた累

次の指摘を基に、規制緩和の方向に基本的に沿った形で制度の見直しが行われたものであり、当委員会としては、後述するような問題認識を有しているものの、改革が進展したことを評価する。

ア 労働者派遣事業のネガティブリストの範囲

当委員会は、市場原理を通じた労働力の需給調整機能を強化するとの観点から、労働者派遣事業においても、有料職業紹介事業と同様に、事業を行うことができない業務の範囲（ネガティブリスト）は必要最小限にとどめるべきであると主張してきた。この点について改正労働者派遣法は、1）港湾運送業務、2）建設業務、3）警備業務、及び4）「その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務」の計4つの業務を適用除外業務として定めるとともに、経過措置として、5）物の製造の業務についても、当分の間、派遣事業を行ってはならないと規定している。

こうした法改正を受け、本年11月に公布された政令においては、医師、歯科医師、看護婦等の行う医療関係業務が政令指定に基づく適用除外業務として規定された。ネガティブリストの範囲がこのように医療関係業務に絞られたことについては、当委員会としても、これを評価する。しかし、以下に見るようにその範囲は極めて広く、これらの業務のすべてを「医師又は歯科医師の下での極めて高度な連携が要求されるものであり、また患者の生命に直接関わるものである」との理由（パブリック・コメント手続における労働省の回答）のみから労働者派遣事業の適用除外とすることについては、適用除外について明確で具体的かつ合理的な理由を示したものであることは困難である。当委員会としては、その施行状況を今後とも注視していく。

- 1）医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医業
- 2）歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医業
- 3）薬剤師法（昭和35年法律第146号）第19条に規定する調剤の業務（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）において行われるものに限る。）
- 4）保健婦助産婦看護婦法（昭和23年法律第203号）第2条、第3条、第5

条及び第 6 条に規定する業務（他の法令の規定により、保健婦助産婦看護婦法第 31 条第 1 項及び第 32 条の規定にかかわらず、診療の補助として行うことができることとされている業務を含む。）

- 5) 栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号)第 1 条第 2 項に規定する業務(傷病者の療養のため必要な栄養の指導に係るものに限る。)
- 6) 歯科衛生士法(昭和 23 年法律第 204 号)第 2 条第 1 項に規定する業務
- 7) 診療放射線技士法(昭和 26 年法律第 226 号)第 2 条第 2 項に規定する業務
- 8) 歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)第 2 条第 1 項に規定する業務(病院等において行われるものに限る。)

また、労働者派遣法上の適用除外業務となる建設の業務についても、パブリック・コメント手続における回答を通じて、これが土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備に係る業務をいい、建設工事の現場において直接これらの作業に従事するものに限られることが明確にされ、設計、積算、施工監理(工程管理を含む。)などの業務については、派遣事業の対象業務となることが確認されたことは評価する。

イ 紹介予定派遣に係る兼業要件の緩和

当委員会は、職業紹介をする手段として労働者派遣を行うものでないことを労働者派遣事業と職業紹介事業との兼業を許可する際の要件として定めた許可要件(審査基準)の部分については、これを削除し、双方の事業を兼ねることにより紹介予定派遣を行うことを認めるべきであると主張してきた。新たに定められた許可基準においては、上記の兼業要件を維持しつつ、1) 派遣業務と紹介業務を明確に区分すること、2) 個人情報情報を別個に管理すること、及び 3) 労働者の同意を条件とすることなどを要件として、紹介予定派遣を行うことを認めるものとなっている。

このような形で紹介予定派遣が可能になったことについては、これを評価する。しかし、その実施時期が改正労働者派遣法の施行よりも更に 1 年遅れ平成 12 年 12 月 1 日まで延期されたこと、及び改正労働者派遣法や改正職業安定法

の施行状況いかんによってはさらに実施を延期する余地さえ残されたことについては、これを遺憾とするものである。

とりわけ、一方で改正労働者派遣法により新たに認められることとなった派遣業務について派遣期間を1年に制限し、1年経過後の雇用義務を派遣先に努力義務として課したことを考えた場合、紹介予定派遣は、こうした雇用義務の履行を実効あるものとするためにも、その確実な実施が必要である。このような観点から、紹介予定派遣については、少なくとも平成12年12月1日には確実に実施できるようにすべきである。

ウ 派遣期間の制限緩和

新たに労働者派遣事業の対象として認められることになった業務については、国会における審議を通じて、派遣による常用雇用の代替を防止するとの観点から、上述した雇用の努力義務に加え、1年の期間制限に違反した派遣先に対しては雇入れの勧告を行う旨が定められるとともに、1年を超えて労働者派遣を行った派遣元に対しては罰則が科されることになった。

しかしながら、派遣労働者の中には比較的長期にわたる派遣を希望する者も少なくない。こうした派遣労働者の多様な要望に応え、派遣労働者の就業機会を確保するためにも、派遣期間の制限については、その例外を拡大することを検討することが適当であると考えられる。

例えば、派遣労働者の多様な要望に応えるためには、1年の期間制限の適用を受けない「専門的業務」の範囲を拡大することも有効な方策の一つとなる。これについては、改正法施行後3年を経過した段階において見直しを行う中で、現行26業務の在り方を含めて総合的に検討するべきである。

エ その他

以上のほか、派遣元責任者については、現在は派遣労働者100人につき1人の割合で選任することとされているが、有料職業紹介事業における職業紹介責任者と同様、事業所側の責任の所在を明確にするためにも、1事業所に1人とすることに改めるべきであるという意見がある。これについては、改正法の施行状況を見た上で、3年後の制度全体の見直しの際に検討するべきである。

その2 内部労働市場をめぐる規制改革

(4) 解雇規制の見直し

冒頭に述べたように、解雇権濫用法理は、もはや判例上確立した感がある。しかし、裁判所は整理解雇を含む解雇を容易には認めない傾向にあり、このことが、企業の採用意欲を削いでいるとの指摘もある。解雇が困難であればあるほど(注)、企業は採用を控えることから、従業員数は、定年退職者等の自然減により減ることはあっても、増えることはない。解雇規制には、そのような副作用がある。

そしてこのことが示唆しているように、解雇規制は在職者には有利に働くが、これから企業に就職しようとする者や一旦企業を辞めて再就職しようとする者には不利に働く傾向がある。つまり、インサイダー対アウトサイダーの関係が典型的な形で見られるのである。

しかし、我が国のように判例に解雇規制を委ねている国においては、インサイダーの利益を守ることはできても、アウトサイダーの利益は守れない。裁判は、訴訟当事者(インサイダー)間の利害調整を行うには最適であっても、当事者ではない者(アウトサイダー)の利害を考慮することまではできないからである。他方、解雇規制を判例のみに依存する状況の下では、裁判に訴える資力に欠ける者は、いかに不当な解雇が行われようと救済を受けることができないという問題もある。

以上のような認識の下に、まず解雇をめぐる実態を把握するべきである。また、その実態を踏まえ、解雇規制の在り方について立法化の可能性を含めた検討を行うことが適当であると考える。

(注) OECDの Employment Outlook 1999 によれば、我が国はポルトガル及びノルウェーに次いで、解雇が困難な国とされる。

(5) その他労働基準関係規制の見直し

平成11年4月1日に改正労働基準法が施行され、高度の専門的知識等を有する者や満60歳以上の高齢者については、労働契約の期間を最長3年とする道が開かれることになった。また、平成12年4月1日からは、企業の中核部門にお

ける企画、立案等の業務を対象とした新たな裁量労働制を実施することが予定されており、その円滑な実施を図ることは極めて重要である。

しかし、有期労働契約及び裁量労働制については、対象が限定的であるなどの様々な問題点が指摘されている。当委員会としては、改正法の施行状況を見守りつつも、働き方の選択肢を拡大し、多様な働き方を実現する等の観点から、有期労働契約及び裁量労働制について、次のような検討を行うことが適当であると考える。

1) 有期労働契約

多様な働き方を実現するとともに、新規事業の創出を促進する観点から、新たにベンチャー企業を立ち上げるような場合には、最長3年の有期労働契約がより締結しやすくなるよう、高度の専門的知識等を有する者の基準の運用について配慮すること。

2) 裁量労働制

現行裁量労働制が対象とする専門的業務は、現在、研究・開発の業務をはじめとする11業務となっているが、働き方の選択肢を増やすという意味において、意見・要望があれば、これを踏まえ、対象業務の在り方について検討していくこと。

その3 労働市場におけるセーフティネットの整備

(6) 労働市場におけるセーフティネットの整備

労働市場をめぐる規制改革の目的は、自由で公正な労働市場を実現することにある。このような観点から、セーフティネットの整備の問題を取り上げる。

ア 労働・社会保険の適用の在り方

労働省の所管する雇用保険については、現在、短時間労働者や派遣労働者への適用の在り方を含む制度全般の在り方について、中央職業安定審議会において議論が進められており、当委員会としてもその動向を注視していく。

また、厚生省の所管する医療・年金保険に関しても、短時間労働者や派遣労働者への適用の在り方については、今後とも検討を深める必要のある重要な問題であると考えられる。

イ 相談窓口の整備等

労働組合の組織率の低下や就業形態の多様化、労働条件決定の個別化等に伴って、個別的労使間紛争が拡大する傾向にあることから、雇用関係全般の苦情・紛争について相談のできる窓口の整備や、関係法律の遵守をより効果的にする仕組みの在り方について検討することが重要な課題となっている。

これについては、労働大臣の研究会である労使関係法研究会の報告を受け、現在労働省において、雇用・労働関係全般に係る苦情・紛争の相談体制を始めとした個別的労使紛争処理制度の在り方について検討が進められており、当委員会としても、その動向を注視していく。

なお、平成10年の労働基準法の改正により創設された、労働条件に関する労使間の紛争について紛争当事者からの申出により都道府県労働基準局長が助言又は指導を行う制度についても、その動向を注視していく。

1.1 教育

(1) 教育の国際化の推進と教育へのアクセスの拡大

ア 外国語指導助手の一層の活用

JETプログラムは、我が国における外国語教育の充実を図るとともに、地域レベルでの国際交流の進展を図ることを通じて我が国と諸外国との相互理解を増進することを目的として、昭和62年度から実施されている事業である。この事業により平成10年度は5,096人の外国青年がALT（Assistant Language Teacher：外国語指導助手）として招致され、全国の中学校及び高等学校において、日本人外国語教員と協力してのチームティーチング等に従事している。

JETプログラム及び同種のプログラムによるALTの招致者数は年々増加しており、事業としては充実しつつあるが、我が国の教育における国際化を推進する観点からは、ALTを学校の職員として配置し、学校において児童・生徒が外国人教員と触れ合う機会を今よりも一層積極的に設けることが必要であると考えられる。また、ALTは、現在主として中学校及び高等学校で活用されているが、より年少期から外国語に接することの重要性にかんがみれば、小学校における活用も効果的であると考えられる。

したがって、ALTを一層有意義に活用するため、平成12年度より可能なところから、ALTが各学校において職員として配置されるような方策を講じ、各学校に滞在する期間の長期化を図るべきである。その際、単に英語の発音訓練などにとどまることなく、部活動や学校行事への積極的な参加などによってその活用を一層進めるとともに、中学校、高等学校のみならず小学校においても積極的に活用されるような措置を講ずるべきである。なお、これと併せ、ALTについて実態把握を行うとともに、広く一般に対して情報提供を行うべきである。

イ 帰国子女等の編入学機会

高等学校への編入学については、法令上は高校の3学年を通じて編入学を行うことが可能となっており、制度的な制約はない。また、従来から、文部省が

ら各都道府県に対し、特別定員枠の設定など、編入学の受入れ拡大について指導を行ってきているところである。

しかし、帰国子女の高等学校編入学に当たっては、希望の高等学校に編入学することが依然として困難であるとの指摘もあり、海外勤務の家庭にとって深刻な問題となっている実態がある。現実には、現地の中学校卒業前に子女を帰国させたり、いわゆる逆単身赴任という状況も少なからず生じている。また、国内転勤のケースでも同様の問題が生じている。

したがって、平成 11 年度中に、文部省から都道府県に対し従来から行っている指導に加え、受入れ時期の通年化、都市部以外の地域における受入れ校の拡充についても徹底を図ることによって、帰国子女の高等学校編入学の機会を一層拡大すべきである。同時に、国内転勤の場合についても、同様に高等学校転入学の機会の拡大を図るべきである。なお、帰国子女等の高等学校編入学についての実態把握を行うとともに、広く一般に情報提供を行うべきである。

ウ 4 年未満の在学で大学学部を卒業できる措置

従来から、3 年間の学部教育のみでも大学院に進学する道（大学院へのアクセス）は開かれていたが、その場合、学部教育の全課程を修了するものではないため、学部卒業とはならず学士号を取得できないという問題点があった。このことは、当委員会の第 1 次見解において指摘したところである。

この点に関し、本年 5 月、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の一部改正が行われ、平成 12 年 4 月から、「大学は、・・・当該大学に 3 年以上在学したものが、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、・・・その卒業を認めることができる」（学校教育法第 55 条の 3）こととされた。この制度改正によって、優れた成績を修めた学生が卒業を希望する場合には、各大学の自律的な判断により、3 年以上 4 年未満の在学であっても学部卒業を認めることが制度的に可能となることについては評価する。今後は、各大学において、今回の措置が適切に実施されていくことが重要である。

なお、一方で、学生の卒業時における質の確保を図るため、学生の成績評価を厳格に行うべきであるとの指摘が強まり、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目登録できる単位数の上限を定めることが大学の努力義務として課された（大

学設置基準第 27 条の 2) ところであり、このこととも適正なバランス・整合性を保って運用されることが求められている。

したがって、今後、今回の一連の制度改正の趣旨が各大学等において十分理解され、積極的かつ適切に導入・活用されていくよう、大学に対する周知徹底、実施状況の把握を行うとともに、広く一般に対する情報提供にも努めるべきである。

(2) 外国人留学生の受入れ促進

ア 日本語能力試験の見直し

日本語能力試験は、日本語を母語としない者を対象として、日本語能力を測定し、認定することを目的として、国内の 9 都道府県及び海外の 33 国・地域の 75 都市において、昭和 59 年から毎年 1 回 (12 月に) 実施されている。特に、外国人留学生の日本語能力を測定する試験として各大学の入学決定に際して利用されることが多く、私費留学生を中心に多くの留学生がこの試験を受験している。

しかし、現行の日本語能力試験は実施場所や受験回数が限定されていることなどから、留学生にとって、また利用する大学にとっても、必ずしも利用しやすい制度であるとは言えない。さらに、日本語能力試験に加えて私費留学生統一試験を課している大学が多いため、外国人留学生にとっては二重の負担となっている。

したがって、現在検討中の日本語能力試験に代わる新たな試験については、実施回数の複数化、実施場所の大幅な拡充など、その実施回数、場所、内容、方法等について早急に見直しを行い、遅くとも平成 14 年度からより利用しやすい試験制度として実施するため、そのための必要な準備を平成 13 年度中に完了すべきである。

イ 国費留学生の入学先

国費留学生の推薦方法としては、現在、大きく分けて大学推薦と大使館推薦の二種類がある。このうち大学推薦については、大学間の交流協定などを基礎として行われるため、留学生の入学する大学は事前に明確になっている。一方、

大使館推薦による研究留学生の大学配置については、在外日本公館からの推薦を受けて、基本的に本人の希望を尊重した上で、文部省から各大学に受入れ依頼をし、大学が検討した上でこれを決定するという仕組みになっている。現在、大学に在籍する国費留学生のうち、公私立大学への在籍は約16%であり、残りはすべて国立大学に在籍している。

大使館推薦による留学生の配置については、予算の制約や特定大学に集中することによる負担の問題等を避けるため、結果として個々の留学生が希望していたのとは異なる大学に配置されるケースも発生することがあり、意にそぐわない大学に配置された留学生の勉学意欲という点でもマイナス効果があるのではないかと考えられる。このため、国費留学生であっても、受入れ大学等が自主的に授業料負担をする場合や、その他の方法により授業料負担が可能となる場合などには、私立大学への入学をより柔軟に行えるようにすることが必要である。

したがって、国費留学生制度については、留学生の希望と能力に応じた大学への入学ができるよう、留学候補者と受入れ大学の意向が優先される採用の在り方を速やかに検討するとともに、私立大学への入学促進も含め、国費留学生の希望と能力に応じた大学への配置が円滑に行えるよう必要な措置を、平成12年度中に講ずるべきである。

ウ 渡日前入学許可の推進

留学生については、現在のところ、渡日後に入学試験を行う方法が一般的であるが、この場合、わざわざ日本に来たのに結局留学できなかったという事態も発生し得ることから、心理的な面も含め、外国人留学生にとっての負担が大きい仕組みとなっている。

この点、各大学においては、外国人留学生が入学許可を得る前に来日することを要せず、書類選考などによる選抜を行うAO入試（アドミッション・オフィス入試）の取組が進みつつあるものの、全体としてみれば、依然として通常の入学試験を行う方法が一般的である。

したがって、例えばAO入試などにより、留学生が母国に居ながらにして書類選考等により入学者選抜を受けられるような、渡日前入学許可のシステムづ

くりを促進すべきである。当面は、平成12年度中に、大使館推薦による国費留学生について、専門教科及び日本語について一定の能力を有する場合、渡日前にその希望と能力に応じた大学を決定することについて検討するとともに、私費留学生についても、渡日前入学許可に関し各大学を強力に指導すべきである。同時に、留学生の便宜を考慮して、渡日前の奨学金予約制度を一層促進すべきである。また、現在検討中の日本語能力試験に代わる新たな試験を広く実施することによっても、渡日前入学許可を促進すべきである。

エ 課程年数主義の弾力的運用

外国において初等中等教育を受けた者が我が国の大学に入学するためには、原則として12年の教育課程を修了していることが必要(学校教育法施行規則第69条第1号)であり、初等中等教育の課程が12年未満の国において高等学校に対応する課程を修了した者については、指定された教育施設において我が国の大学に入学するための準備教育課程を修了し、かつ18歳に達することによって大学入学資格が認められる(昭和56年文部省告示第153号)こととされている。

これは、国ごとに異なる教育内容に立ち入ることなく、教育年数が我が国と同様の12年であることをもってその水準を担保する、いわゆる「課程年数主義」の考え方によるものであり、これ自体は一つの考え方として、一定の合理性が認められる。しかし、一方で、日本語能力も含めて、我が国の高等学校卒業生と同程度の学力を有すると認められる留学生についてまで、一律に準備教育課程を課す必要はないのではないかと考えられる。現行制度上、このような留学生については、大学入学資格検定に合格すれば準備教育課程を経ずに大学入学が可能となっているが、相当数の科目合格を求める大学入学資格検定を外国人留学生に課すことは、方法論として現実的ではない。

したがって、12年の教育課程を修了していない者であっても、日本語能力も含めて我が国の高等学校卒業生と同程度の学力を有すると認められ、日本の大学教育を受けるに十分な能力を有する外国人留学生に対しては、より適切な方法でその学力を判定する方策を検討し、準備教育課程を経ることなく大学入学が可能となる道を開くべきである。

オ 留学生の在留資格

留学生の在留資格に係る在留期間については、出入国管理及び難民認定法施行規則の規定に基づき、個別審査によって在留期間が認定されている。これに関しては、本年10月1日に施行された同施行規則の一部改正により、留学の在留資格に係る在留期間が従来の「1年又は6月」から「2年又は1年」に延長されるなど、外国人留学生の在留資格について一定の見直しが行われたことを評価する。

ただし、留学生の在留資格については、留学生の負担軽減の観点から申請取次制度の普及・拡大なども含め、手続の一層の簡素化・迅速化を図っていくことも重要であり、留学生の実態に応じ更なる改善策について検討を行い、平成12年度中に必要な措置を講ずるべきである。

(3) 学校経営の自由化・弾力化

ア 外部資金の調達（学校債）

学校債の発行によって調達される資金は、当該学校の卒業生及び父兄を対象とする限られた範囲において行われる借入金であり、無担保、無利息であるのが通常である。学校債の発行については、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（以下、「出資法」という。）による不特定かつ多数の者からの「出資金」及び「預り金」の受入れの原則禁止のほかは、特に法的規制はない。

学校債の発行に関しては、文部省管理局振興課長通知（昭和29年10月13日）が発出されており、それにより学校債に係る出資法の解釈が示されているが、その内容は必ずしも明確ではない。そのため、各大学において、どのような形での学校債が発行できるのかが理解されておらず、学校債の発行が大学の資金調達手段の一つとして十分に機能していない状況が見受けられる。

したがって、学校債発行等による学校法人の経営基盤の強化が一層促進されるよう、平成12年度中に同通知を廃止又は改正し、学校債発行のルールを明確化・透明化すべきである。

イ 子会社の設立

学校法人が出資により株式会社を設立する例は従来から見られるが、これには、大学自らが収益事業としてこれらの事業を行う際、学校法人の学内事情によって意思決定のスピードが遅くなるなど、効率的な事業運営に支障が生ずる場合があることが背景にあるものと考えられる。

学校法人が出資により設立する株式会社については、法令上特段の制約はないが、従前の公益法人（社団法人及び財団法人）の運営に関する指導監督基準において、株式の保有については、当該営利法人の発行済株式総数の2分の1未満とするとされていたことを受けて、学校法人についても2分の1未満を目安としつつ適宜指導が行われていた。

公益法人については、平成8年9月に、新たに公益法人の設立許可及び指導監督基準が閣議決定され、これにより原則として株式の保有が禁止されたが、学校法人については、私立学校法上明文により、収益事業を行いその収益を私立学校の経営に充てることにより教育研究活動の維持発展を図ることができるものとされていることから、その趣旨に従い、引き続き一定の範囲で株式の保有が認められてきた。

しかしながら、大学の教育研究活動と緊密な関係を有する事業などを株式会社の形態で行おうとする場合には、学校法人のイニシアティブが十分に働くよう、2分の1以上の株式の保有を望むことは当然であると考えられる。

また、学校法人からの相談を待って指導を行うという現在の対応では、学校法人が自らの判断で迅速に株式会社の設立を行えるような明確なルールになっているとは言い難い。

したがって、平成12年度中に、学校法人が出資により株式会社を設立する場合のルールを明確化し、大学の教育研究活動と緊密な関係を有する事業など一定範囲の事業については、その発行済株式総数の2分の1以上を学校法人が保有する株式会社（子会社）の設立が認められることを明確にするべきである。また、学校法人の情報公開やその経営の健全性確保の観点から、例えばこれらの株式会社（子会社）の状況を学校法人の財務諸表中に開示することについても、併せて検討すべきである。

(4) 学校法人及び大学設置認可の弾力化・透明化

ア 設置経費、開設年度の経常経費についての弾力的扱い

私立学校法(昭和24年法律第270号)第25条第1項により、「学校法人は、その設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金並びにその設置する私立学校の経営に必要な財産を有しなければならない」とこととされている。これに関する詳細な審査基準が学校法人の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準(昭和50年文部省告示第32号。以下「審査基準」という。)であるが、審査基準においては、文部大臣が所轄庁である学校法人の設立に係る寄附行為の認可に際し、施設・設備の整備に要する経費(設置経費)及び開設年度の教員人件費など学校の運営に必要な経費(開設年度の経常経費)の双方が、学校法人設立認可の申請時において収納されていなければならないとされている。しかしながら、これらの設置経費や開設年度の経常経費は、必ずしも認可申請の時点で現金で収納されていることが必要不可欠なものではなく、本来は、それぞれの経費を要する時点で現金化されていれば足りるものである。

また、同様に、審査基準では、施設及び設備について、私立学校の安定的継続的な教育研究活動の運営の確保の観点から、原則として負担付又は借用のものは認められていないが、経済社会情勢の変化に応じて資産管理の面においても柔軟な学校経営を行えるようにとの観点から、基準の在り方について検討する必要がある。

したがって、平成12年度中に審査基準を改正し、文部大臣が所轄庁である学校法人の設立認可申請に際しては、設置経費及び開設年度の経常経費について、申請時に全額現金で収納されていることを要しないこととし、国債など金額が確定しており資金計画に基づいてその現金化が確実になされる有価証券や、確実な保証があると所轄庁が判断する寄附などの弾力的な形態を認めることとすべきである。また、安定的継続的な学校経営を行い、かつ教育研究活動を行う上で支障がないような財政的基盤を有していると考えられる場合に、施設及び設備についてリース方式を認めるなど弾力的な対応を検討すべきである。

イ 大学設置認可の審査体制

大学の設置認可に当たっては、大学設置・学校法人審議会において審査が行われるが、同審議会（委員数 65 名）において、大学関係者以外の委員は、産業界出身の委員 3 名を含め現在わずかに 5 名である。この点、規制緩和推進 3 年計画（改定）において、「今後の社会の変化を見通した大学の新しい試みにより一層適切に対応していく観点から、大学設置・学校法人審議会の委員について大学関係者以外からの積極的な登用を図る」こととされていたが、本年 5 月における委員改選に当たっては、大学関係者以外の登用が十分に行われなかったものと、当委員会としては認識している。

大学設置・学校法人審議会では、大学等の設置構想が適切であるかどうか、またそれらが設置基準に合致しているかどうかといった観点からの審査を行っているが、産業界も含めた社会のニーズを迅速かつ的確に反映した設置認可が行われるためには、大学関係者のみならず幅広く関係者の意見を審査に反映させることが必要不可欠である。学問分野にもよるが、大学関係者以外の者の方が、社会のニーズを踏まえた審査を行うことのできる場合があるとも考えられる。

また、専門的観点から個別具体的事項の審査を行う専門委員の氏名については、審査の公正を期すという観点から非公表の扱いとなっているが、氏名が非公表では、審査が不透明となるとともに、責任ある審査が担保されないとも考えられる。

したがって、大学設置・学校法人審議会について、次の委員改選時に、産業界出身者を始めとして大学関係者以外の委員を委員全体の 2 割を目途に積極的に登用するとともに、併せて専門委員の氏名を公表すべきである。なお、その際、専門委員の氏名については、審査事務の円滑な遂行確保といった観点から即時の公表が困難であるならば、最低限、事後の公表を実現すべきである。

ウ 大学学部の学科の新設・改廃、学科定員の変更

現在、私立大学の学科の新設・改廃及び定員の変更に関する学則の変更については、所轄庁である文部大臣の認可事項となっている（私立学校法第 5 条第 1 項第 1 号）。学科の新設・改廃の審査に当たっては、大学設置基準に定める数

量的基準を満たしているかどうかの審査と、学部の学科としての適合性についての審査を行っており、その中で学科の名称についてもカリキュラム内容を的確に表しているかどうかといった観点から審査を行っている。

これらの認可制度について、同一設置者内での定員が増えない範囲での学科の設置や定員の変更の場合に審査期間を大幅に短縮するなど、一定程度、手続の簡素化が図られてきたことについては評価する。しかし、これらの事項が文部大臣の認可に掛からしめられているため、各大学が学科の設置や定員の変更を検討する場合に、手続的に少なからず負担となっていることは否めない。このことが、大学にとって、社会が真に必要としている人材の育成に意欲的に取り組もうとすることを阻害している要因の一つではないかとも考えられる。

したがって、大学が社会全体、とりわけ産業界の求める人材像を素早く察知し、社会の変化や技術革新の急速な進展に迅速に対応できるよう、大学学部の学科の新設・改廃及び学科定員の変更については、手続の簡素化を踏まえた各大学の取組等も含め大学改革全般の進捗状況を見つつ、少なくとも、学部の収容定員の範囲内であれば、これらを大学の主体的な判断で行えるようにすることについて検討すべきである。

(5) 教育への補助の効率化

日本育英会の奨学金については、第1種奨学金(無利子)と第2種奨学金(有利子)とがあるが、いずれも現在は、原則として当該学生・生徒が在学する学校を通じて出願し、学校長の推薦に基づいて採用を行う仕組みを取っている。また、奨学生の採用方式には、進学前に進学を条件として奨学金の貸与を予約する予約採用と、進学後に出願する在学採用とがあり、現在、予約採用と在学採用の比率は概ね3対7となっている。

第2種奨学金については、本年度からの制度の大幅な充実によって、ほぼ希望者全員に貸与することが可能となった。しかし、第1種奨学金については、現在、大学ごとに一定の人数枠が目安として示され、それに基づいて貸与者が決定される仕組みになっており、同じ家計状況の学生であっても、在籍する大学によって奨学金が支給される者と支給されない者とが発生し得ることになる。

また、社会人等の既卒者については、卒業してから相当程度の時間が経過し

ているような場合であると、卒業校を通じて奨学金制度に関する情報を入手したり奨学金申請を行ったりすることの負担は少ないと考えられる。

したがって、あらゆる学生にとって奨学金制度を公平なものとする観点から、大学という組織ではなく学生という個人に着目して奨学金が支給されるよう、在学採用から予約採用へのシフトも含めて、奨学金予約採用制度の一層の充実を図るべきである。また、特に社会人等の既卒者に関しては、奨学金予約採用制度の広範な周知を図るとともに、申請手続等について利便性を高める方策について平成 12 年度中に検討を行い、必要な措置を講ずるべきである。

(6) インターネットを用いた高等教育の促進 (教育面における産学連携)

大学や大学院で学ぼうとする社会人が着実に増加しつつある中で、地理的、時間的な制約により、大学や大学院での学習を希望しながらもその実現が困難な社会人も少なからず存在すると考えられることから、これらの学習ニーズに一層適切に応えていくことが必要である。

通信制の大学・大学院も設置されてはいるが、大学通信教育の場合は、少なくとも 20 単位以上については面接による授業を行うことが必要とされており (大学通信教育設置基準第 6 条) 一定時間以上の通学が義務づけられる仕組みとなっている。

近年、急速な普及を見せているインターネットを用いて大学教育を行うことは現行制度上でも可能ではあるが、現行の大学設置基準及び大学通信教育設置基準においては、メディアを利用して行う授業として位置付ける場合には同時かつ双方向に行われることを要件とするなど、インターネットの教育メディアとしての機能・特質に応じた明確な位置付けはなされていない。また、実態を見ても、あくまで通常の授業の一部として利用されているにすぎず、本格的なインターネット授業が展開されるには至っていない。他方、米国ではインターネットを本格的に利用した教育が行われ、注目されている。

正に現在、情報通信技術が著しい発展を続けている中で、インターネットは新たな学習ツールとして限りない可能性を秘めており、インターネットなどの情報通信ネットワーク上でのみ授業を行い単位を認定する、といった新しい教育形態が急速に進展することが十分想定されるところである。

一方、教育における国際化の観点からは、例えば、外国に在住しながら我が国の大学教育を容易に受けられるようにするなど、インターネットを利用した我が国と海外との間の大学教育の相互連携や、外国大学との単位互換を推進することの必要性も高まっている。

以上、大学教育としてのインターネットの活用について述べたが、そもそもインターネットによる教育は、大学以外の多様な民間教育機関等においても提供されているものであり、それらを大学教育の内容や方法の多様化・豊富化促進のために活用していくことも効果的であると考ええる。

したがって、今後、広く多様な主体によってインターネットによる教育が展開されていくことが想定される中で、特に大学教育については、社会人等が大学教育にアクセスしやすいような学習機会の整備を図るという観点から、インターネットを活用した大学教育の位置付けの明確化や、インターネットを活用した教育を推進するための環境整備の在り方(外国大学との単位互換も含む。)大学設置基準等の見直し(同時かつ双方向の要件、面接授業の在り方等を含む。)などについて速やかに検討を進め、必要な措置を講ずるべきである。その際、発展の著しい情報通信技術を効果的に活用するため、大学が企業と連携しつつ教育内容・方法の開発を行うことについても視野に入れる必要がある。

なお、来年度文部省の大学審議会において検討が行われることになっている単位累積加算制度に関しても、大学以外の民間教育機関等によりインターネットを利用して提供される様々な教育サービスも念頭に置いた検討が行われる必要があると考える。

(7) 研究面における産学連携

(7 - 1) 国立大学と企業との共同研究・受託研究

ア 手続の簡素化・迅速化

研究面における産学連携は、新技術・新産業の創出、地域における産業振興などを通じ、我が国経済の活性化を図る観点から極めて重要であるとともに、大学自体の学術研究を活性化するためにも有効である。

国立大学における企業との共同研究・受託研究については、これまでも経費使用区分の弾力化等が進められたこともあり、その件数は年々増加を続けてい

るが、一方で、依然として手続の煩雑さなどが指摘されているのも事実であり、それが共同研究・受託研究の飛躍的増加に向けてのボトルネックになっているのではないかと考えられる。

したがって、企業にとってもまた大学にとっても、共同研究や受託研究がより簡便に行えるよう、諸手続の一層の簡素化・迅速化を図るべきである。特に、受託研究費等を翌年度に繰り越して使用する場合の繰越手続については、抜本的な簡素化を図り、可能な限り速やかに実施すべきである。また、これまでに講じられてきた制度改善や規制緩和措置については、それをマニュアル等の形でより明確に示すとともに、関係教職員に対する研修の充実などを図ることにより、大学の各学部・研究所等の現場まで十分に徹底されるような措置を講ずるべきである。

イ 受託研究の間接経費（オーバーヘッド）の見直し

企業が国立大学に受託研究を委託する場合、企業は、研究に直接的に必要な経費（直接経費）のほかに、直接経費の30%に相当する金額を間接経費として負担している。これは、国（国立大学）の人的・物的財産を当該企業のために使用することの対価として徴収されるものであり、このこと自体には一定の合理性があると認められる。

しかし、直接経費が当該大学に全額交付されるのに対し、間接経費は国立学校特別会計全体の財源として組み込まれ直接的には当該大学に交付されないことが、受託研究を積極的に行おうとする大学のインセンティブの阻害要因となっているのではないかと考えられる。

このため、平成12年度から、間接経費の一定割合について、産学連携のインセンティブを高める経費として受託研究を行う当該大学に配分されるよう、受託研究の仕組みの改善を図るべきである。

ウ 共同研究・受託研究に従事する非常勤職員の給与の弾力化

国立大学において共同研究や受託研究に従事する非常勤職員の給与については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第22条第2項において、「各庁の長は、常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内

で、給与を支給する」こととされている。この趣旨は、非常勤職員の勤務形態、内容等が多様であり、立法技術的にも一律の定めが困難であるため、仮にその者を常勤職員として採用したならば決定するだろう給与を基礎として、時給、日給等を決定することとしたものである。

しかしながら、非常勤職員の給与については、一般的な計算式が定められ、これによりがたい場合には、文部大臣への協議が必要となっている。このため、採用しようとするポストの職務の複雑高度性、採用の困難性等あるいは採用しようとする者の優れた業績、高度の技術、豊かな経験等を個別に評価した大学自身の判断による柔軟、弾力的な給与の決定が困難な実態となっている。

したがって、特に、国立大学において企業との共同研究・受託研究に従事する非常勤職員の給与については、当該研究が契約に基づき行われるという特殊性にかんがみ、その効率的遂行に必要があると当該大学が認める場合には、当該大学限りで、一定程度弾力的に給与決定が行えるような基準の弾力的な運用と手続の簡素化について、平成12年度中に必要な措置を講ずるべきである。

(7-2) 国立大学教官等の兼業

ア 国立大学教官のTLO職員兼業

昨年8月、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）が施行され、現在、この法律に基づく技術移転機関（以下「TLO」という。）の設立が進んでいる。今後、TLOの活動により、大学から民間企業への技術移転が一層促進されていくようにするためには、国立大学教官が企業への技術コンサルティング活動を行い、国立大学と民間企業との架け橋としての役割を果たしていくことが求められている。

しかし、国立大学教官がTLOの職員を兼業することは可能であるものの、TLOの職員を兼業した国立大学教官が他の企業のコンサルティング活動を行うという兼業形態は認められていない。

この点、国立大学教官がTLOの職員を兼業した上で、TLOの業務として他の企業に対する技術コンサルティングを行えるようになれば、TLOを通じて技術移転を行った研究成果を生み出した教官が、当該研究成果に関して技術指導や追加的な研究開発を行うことにより、より円滑な特許等の実施が図られ

るメリットがあると考えられる。また、教官がTLOを介して技術コンサルティング活動を行うという形態を採ることにより、企業側としても、ビジネスライクに技術コンサルティングを受けやすくなるものと考えられる。

したがって、国立大学教官がTLOの職員を兼業した上で、TLOの業務として民間企業に対する技術コンサルティング業務を行うことについて、手続の透明性を確保しつつ、平成12年度からこれを認めるべきである。

イ 国立大学教官等の民間企業役員兼業

国立大学教官等の民間企業役員兼業については、当委員会の第1次見解における指摘及び規制緩和推進3か年計画（改定）を踏まえ、政府部内において検討が進められてきた。その結果、まずTLO（技術移転機関）への役員兼業については、承認基準等を定める人事院規則を制定し、平成12年4月1日から施行される運びとなったことを評価するとともに、今後は、制度の円滑な施行がなされるよう、当委員会としても実施状況を注視していくこととしたい。

一方、TLO以外の一般企業への兼業については、本年6月18日、内閣に内閣官房内閣内政審議室長を議長とする「国立大学教官等の民間企業役員兼業問題に関する連絡会議」が設置され、省庁横断的な検討作業が行われてきた結果、本年11月30日、次のような対応方針が閣議了解された。

国立大学教官等の民間企業役員兼業に関する対応方針について

（平成11年11月30日閣議了解）

- 1 国立大学教官等の民間企業役員兼業について、現下の社会経済情勢等にかんがみ、憲法が定める公務員の全体の奉仕者性を踏まえた国家公務員法体系の下、次のとおりの方針で対応する。
 - （1）国立大学等から民間への技術移転を促進する観点等から、国立大学教官等が、その研究成果の事業化を企図する民間企業の役員を兼業することについて、一定の要件の下、みちを開くこととする。
 - （2）上記（1）の役員兼業の公益性を明確にし得るよう、国が研究成果の事業化を図る企業に対して人的支援を行う必要があることを含む各般の措置を盛り込んだ産業技術力の強化を図る法案を次期通常国会に提出することとする。

(3) 国立大学教官等が、民間企業の監査役を兼業することについて、一定の要件の下、みちを開くこととする。

- 2 人事院に対し、上記 1 (1) 及び (3) の各兼業についてみちを開くため、必要な要件、手続等を定める国家公務員法第 1 0 3 条に基づく人事院規則の制定など所要の措置を講ずるべく検討方要請する。

国立大学教官等の一般企業への役員兼業については、当委員会の第 1 次見解及び規制緩和推進 3 か年計画 (改定) を踏まえ、政府部内で速やかに検討体制が整えられ、予定よりも期限を前倒しにして結論を得たこと、また、内容的にも、従来は原則として禁止されていた役員兼業について、一定の範囲ではあるが兼業の道が開かれたことについては、一定の前進があったものと評価する。

当委員会としては、当面、上記の閣議了解中にある産業技術力の強化を図る法案の策定及び承認についての具体的な要件や手続等を定める人事院規則の制定を注視していくこととしたい。

国家公務員としての全体の奉仕者性との整合性の観点で求められる公益性の判断は、社会情勢、社会通念の変化、関係制度の改正等によって変わり得るものであり、これら関係制度の変化や公益性に関するコンセンサスの形成状況等について留意しつつ、さらに役員兼業規制の在り方について検討を深めていくべきであると考えます。

また、この兼業問題に関連して、真に企業統治機能の充実強化を図っていかうとする観点からは、他面で、取締役及び監査役の在り方などの企業法制全体に係る問題について、議論を深めていくことが必要であると考えます。

1 2 保安・環境ビジネス

(1) 保安四法関係の規制の見直し()

消防法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法及び石油コンビナート等災害防止法のいわゆる保安四法については、規制緩和推進3か年計画(改定)において、「石油コンビナートに係る部分について、近年の技術の進歩等を踏まえ、安全性を損なわないことを前提として、検査周期の延長、検査主体の相互乗り入れの促進、検査方法の改良等保安四法の更なる合理化、整合化を図る余地がないかを検討し、検査等に伴う負担の軽減を図ることが必要である。具体的には、関係各省の実務者が、有識者、関係業界団体の代表等とともに委員会を設置し、2年間を目途に検討を行う」こととされている。

これを受けて、通商産業省、労働省及び自治省消防庁は、本年5月に学識経験者、業界団体、労働団体、地方公共団体及び関係省庁からなる石油コンビナートに係る保安四法の合理化・整合化促進に関する実務者検討委員会を発足させ、現在、鋭意検討を進めているところである。

この検討委員会は、平成11年度末に中間報告を行うとともに、平成12年11月頃を目途に最終的な検討結果をまとめる予定とのことであり、当委員会では、規制緩和推進3か年計画(改定)の計画事項の内容が実質的に担保されるよう、また、最終的な検討結果をまとめる以前において結論を得たものについてはその都度措置するようとの観点から、引き続きその進捗状況、検討状況を注視していく。

(2) 廃棄物の再生利用認定制度()

リサイクル推進を図る規制緩和として、一定の廃棄物の再生利用について厚生大臣の認定を受けた者は処理業及び施設設置の許可を免除される再生利用認定制度が平成9年12月に創設された。

本制度については、当委員会の第1次見解において、廃プラスチック等、事業者からの要望が出されているものに関しては速やかに結論を出すべきであると指摘したが、その意味で、「廃プラスチック類」が一般廃棄物、産業廃棄物共に本制度の対象物として本年9月に告示されたことを評価する。引き続き、生

活環境の保全に留意しつつ、対象となる廃棄物の範囲を拡大するとともに、基準を満たす者については積極的に認定すべきである。

また、規制緩和推進3か年計画(改定)においては、本制度の認定基準の明確化を平成11年度に図ることとされており、当委員会としてもこの作業を注視していく。

1 3 基準認証等に関する意見・要望等への対応

規制緩和推進3か年計画では、毎年度、内外からの意見・要望、行政改革推進本部規制改革委員会の監視結果等を踏まえ、計画の改定を行うこととなっている。これを受けて昨年度は、10月末までに内外から1,500件を超える規制緩和に関する意見・要望が提出された。それらのうち4割程度（約600件）が広い意味で基準認証等に関するものであった。

このため、今年度の規制改革委員会では、特に、規制緩和に関する内外からの意見・要望のうち基準認証等に関するものを中心に、精査の上一分野を立てて取り組んでいくこととした。その際、消費者・事業者の利便性向上等の観点から、基準の簡素化から輸出手続や検査等の申請手続の簡素化に至るまでの広範な項目を検討の視野に入れ、できる限り幅広く意見・要望に対応していくこととした。

具体的には、昨年基準認証等に関する内外からの意見・要望600項目から今年度の調査・検討項目として100項目程度に絞り込みを実施した後、関係省庁及び要望元へのヒアリングを実施するなどにより調査審議を行った結果、早急に規制の見直しが必要な21項目についての見解を公表することとした。項目を分野別に見ると、輸出手続関連：7項目、医薬品等、食品関連：5項目、電気用品関連：3項目、その他：6項目となった。

なお、以上のほか、内外からの意見・要望を端緒とし、検討項目との関連性等から他の分野で検討することが適切であると判断され、他の分野で検討を行い、結論を得た項目としては、住宅・土地・公共工事分野で7項目、運輸分野で2項目あり、これらについての見解は、それぞれの分野で記載している。

もとより、規制緩和・規制改革に関して寄せられる個別の意見・要望は、規制改革にとって重要な材料を提供しており、その他の分野においても、できる限り個別の意見・要望を取り上げていくため検討を加えたところである。

○本見解の他の分野に掲げたもの

<住宅・土地、公共工事分野>

(1) LPガス貯蔵施設立地規制の弾力化 (2)合わせガラス及び複層ガラスのガ

ラス板厚基準の緩和 (3)車両出入口のための歩道乗り入れの弾力化 (4)道路占有許可申請様式の統一 (5)建設業・不動産業に係る届出書の電子化 (6)ビルの排煙設備の構造基準の弾力化 (7)ホームエレベータの昇降スピード基準の緩和

< 運輸分野 >

(1)特殊車両通行許可手続の見直し (2)車両の軸重制限の見直し

(1) 輸出入手続関連

(1 - 1) 税関輸出入申告手続の簡素化(本関単位の輸入申告の容認、通関書類のペーパーレス化)

輸入申告は、関税法(昭和29年法第61号)第107条及び同法施行令第92条に基づき、税関長の権限委任により、貨物の蔵置場所を管轄する税関支署、出張所の長に対して行わなければならないこととされている。輸入申告から許可に至る過程には以下のような3種類がある。

- 1) 申告後直ちに許可される場合(申告関連書類(インボイス、B/L(船荷証券)、原産地証明書、動植物検疫証明書等)は後日提出)
- 2) 申告後書類審査を経て許可される場合(申告関連書類を提出して審査後、許可)
- 3) 申告後検査が必要な場合(保税蔵置場所にて検査後、許可)

1) の場合は、申告後すぐに荷物を蔵置場所から引取り可能であり、書類は後日最寄りの税関支署に提出すればよいが、2) の場合は、申告を行った蔵置場所所轄の税関支署又は出張所に書類を直接提出する必要がある。郵送や一部ファックスによる提出も認められているが、早期に引取りを行うために書類を直接持ち込む場合が多い。同じ税関の管内であっても支署、出張所が地理的に離れている場合、取扱通関量の多い業者は書類の持込みに多大の手間とコストを掛けているのが実態である。

また、輸出入申告に際して税関に提出すべき書類の一部である仕入書(インボイス)は、通常貨物の明細が記されているため、通関貨物量の多い輸出入者にとって、書類を提出することが負担となっている場合もある。

現在大蔵省にて検討中の「簡易申告制度(仮称)」は、承認された者が指定さ

れた種類の貨物について、法令遵守（コンプライアンス）の確保を条件に引取申告と納税申告を分離し、納税申告を貨物の引取り後に行えるという簡易な通関手続である。この制度には引取申告時の申告項目の削減、引取申告や納税申告時のペーパーレス化、引取申告時の納税のための審査・検査の省略、納税申告の後日一括化等を織り込むことが予定されており、これが導入されれば、コンプライアンスを確保できる輸入者については、上記のような通関事務に係る手間とコストが大幅に省けることになると考えられる。

簡易申告制度（仮称）については、その運用に関し、現在関係者からのヒアリング中とのことであるが、できる限り多くの関係者からの意見を聴取し、同制度をより実態に即した使いやすいものにするとともに、税関手続の一層の簡素化・迅速化を推進すべきである。

（ 1 - 2 ） 輸出申告書における再輸出品の統計品目番号の改善

輸出申告書に記載すべき事項として統計品目番号（「税関様式関連通達」（平成 11 年蔵関第 254 号））があるが、統計品目番号は、貨物の種類に応じて固有の 9 桁の番号が定められており、上 6 桁は H S コード（Harmonized System Code）として国際共通コードとなっている。一方、我が国では外国産品を輸出する場合は再輸出となり、「再輸出品」は「特殊取扱品」となって、いかなる種類の貨物であっても統計品目番号は 0 0 0 0 - 0 0 という番号となる。この再輸出品のコード体系は我が国独自のものであり、米国では、国内産品、再輸出品はいずれも同じ統計品目番号を使用し、区別は別コード（国内産品は“ D ”、外国産品は“ F ”と表記）で行っている。

我が国では、近年製造業の海外展開により製造及び部品調達の国際化が進み、同じ型番の部品であっても、日本国内で調達せず部品メーカーの海外工場から調達し、自社の海外拠点へ再輸出する場合が増加している。国際物流がより複雑かつ多様化している現状において、再輸出品については貨物の種類にかかわらず同じコードを用いるという現体系は、物流管理を行う上で極めて使いにくいものになっており、また維持する合理的理由はないと考えられる。

海外展開を行っている企業は、品目番号をキーとして製品の物流管理を行っている場合が多く、現制度では再輸出した場合、品目番号が製品とは関係のな

い番号であるため、品目番号と製品管理を別々のコードで行わなければならないという不都合が生じている。したがって、米国と同様に、国内産品であっても外国産品であっても統計品目番号は同一とし、区別は別コードで行うよう改正すべきである。

(1-3) 輸出貿易管理令第5条「許可を要しないもの」に関する確認手続の簡素化

輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)第5条では、税関は、貨物を輸出しようとする者が外国為替及び外国貿易法(昭和24年法第228号。以下「外国為替法」ともいう。)第48条第1項の規定による許可若しくは輸出貿易管理令第2条第1項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならないこととなっている。「許可を要しないこと」を確認しなければならない旨定められた法令は、欧米諸国においても類例は見当たらず、日本固有のものである。ただし実際には、すべての輸出品について「許可を要しない」ことを確認しているわけではなく、輸出貿易管理令第5条に基づき、税関は通商産業大臣の指示に従い確認を行うこととなっており、また確認に当たっても税関は全品について確認をするのではなく、原則として輸出者の自己申告を重んじ、製造者による「輸出許可を要しないこと」の証明(パラメータシート等による非該当の証明)を添付させ、それを確認に替えるという簡略手続を採っている。

しかしながら、「許可を要しないもの」であることを確認すべき輸出品は、半導体を始めとして多岐にわたり、輸出量も膨大であるため、輸出者特に製造者は、このパラメータシート等による非該当の証明の作成等に多くの労力を充てている。また輸出に当たって許可を必要とするか否かについては、詳細にわたり技術的条件が定められているが、税関も専門技術者ではないため、製造者等が作成するパラメータシート等による非該当の証明がなければ当該輸出品が「許可を要しないもの」であるか否か判断できないのが実態であり、その意味でパラメータシート等による非該当の証明の添付は、極めて形式的な手続となっている。

現在通商産業省の関連団体である財団法人安全保障貿易センター(CISTEC)において、製造者ごとに「許可を要しない」製品を詳しくリストアップ

して公表しており、これが税関側における非該当であることの判断材料の一つとなっている。しかしながらこのリストの収載品目は今のところ半導体のみであり、他品目への拡大はこれからの課題である。平成11年10月には、制度上半導体以外品目のリスト化も可能となり、今後このリストに収載される製品が増え、税関がこのリストをベースに該当、非該当を判断することが可能となれば、輸出者によるパラメータシート等による非該当の証明の添付は省略の余地がある。

疑義のあるものについて税関が厳しくチェックすることは当然であるが、輸出許可が不要とされている物品についての確認手続等はできる限り簡略化すべきである。また、税関における通関審査手続が同種の製品を反復して輸出入する事業者で管理体制が優良な者には、包括申請手続を認める等簡素化が進められていることと合わせ、C I S T E Cのリストに収載される品目の充実を図り、税関の協力の下、パラメータシート等による非該当の証明の添付に代わる「許可を要しないもの」の確認の方法を検討すべきである。

(1 - 4) 輸出管理規程 (コンプライアンス・プログラム) の自主化の徹底

通商産業省 (通産省) は、外国為替及び外国貿易法上規制されている貨物等を生産又は輸出する企業自らも安全保障貿易管理を実施することが重要であるとの認識の下に、昭和62年9月、大臣名の通達で各輸出関連団体宛に「輸出関連法規の遵守に関する内部規程の整備を柱とする輸出関連法規の遵守徹底」を要請した。これに応じて、輸出企業は、現在自らの発意により輸出管理規程 (コンプライアンス・プログラム) を通産大臣に提出している。

輸出管理規程は、あくまでも輸出企業の自主管理のために策定するものであり、その受理に当たっては企業の規模、態様、該当品の取扱状況等、個々の企業の実情を踏まえた形で行っている。しかしながら、輸出企業が届け出た輸出管理規程に対し、通産省が内容について修正要請を行っている場合があり、必ずしも輸出企業の自主管理に委ねられていないととらえられている例がある。あくまでもこのシステムは、輸出者自身が輸出関連法規を遵守することを重要なこととして認識した上で、主体的に管理体制を構築し確実な輸出管理を行うことを内外に自己宣言するシステムであり、行政が輸出関連法規を補完するた

めの規制手段として用いられるべきものではなく、本来の趣旨である完全な輸出企業の自主管理プログラムであることを再確認すべきである。

(1 - 5) 花き球根の隔離検疫代替措置の検討

ゆり等花き球根類は、植物防疫法(昭和25年法律第151号)第8条に基づき、輸入時の検査のみでは判別不可能な検疫有害動植物(特にウィルス病)があるかどうかを判別するため、輸入する際にはその全量につき国内の隔離圃場において1作期間栽培して検査(隔離検疫)を実施することとされている。こうした隔離検疫という手法は、オランダや米国など諸外国で一般的に行われている検査手法である。ただし、オランダ産花き球根類に関しては、日本国内で実施する隔離検疫と同等の水準の検査がオランダにおいて実施できると判断されたことから、オランダ当局による生産地域での検査の実施と、日本側植物防疫官による当該検査実施状況の確認をもって、日本国内での隔離検疫の代替措置としている。

隔離検疫の代替措置は、昭和63年にチューリップ球根に適用して以降、現在までに8品目(チューリップ、ゆり、ヒアシンズ、アイリス、クロッカス、フリージア、アマリリス及びグラジオラス)に適用している。他方、近年、こうした日本の隔離検疫の代替措置に対し、EU(オランダ)は一定の評価を与えながらも、更なるオランダ産花き球根類の隔離検疫の簡略化を要望してきている。具体的には、日本側がオランダ球根検査機関(FIS)の検査システムをモニタリングする方式に移行し、日本側検査官による現地確認業務の簡略化、あるいは廃止を図ることが提案されている。

しかしながら、当該措置は、日本で実施すべき隔離検疫をオランダで行っているものであり、最終的には、日本の植物防疫官が輸入時の検査では判別不可能な検疫有害動植物(特にウィルス病)があるかどうかを確認する必要があることから、日本側植物防疫官による現地確認業務の廃止はできない。一方、現在オランダから要望されている日本側検査官による現地確認業務の簡略化に関しては、既に日蘭植物検疫専門家会合において、平成9年産チューリップ球根から、モニタリング方式への移行に関する試行を開始しており、今後数年間試行を継続することで両国間で合意している。したがって今後とも、当委員会と

しては、輸入手続円滑化の観点から、チューリップ球根におけるモニタリング方式の技術的な検討過程を注視していく。

(1 - 6) 石油製品に係る包括及び個別申請・承認制度の廃止

石油製品は国民生活・経済上重要な物資であることから、輸出増大により国内の石油安定供給に支障が生じることのないよう輸出貿易管理令第2条の輸出承認の対象物質に指定されており、輸出に当たっては輸出承認が必要である。従来は輸出の度に申請・承認を得る個別承認制度であったが、平成9年7月から承認要件が緩和されるとともに包括承認制度へ移行し手続が簡素化された。

さらに輸出承認制度そのものの在り方については、平成11年8月2日の石油審議会石油部会石油備蓄・緊急時対策小委員会報告書において、「平時においては、石油について外国為替及び外国貿易法による輸出承認制度の承認対象から外すことが適当であるが、大幅な供給途絶状態において石油需給適正化法の発動により需給調整を行う場合には、状況を踏まえつつ輸出規制を行うことが必要と考えられる」とされている。

今日の世界の石油需給環境を見るに、平時においては国内からの石油製品輸出を管理しなければ国内の石油安定供給に支障が生じるほどの逼迫状態にはないことから、石油審議会石油部会石油備蓄・緊急時対策小委員会の報告に従い、緊急時対応のための体制を整備した上で、平時においては石油製品は輸出承認制度の対象外とするよう、できる限り早期に所要の措置を講ずるべきである。

(1 - 7) ボンド重油の「積込承認申請」の頻度の見直し

ボンド重油(注)を含む外国貨物である船用品については、関税法第23条により、船舶への積込みの度に申請し、承認を受けることが必要である。

申請者は、船舶又は積込み年月日の異なるごとに船舶の種類、トン数、航海日数、旅客及び乗組員の数と船用品の種類、数量を記した外国貨物船用品(機用品)積込承認申請書を提出し、承認を受けなければならない(関税法基本通達23-2)。申請者にとっては負担となっている。

船用品の積込み作業ごとの承認申請は、国内への横流し等による関税の課税逃れを防止するために行われているが、制度の目的を損なわずに手続を簡素化

し、申請者の負担軽減を図ることは可能ではないかと考えられる。

したがって、税関の取締り上問題が生じないことを前提として、事務手続の簡素化の観点から、新たな制度として船用品であるボンド重油について1か月程度の期間についてまとめて承認を行う包括承認制度の導入を早急に検討し、実施に移すべきである。

(注) ボンド重油とは、本邦への輸入手続前のもので、関税及び内国消費税の課税前の重油をいう。

(2) 医薬品等、食品関連

(2-1) 化粧品輸入規制の緩和

化粧品の規制については、日本化粧品工業連合会(JCICA)、米国商工会議所(ACCJ)、欧州ビジネス協議会(EBIC)、さらには学識経験者、消費者代表が入った化粧品規制の在り方に関する検討会の最終取りまとめが平成10年7月に出され、規制緩和推進3か年計画(改定)に基づき、平成12年度末までに新たな制度を実施することとされている。

制度改正の内容は、具体的には、現行の種別ごとの承認制を廃止し、配合禁止・配合制限成分リスト(ネガティブリスト)及び特定成分群(防腐剤、紫外線吸収剤、タール色素)の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)による規制に移行するとともに、欧米と同様の全成分表示制度を導入することとされている。

しかしながら、配合禁止・配合制限成分リスト及び特定成分群の配合可能成分リストが導入されたとしても、そのリストに掲げる成分の種類や規定量が欧米と整合化されていないと、実際は成分調整を行わなければ日本国内で販売できない輸入化粧品が出てくる可能性がある。

化粧品に関しては、海外旅行の一般化に伴い、旅行者が外国製品を購入して持ち帰ることにより既に広く普及してきている実態もあり、消費者の製品選択の余地を狭めることのないように、できる限り国際的に自由な流通を可能にする制度をつくるべきである。したがって、欧米間でも整合が取れていない状況の中、消費者の健康を損なわないように最低限の規制は必要なものの、新たな制度づくりの中で可能な限り配合禁止・配合制限成分リストや特定成分群の配

合可能成分リストの国際整合化を図るべきである。

また、化粧品の全成分表示は、種別ごとの承認制を廃止することと表裏一体のものとして、消費者に含有成分すべてを開示して、消費者が肌に合わない成分が含有していないか自らチェックできるようにするものであり、極めて重要なものであるが、ペンシル型等の小型容器への記載については、消費者に見やすくかつ事業者には過大な負担とならないように工夫すべきである。

(2 - 2) 化粧品のラベル表示方式の変更

化粧品の製造業及び輸入販売業を始める際には、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 12 条及び第 22 条に基づき、製造所・営業所ごとに許可を受けなければならない。一方、化粧品販売業に関しては、薬事法上の許可は不要である。

また、化粧品の製造・販売に際しては、同法第 61 条に基づき、その製品の直接の容器又は被包に許可業者である製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所等の記載が義務付けられている。表示の目的は、不良品が発生したり副作用が発現した場合、消費者が直接に連絡が取れるように、また、国が健康被害の拡大を防止するために、薬事法上の許可業者である製造業者や輸入販売業者の所在を確認し、国への回収報告や副作用報告義務等の行政命令を行うためである。また、この義務を果たすために、市販後における副作用等の安全性の責任者である製造業者又は輸入販売業者に連絡窓口を集約する必要がある、薬事法上の許可業者ではない販売業者の名称等の記載だけでは、販売業者と製造業者等との間の情報伝達に法的な担保がないことから、販売業者が得た情報が製造業者・輸入販売業者に確実に伝わる保障がないためであるとされている。

この場合、あくまで表示は製造業者、輸入販売業者の名称、所在地等であり、名前をコード化あるいはライセンス・ナンバー化して表示することは、消費者に認識できないため認められていない。

一方、食品の場合には、食品の製造が許可制ではないこともあるが、食品衛生法上製品への表示は販売業者の名称で足りるとされ、製造業者の名称はラベル上に記号により表示することが可能である。また洗剤等の雑貨品は、表示する業者については全く自由である。

輸入化粧品の販売を行う際に、販売業者によっては、化粧品のブランド・イ

メージを損ないたくないという営業上の理由から、直接の輸入販売業者の名称をラベル上に書きたくないというケースがある。その場合、現行制度の下では、別に適切な名称の輸入販売業者を新規に設立許可申請し、その業者の名称等をラベル上に記載する以外にない。ところが、許可取得までに相当長期の期間が掛かる例もある上、倉庫、試験設備、責任技術者等は親会社と兼用することは認められず、申請した会社の数だけ施設が必要となり、また許可取得後も年1回程度の検査があり手間とコストを要する。

また、薬事法上の製造業者の許可を得ているものであっても、ある化粧品についての製造を100%他社に委託した場合、その製造業者は実際に当該商品の製造に携わっていないということで、当該商品に関する製造業者として許可されず、名称をラベル上に記載することができない。そのため現実には、ほぼ出来上がった商品を自社の工場まで輸送し、最終梱包だけを自社で行うことにして製造業者の許可を得たり、また製造委託先の施設の一定の区画に投資し、そこを自社の工場として登録することにより当該製品の製造業者となっているのが実態である。

ラベルの表示主体に関する薬事法第61条の規定の考え方は、当該化粧品に関する詳細情報は一般的にその製造を行っている業者又は直接輸入している輸入販売業者が保持しているものであり、製品の安全性や品質に問題があったときに消費者が直接連絡することができるように、ラベルに製造業者等を表示すべきというものであるが、化粧品は、販売会社が設計仕様を行い、製造委託を行っている商品（OEM商品）も多く、必ずしも製造業者が当該商品に最も熟知しているとは限らない。また化粧品のラベルには、製造業者又は輸入販売業者の名称以外は記載してはならないという規定はないため、通常、販売業者の名称、所在地及び時には販売業者の顧客サービスセンターの電話番号が記載され、商品に不都合があった場合には、顧客サービスセンターへ連絡するように注意書きされているものもある。この場合当然消費者からのクレームは、薬事法上の製造許可を持たない販売業者に対してなされることとなり、そもそも現行制度の下でも情報窓口の一本化はなされていない。

したがって、現行の化粧品の製造・輸入の許可制を継続し、ラベルには許可業者の名称、所在地を記載させるという制度を前提とする以上、製造・輸入販

売業者が、より手間やコストを掛けずに許可が取得できるよう、薬事法上の許可を取得する際の倉庫、試験設備、責任技術者等の要件について、その運用の在り方を見直すべきである。また、併せて審査期間についても、地方公共団体における現行の審査実態を検証の上、迅速化するように指導すべきである。

(2 - 3) 医薬品一般販売業の構造設備基準の緩和

従来、医薬品一般販売業を行う者には、その店舗に試験検査に必要な設備及び器具を自ら備えることが義務付けられていた（薬局等構造設備規則第1条及び第2条）が、平成10年に同規則が改正され、自ら備える必要はなくなった（平成10年厚生省令第40号）。これにより、医薬品一般販売業を新規に開設する者にとっては、設備投資の軽減が可能となったことは評価する。

しかしながら、この改正により自ら試験検査設備を有しないでよいこととなった医薬品一般販売業者が、適切な品質管理のために必要と認める医薬品の試験検査を行う場合には、薬事法第26条及び同法施行規則第29条の3に基づき、厚生大臣の指定した試験検査機関（薬事に関する試験検査を行う地方公共団体の機関（衛生研究所等）、薬事に関する試験検査を行う民法34条の規定による法人（公益法人）等）を利用して試験検査を行うことができるとされ、他者の試験検査設備を使用して自ら試験検査を行うことは認められていない。

試験検査設備を有する医薬品一般販売業者の場合は、自己検査が可能であり、またそのデータを自ら評価することが認められるのに対し、試験設備を有しない場合は、他者から試験検査設備提供の申出があってもそれを使用して自ら試験検査することができず、検査費用を支払って厚生大臣の指定検査機関に試験データの採取を依頼しなければならないとされているのは、いかにも不合理である。

また、医薬品の試験検査の依頼先が公益法人である厚生大臣の指定検査機関に限定されているのは、医薬品の試験検査及びデータの採取には公正中立を必要とするとの考え方からであるが、自ら試験検査設備を有する医薬品一般販売業者の場合には、試験検査とそのデータの採取に関しては公正中立性の担保も自己責任に委ねられていることと比較してバランスを失っている。

したがって、試験検査機関の審査基準の明確化を図り、試験機関の対象を民

間会社（営利法人）にも拡大するとともに、指定検査機関の試験検査設備を使用して医薬品一般販売業者が試験検査を行うことができるように措置すべきである。

(2 - 4) 医療用具の承認申請時の臨床試験データ要否の区分に関する国際整合化

薬事法第 14 条第 3 項により、医療用具の承認申請を受ける場合は臨床試験データを添付しなければならないとされているが、承認申請に当たり、その医療用具が臨床試験データを必要とするか否かについては、通知（平成 11 年 7 月 9 日医薬安全局長通知医薬発第 8 2 7 号、医薬安全局審査管理課長通知医療審第 1043 号）により定められている。これによると、医療用具の人体に対する危険性に応じてクラス I からクラス IV まで 4 つの分類がなされており、クラス IV については、承認申請に当たり原則として臨床試験データの提出が必要とされ、クラス III に分類される医療用具については、新医療用具に該当するものについてのみ臨床試験データの提出が必要とされている。

医療用具の外国臨床試験データについては、我が国臨床試験の実施基準（GCP）又はこれと同等以上の外国の GCP に適合していること、適切な実施方法・評価方法により実施されていること、信頼性のある医療機関において実施されていること、信頼性を確保するため必要により個別の症例記録等の生データを調査し得ることを条件として受け入れられている。さらに、米国の臨床試験データについては、GCP に基づいて作成され、かつ FDA への審査申請の添付資料として用いられたデータであれば、平成 9 年 3 月より完全埋め込み型心臓など日本に医療技術のない例外的なもの（クラス IV）を除いてほぼ全面的に受入れ可能となっている（外国で実施された医療用具の臨床試験データの取扱いについて（平成 9 年 3 月 31 日薬発第 479 号））。このように、外国臨床試験データの受入れがほぼ全面的に可能となったことは評価する。

しかしながら、医療用具ごとに臨床試験データ提出の要否を定めている分類の仕方が各国ごとに異なっているため、ある医療用具について日本で分類の仕方が大括りであるにもかかわらず、外国では細分化されてそれぞれ臨床試験データの要否が決まっている場合には、その医療用具の中で外国で臨床試験データが不要となっているものを日本に輸入するに当たっては、外国には通常臨床

試験データが存在せず、日本で新たに臨床試験を行うこととなる。例えば、創傷被覆・保護材は、日本では「新医療用具に限り臨床試験データ必要」とされるクラスIIIに分類され、新医療用具に該当するものが多いことから、承認申請には臨床試験データが必要とされる。しかしながら米国では、同じ創傷被覆・保護材でもいくつかの種類に分けられて種類ごとに臨床試験データの要否が定められている。このため、創傷被覆・保護材の中には、米国に臨床試験データが存在しないものもあり、その場合創傷被覆・保護材すべてに関し臨床試験データを要求している日本では、輸入に当たり新たに臨床試験を行わなければならない。

外国の臨床試験データの受入れについては、輸入者の負担軽減と輸入承認申請の迅速化のために推進されているが、上記臨床試験データの要否に関する分類が国際的に整合化されなければ、その効果は減殺される。

したがって、創傷被覆・保護材のように臨床試験データの要否の区分が諸外国と異なっているものについては、その区分の仕方も参考にしつつ、専門家の意見を聴取した上で、臨床試験データの要否について明確化するべきである。

また、医療用具は我が国では約5万品目あり、その名称についても国際的には統一されていないのが実態ではあるが、現在EUにおいて始められている医療用具の分類・名称の国際統一のための協議会（GMDNプロジェクト）に我が国も積極的に参加し、国際統一を早期に行うべく提案を行っていくべきである。

(2 - 5) 食品添加物用炭酸ガスの小分け充填に係る資格要件の緩和

炭酸飲料用等に使用される炭酸ガスは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第2条により食品添加物に指定されており、その製造又は加工を行う営業者は、その施設ごとに専任の食品衛生管理者を置かなければならないこととされている（同法第19条の17第1項）。食品衛生管理者の資格要件は、同法第19条の17第4項に次のように定められている。

- 1) 医師、歯科医師、薬剤師又は獣医師
- 2) 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において医学、歯学、薬学、獣医学、畜産学、水産学又は農芸化

学の課程を修めて卒業した者

- 3) 厚生大臣の指定した食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者
- 4) 学校教育法に基づく高等学校若しくは旧中等学校令に基づく中等学校を卒業した者又は厚生省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食品衛生管理者を置かなければならない製造業又は加工業において食品又は添加物の製造又は加工の衛生管理の業務に3年以上従事し、かつ、厚生大臣の指定した講習会の課程を修了した者

一方、炭酸ガスは、医療用としても利用されており、薬事法第15条により、医薬品の製造・加工に関しては、原則薬剤師を管理者としなければならないが、医療用ガスについては、薬事法施行規則第22条第2項により、緩和措置が設けられており、製造管理者として以下の資格を有する者で薬剤師に代えることができることとされている。

- 1) 旧中等学校令に基づく中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校で薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者
- 2) 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する科目を修得した後、医療用ガス類の製造に関する業務に3年以上従事した者
- 3) 厚生大臣が1)又は2)に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者

医療用炭酸ガスの製造管理者の資格者について緩和措置が設けられた理由としては、医療用ガスの製造工程が閉鎖系で行われており、かつ配管等の内部圧力が気圧より高いため、外から不純物が入り込む可能性がないためであると考えられる。しかし、食品添加物用炭酸ガスと医療用炭酸ガスの規格を比較すると、純度試験の方法が異なるだけで他はほぼ同等の規格であり、製造方法も冷媒による液化精製法を用いており同じ製法である。

工業用炭酸ガスは、年間約85万トンが製造・消費され、そのうち食品添加物として飲料用等に使用されるのは約18万トンであり、全体消費の20%を占め、全国で多量に消費されている。飲料用等に使用される炭酸ガスは、製造所において製造後、通常ローリー車で輸送され充填所で貯槽に蓄えられ、その後貯槽

から充填用配管を通して小型容器（高圧ガス容器）に充填され、その容器が飲料製造業者に配送されるという流通形態を採っている。炭酸ガスの充填所は全国で364か所あり、このうち2割程度が食品添加物としての炭酸ガスを取り扱っているが、これらの充填所も食品衛生法上の製造・加工設備とみなされ、食品衛生管理者を置くことが義務付けられている。このため充填所の設置に当たっては、食品衛生管理者の確保が必要となるが、資格取得の難しさがボトルネックとなって全国各地の需要に対して十分な数の充填所の設置ができていないのが現状である。

食品衛生管理者の資格要件の中で、特に食品衛生法第19条の17第4項第4号の厚生大臣の指定した講習（食品衛生の広範な知識を得るために設けられる。）の受講要件が、講習期間が40日間と長い上にその開催も不定期かつ頻度が少ないことが、資格取得が困難な最大の理由となっている。

食品添加物は、最終的には不特定多数の人に販売され、人体に摂取されるもので、その取扱い・管理には最大かつ細心の注意を払わなければならない。しかしながら充填所での作業は、ローリーから貯槽に充填する際の配管接続と貯槽から配管を通してポンペに充填する際の配管接続であり、何らの加工も伴わず、また配管接続の際には、不純物が混入を防ぐため、配管を二酸化炭素でパージしている。また、同様に人体に直接吸入される医療用炭酸ガスについては、ガス体はその製造・加工に当たり管理上の危険度が低いという理由で、既に管理者の資格要件が緩和されていることにかんがみると、食品添加物用炭酸ガスの取扱い、特にその中でも加工等を伴わない限定的な充填作業の管理について、食品衛生に関する広範な知識・経験を有する資格者の必置を義務付けるのは、やや行き過ぎの感は否めない。

しかしながら、食品添加物の取扱いは、場合によっては人体に多大の影響を及ぼすため、資格要件を無条件で緩和することは安全性の著しい低下につながる。したがって、安全性を確保しつつ、ガス体かつ充填作業に限るという限定つきで、資格取得のための講習義務の軽減等の資格要件の緩和を検討すべきである。

(3) 電気用品関連

(3 - 1) 電気用品に係る J I S の I E C への整合化

J I S 規格の国際整合化については、規制緩和推進計画（平成 7 年 3 月 3 1 日閣議決定）に基づき、平成 7 年から 3 年間で、J I S 規格総数約 8,000 のうち国際規格と整合していない約 1,700 規格について見直しが行われ、これまでに整合化作業が終了している。また、電気用品に係る J I S 規格についても、我が国の電力事情等により整合化が困難なもの及び I E C（国際電気標準会議）規格が改定中の 2 規格を除く 56 規格について整合化が完了している。

しかしながら、電気用品に係る J I S 規格については、従来の J I S 規格と I E C 規格をベースとした J I S 規格が併存する状況となっており、いずれの規格に適応した場合でも受け入れることとはなっているものの、併存していることにより従来 J I S 品を前提としたマーケットが変化しておらず、I E C 規格に適合した外国産品が参入する障害になっているという指摘がある。また W T O の T B T 協定でも各国の強制法規又は任意規格は、国際規格及び国際ガイドを基礎とすることが義務付けられており、旧規格と I E C 適応規格が併存している状況は決して好ましい状態ではない。

したがって、これら 2 種の規格の併存状況を解消すべく、関係機関との連携を図りつつ、できる限り早期に I E C 規格に適合した J I S 規格に一本化するとともに、我が国の電力事情等の問題から I E C 規格に整合することが難しいケースは限定的分野にとどめ、最大限の国際整合化を推進すべきである。

(3 - 2) 電気用品安全法の運用基準について

今年度の第 145 回国会において、通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律が成立した。この法改正により、電気用品安全法（旧電気用品取締法）に係る電気製品に関しても政府認証が廃止され、自己認証あるいは第三者認証へ移行することとなった。これに伴い、電気用品の甲種（政府認証）、乙種（自己確認）の区分は廃止されることとなった。ただし「製品安全確保に関し製造事業者等の自己責任原則に委ねる場合においても、事故の蓋然性等から基準適合性に関し第三者の関与が必要なもの」については、「特定電気用品」という区分を新設することとされている。具体的な認証方法、表示制

度についての詳細を定める政省令改正作業が現在進められている。

表示制度については、旧制度の下では、政府認証が必要な甲種電気用品（165品目）については、認証を受けた製品には三角〒マーク、型式認可番号、製造者名、定格電圧、定格消費電力等の省令で定める表示事項を表示することが義務付けられていた。一方、乙種電気用品（333品目）は、原則として自己認証であり、自己認証したものは、ポジティブリスト下における販売規制において規制対象品目を示すとともに、基準適合義務を履行したのものとして示す、丸〒マーク、製造者名、定格電圧等省令に定める表示をすることとされていたが、平成7年7月にこの丸〒マークは廃止された。その後甲種電気用品から乙種電気用品への大幅な品目の移行に伴い第三者認証制度が発足し、乙種製品に移行するものはできる限り第三者認証を取得し第三者認証マーク（Sマーク）を付することが望ましいとされ、平成7年に乙種製品に移行したものについては、財団法人電気安全環境研究所（JET）、財団法人日本品質保証機構（JQA）などの指定認証機関の認証を取る製品が増えてきている。

今回の法改正では、政府認証が廃止されたことから、表示事項のうち従来の甲種電気用品については、政府認証の証であった三角〒マーク及び型式認可番号が廃止され、特定電気用品は、特定電気用品として規制対象品目であることを示す新たな表示及び適合性評価を行った第三者機関の認証マークが付される予定である。また従来の乙種電気用品についても、表示事項に規制対象品目であることを示す新たなマーク等の表示が追加されることとなる。

表示制度の変更は、製品にラベルを貼付することができないため製品に直接刻印している事業者にとっては、金型の修正を伴うことから影響が大きい。特に、電気用品製造業者は中小零細メーカーが多く、加盟企業が甲種電気製品を主に製造しているある工業会では、今回の制度改正に伴う加盟企業の金型への新規投資見積額合計は営業利益高の合計を上回る額となり、中小企業には厳しい新規投資額となる。さらに同工業会の加盟企業の製品はライフサイクルが長く、単価が低いことから影響は甚大である。また、乙種電気用品製造業者にとっても、これまで貼付が奨励されて来たSマークがあるにもかかわらず、これに加えて新たなマークの表示が義務として追加されることになり、今回の制度改正は少なからず混乱を招くことが考えられる。

電気用品取締法及び同法施行令の改正時には、制度改正に当たり例外的に1年の猶予期間が設けられていたが、今回の制度変更に当たっては、大幅な改正であること、一部の工業会にとっては金型の修正を伴う業者が多く新規投資が必要であることに加え、金型修正には時間が掛かることが予想されることから、新制度への移行に混乱が生じないように十分な猶予期間を設定すべきである。また、表示の仕方については、本体に表示することが困難なものにあっては包装容器等への表示が行われているが、制度改正に当たりその適用範囲の一層の拡大について検討すべきである。

さらに特定電気用品に関しても、できる限り事業者の自己責任に委ねるといふ今回の法改正の目的を損なわないよう、「事故の蓋然性等から基準適合性に関し第三者の関与が必要なもの」という基準を厳密に運用すべきである。

(3 - 3) ネオン用変圧器の二次巻線の接地禁止義務の撤廃

ネオン用変圧器には、二次巻線を接地するタイプと接地しないタイプの2種類がある。

欧米では接地タイプが主流であるのに対し、我が国では、電気用品の技術上の基準を定める省令により接地タイプの使用は禁止されている。接地タイプの方が工事疎漏の場合等における感電又は火災の危険性が高いという判断から、昭和37年の電気用品取締法制定時から接地タイプの使用が禁止されたものである。

しかしながら、同法制定から既に40年近くが経過し、電気設備の技術の進展や漏電遮断機の普及等により火災発生の危険性は当時よりも低下していると考えられる。このため、接地タイプのネオン変圧器を使用した場合の感電及び火災発生の危険性について技術的検討を行い、安全性が確認された場合、接地タイプの使用が可能となるよう早急に所要の措置を採るべきである。

(4) その他

(4 - 1) 衣料品品質表示(ケアラベル)に係るJISのISOとの整合化

衣料品の取扱い絵表示については、家庭用品品質表示法に基づき表示することが必要であるが、表示に際しては、JIS-L0217(繊維製品の取扱いに関

する表示記号及びその方法)に規定するところにより表示することになっている。JIS規格(JIS-L0217)のISO(国際標準化機構)規格(ISO 3758:Textiles-Care labeling code using symbols)への整合化については、これまで産業界、消費者、学識経験者など関係者と中立者を含めた専門委員会で検討されてきたが、次のような問題点があり、なかなか検討が進まない状況にある。

- 1) ISO3758で規定する絵表示は、GINETEX(繊維の取扱い表示の国際組織)が商標を持つもので、会費及び分担金の拠出が必要であることから、JISにはなじまない。
- 2) ISO3758で規定する絵表示に、「温度を徐々に下げながらすすぐ」という日本の洗濯習慣にない操作がある。また、絵表示にある「遠心脱水の弱」という操作ができない洗濯機が多数あり、JISをISO3758に整合化すると、洗濯機の違いによる混乱と問題が発生する。
- 3) ISO3758では、ドライクリーニングに使用する溶剤として、JISに規定していない地球環境問題で規制することが決まっているフロン関連物質(モノフルオロトリクロロメタン、トリフルオロクロロエタン)を規定しており、JIS化することはできない。
- 4) ISO3758には、日本では日常的に行いJISで規定している「絞り方」及び「干し方」の規定がなく、JISをISO3758に整合化すると、絞り方及び干し方がないための問題が発生する。(洗濯習慣の違い)
- 5) ISO3758には、JISで規定している絵表示を表示するために必要な試験方法の規定がない。JISをISO3758に整合化した場合、試験方法の標準がなくなることによって、家庭用品品質表示法に基づく適正な表示ができなくなり、また、表示された絵表示の適否の検証ができなくなり、混乱が生じる。

他方、現在、ISO3758については、ISOの国際会議の場で改正に向けた検討が行われており、我が国は、上記問題点の克服に向けた意見を積極的に提出しているところである。今後、早ければ2002年にはISO3758が改正される予定とされており、ISOの規程が改正され次第、JIS-L0217を早急に整合化すべきである。

(4 - 2) 漁船推進機関の規制におけるエンジン出力算定方法の改善

我が国では、水産資源の保護育成及び乱獲防止の観点から、漁船の総トン数規制、漁具規制、漁期規制等種々の方法を組み合わせて漁獲努力量規制を行っており、その規制手段の一つとして、漁船の総トン数に応じて搭載できるエンジンの大きさの規制がある。具体的には「動力漁船の性能の基準」において、漁船の総トン数区分ごとに搭載できるエンジンの漁船法馬力数（Engine Performance Index（EPI））の上限値を規制するという方法を採用しており、現在のEPIは、1997年のOTO（市場開放問題苦情処理推進会議）の報告等に基づき、漁業者、国内外のエンジン製造者の意見を踏まえ、エンジン総排気量をベースとして算出されることになっている。

総排気量は、確かにエンジンの性能を測る一つの要素ではあるが、エンジン性能すなわち漁船の速度や曳網能力をより直接的に決定する要素は、エンジンの実馬力である。総排気量が同一でも、実馬力が異なるエンジンが存在することから、総排気量によるエンジン性能の規制では、同じ排気量でも異なる速度や曳網能力を持つ漁船が操業可能となり、乱獲の防止という規制の実効性の点で問題がある。より実効性を高めるための規制手段としては、実馬力そのものによる規制があるが、実馬力は、取締りあるいは検査に当たりエンジンを取り外して工場等において測定する必要があるため、行政目的上管理が困難であることから、いついかなる場所においても即物的に確認・検査ができ、また実馬力とも相関関係を有する総排気量によるエンジン性能規制（EPI）が規制手段として採用されたものである。

このように現在のエンジン性能規制は、検査及び取締り目的を優先することにより、結果として実効性が薄れてしまっている。

実馬力による規制については、現時点では行政管理を行う上で技術的に有効な方策が検証されていないが、エンジン技術の進展から漁船エンジンも電子化が進み改造も容易ではなくなっていること、また、実馬力による規制への変更で汎用エンジンを漁船に転用することが可能となるなど漁業従事者にとって選択の幅が広がることから、実馬力規制に移行した場合の現実的な検査の方法及び検査後の改造を防ぐための有効な手段を含め、エンジン規制の在り方について

て漁業関係者、国内外のエンジン製造者、学識経験者等を構成員とする検討会において技術的な調査・研究を行い、有効性が確認されたエンジン規制方式への移行を検討すべきである。

(4 - 3) 特定港における夜間入港制限の緩和

港則法(昭和23年法律第174号)第6条により、現在7つの港(函館、京浜、大阪、神戸、関門、長崎、佐世保)において、総トン数500トン以上(関門港若松区においては総トン数300トン以上)の船舶は、港長の許可のある場合又はやむを得ない事由のある場合を除いて、夜間(日没から日出までの間)は、入港してはならないこととなっている。

対象港ではいずれも既に相当数の船舶が所要の安全対策を講じることを条件として許可を受けて夜間に入港しており、本制度は各種の安全対策を励行させる手段として機能している。

本件の規制緩和については、規制緩和推進3か年計画(改定)において、平成12年度末まで、「学識経験者、海事関係者等の意見を聴きながら引き続き検討を行う」とされ、運輸省は、現在、社団法人日本海難防止協会を中心に学識経験者、海事関係者が参加した委員会において規制緩和の方向性について検討中である。

対象港の中には地形的特性等から現在以上の夜間の航行環境の改善が困難な区域もあり、また、小型船以外の海難の大部分は安全対策が不十分な外国船により引き起こされている現状にかんがみれば、視認性に問題のある夜間入港時における各種安全対策の励行を義務付けている本許可制度の有効性は理解できるところであるが、反面、入港の度に許可申請を行わなければならないため手続が煩雑であり、突発的な運行スケジュールの変更の発生時に手続が間に合わず、物流の定時制を損なうという問題が生じていることも事実である。

したがって、特定港における夜間入港制限については、申請者の手続面の負担軽減を図ることが必要であり、水先人が乗り組む等により安全な航行に支障がない船舶については、包括許可制度(一度港長の許可を受ければ一定期間入港の度に許可を受けなくても済む制度)の活用等を図ることにより、許可手続を簡素化・弾力化すべきである。

(4 - 4) 警備業法による変更届の提出の簡素化

警備業を営む者は、警備業法(昭和47年法律第117号)第6条、同法施行規則第15条第3項及び第17条により、会社の代表者や役員の氏名及び住所が変更になった場合、主たる営業所(本社)の所在地を管轄する公安委員会に対しては、変更に係る事項を記載した届出書(添付書類を含む。)を提出しなければならない。またその他の営業所等を管轄する公安委員会に対しては、変更に係る事項を記載した届出書(添付書類なし。)を提出しなければならない。

警備業が人の生命・身体・財産等を守ることを主な業務とすることから、業を営む者に対する行政管理上、業を開始する際の届出及び変更届の提出は必要な手続であると判断されるが、役員の住所変更等まで、その都度全営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出書を提出することは、業を営む者にとって少なからず負担となっていると考えられる。また、役員変更の際に提出が義務付けられる添付書類に関しては、行政管理上の目的からみて一部見直しの余地もあるのではないかと考える。

したがって、行政管理上支障のない範囲で、できる限り提出書類を簡素化するとともに、既に古物営業法で実施しているように、変更届については全営業所の所在地を管轄する公安委員会に提出するのではなく、一の公安委員会に提出すれば済むよう手続を変更すべきである。

(4 - 5) 引火点の高い液体の危険物からの適用除外

引火性液体は、消防法(昭和23年法律第186号)第2条及び同別表により、消防法上の危険物に指定されており、その貯蔵や取扱い等について同法第10条等により規制がなされている。消防法上、政令で定める引火の危険性を判断するための試験において引火性を示すものは第4類の危険物(引火性液体)とされており、引火点の上限は決められていないが、欧米諸国においては、引火点がおおむね100度程度以下のものを危険物として規制していることが多い。

引火点の高い液体の危険物からの適用除外については、規制緩和推進3か年計画(改定)において、「安全性を損なわないことを前提として引き続き検討し、結論を得て、安全性が確認された場合は、できる限り早期に所要の措置を講ず

る」こととされ、平成 11 年度中に結論を得ることとされている。

消防庁は、危険物の範囲が消防法に基づく危険物規制の根幹となる事項であるため、平成 9 年 3 月から、学識経験者からなる危険物委員会において検討を行った。同委員会においては、国際整合性の確保や大規模地震発生時の安全性の確保の必要性等を踏まえ、産業界関係者の意見も聴取しつつ慎重に検討を行い、引火点が 250 度程度を超える引火性液体については危険物から除外しても、安全性の観点から問題はないとの結論を得ている。さらに、現在、危険物委員会の結論を踏まえ、引火点が 100 度から 250 度程度の液体危険物の貯蔵・取扱い施設の技術基準の合理化を図るため、学識経験者、消防機関、産業界関係者等から成る高引火点危険物等に係る技術基準に関する調査検討委員会において検討を行っているところである。

引火点の高い液体危険物に係る消防法の規制の見直しについては、危険物委員会や高引火点危険物等に係る技術基準に関する調査検討委員会の検討結果等を踏まえて最終的な結論を得次第できる限り早期に所要の措置を講ずるべきである。

(4 - 6) セルフサービス方式の給油取扱所 (固定給油設備) に関する規制の緩和

平成 10 年 4 月より解禁となっている有人セルフサービス方式の給油取扱所については、消防法令において、当該施設の位置、構造及び設備の技術上の基準が定められており、当該施設を設置する場合は、市町村長等の許可及び完成検査が必要である。

当該施設に係る基準については、諸外国の状況について調査するとともに、想定される様々な危険要因に対する安全対策を検討した結果、設定されたものであり、おおむね合理的なものとなっているが、一部について、安全性を損なわないことを前提にして、見直す必要があると考えられるものも見られる。

具体的には、固定給油設備の危険範囲 (可燃性蒸気滞留範囲) の基準について、本年 5 月に取りまとめられた日米規制緩和第 2 回共同現状報告に基づき、諸外国の基準との整合性を考慮しつつ基準を見直すべきである。また、1 操作当たりの給油の上限基準についても、規制緩和推進 3 か年計画 (改定) に基づき、早急に使用実態等を勘案した基準に見直すべきである。

第3章 行政分野横断的な取組（各論その2）

1 基準認証等制度

基準・規格及び検査・検定（以下「基準認証等」という。）について、政府は、規制緩和についての第1次見解における当委員会の指摘を踏まえ、各所管省庁が分野横断的な観点からの見直しを行うこととし、またこの見直し作業を規制緩和推進3か年計画の最終年度である平成12年度末までに完了することを目標とするとの方針を閣議決定した。

当委員会は、政府におけるこうした見直し作業の状況を確認・検証することにより、見直し作業を平成12年度末までに完了するという政府自らが決めた目標の達成に資することを目的として、これまで、基準認証等のうち検査検定の実施主体の在り方等の問題を中心に各所管省庁から見直しの進捗状況についてヒアリングを行ってきた。しかしながら、その結果は、見直し作業が進みつつあることが確認されたものがある一方、一部の所管省庁からは、「自己確認・自主保安化はかえって行政コストの増大を招く」、「民間第三者機関による検査業務の実施は安易な運用を招く」といった意見が出される等、必ずしもその取組状況が十分とは言えないものがあることが確認されるというものであった。

当委員会は、こうした各省庁の基準認証等についての見直し状況を確認・検証してきた第4ワーキンググループ・横断基準認証分野において、その中間的な状況を「横断基準認証分野における検討結果の中間的整理」として取りまとめ、本年10月に公表した。しかしながら、この見直し作業は本来政府が自らに対して課した課題であり、自らその進捗状況を的確に把握する必要があること等を踏まえると、政府において、各省庁における見直し作業の状況を中間的に取りまとめ、平成12年度当初を目途にこれを公表することとするべきである。

当委員会は、上に述べた「横断基準認証分野における検討結果の中間的整理」の公表以後も、引き続き、各所管省庁における見直し作業と並行して、基準認証等の見直しについて審議を進めてきたが、その結果、必要な改善措置につい

て差し当たり現時点までに当委員会として結論が得られた事項は、下記（２）中 必要な改善措置について結論が得られた事項 に述べるとおりである。これらの事項については政府において確実に実施することが必要である。また、必要な改善措置について結論が得られた事項 として取り上げたもの以外の検査検定制度的については、当委員会として、必要な改善措置について差し当たり現時点までに結論を得るには至らなかった。しかしながら、これらについても、検査検定の実施主体、対象とするものの範囲、性能規定化等の基準の枠組み、事後チェックの拡充・強化等について、規制緩和推進３か年計画（改定）に定める観点からの見直しが必要であり、上述のとおり、引き続き各省庁において閣議決定された内容に基づく厳正な対応が必要である。また、これら今回結論を得るに至らなかった検査検定制度的については、当委員会としても、今後、審議を進めていくこととしたいが、その際、各省庁が特に留意すべき点を下記（２）中 上記以外の事項 において指摘した。

（１）検査検定制度的の見直しの方向

（１-１）検査検定制度的を取り巻く諸問題

検査検定制度的は、基準認証等の一部であるが、基準・規格（以下単に「基準」という。）に適合することを事業者等の自主的な判断に委ねるのではなく、検査や検定の受検により担保しようとするものである。このような検査検定制度的としては、先に当委員会が今年度の論点公開において明らかにしたように、平成11年3月末現在で、11省庁が所管する延べ66制度（共管を含む。根拠となる法律の実数は延べ56）がある。（参考（170ページ）参照）

それぞれの検査検定制度的は、１）製品・施設等についてあらかじめ基準を設定する部分と、２）実際の製品・施設等が設定された基準に適合するかどうかについて検査検定を行う部分とから成り立っている。このうち、基準を設定する部分は、現在は、個別法に基づき、各省庁が独自に構造・形状・材質等の細部にわたる独自の基準（いわゆる仕様規定）を作成することが一般的であり、結果として、WTOのTBT（貿易に関する技術的障壁）協定などで要請されている技術的基準についての国際整合性が欠如した基準が作成されることとなったり、「タテ割り」的で思想が互いに異なる複数の基準が適用され、事業

者側のコストを上昇させたり消費者に混乱をもたらしたりするほか、基準適合を示すマークについても、省庁や品目によって異なるものが用いられ、消費者にとって理解しにくいものとなっている例がある（注）等の問題点が指摘されている。さらに、仕様規定については、技術の進歩の著しい分野においては、技術の進歩に迅速・的確に対応して基準を見直すことが困難な場合があるとの問題も指摘されている。

一方、検査検定を行う部分については、現在は、政府又は政府を代行する者に独占的に検査業務を運営させることが一般的であるため、検査業務に独占に伴う各種の弊害（コストの上昇やサービスの低下等）が発生しがちであるほか、民間検査機関が十分に育たないことや、相互承認を進める際の障害となりかねないこと、さらには、本来、製品・施設の安全等の法益の確保に責任を持つべき事業者側に、政府認証により基準への適合義務が免除されるなど、「官任せ」的な責任意識の稀薄化をもたらすことが懸念されることも指摘されている。

こうした問題に対応していくためには、基準の設定については、性能規定化を念頭に置きつつ、国際規格の活用を進めること等が必要である。また、検査検定の実施については、製品流通前や設備使用前の規制（事前規制）に重点が置かれている結果、製品流通後や設備使用開始後のモニタリングや定期検査等に基づく流通・使用実態の把握が不十分となったり、基準違反が発生した際の迅速な措置を始めとする事後チェックが十分に機能しなくなっているとの弊害を是正することが必要である。このため、「事前規制から事後チェックへ」との考え方にに基づき、事業者責任原則に基づく自己確認・自主保安化を進めたり、検査機関の能力・サービスの向上を図るため、民間検査機関を活用した第三者検査化を抜本的に進めていく一方で、これと併せて、民間検査機関に対する適切な監督・認定の制度の構築や、違反事案に対する摘発・是正体制の整備等、一連の事後チェック制度の拡充・強化とその厳格な実施を図っていくことが必要である。

<表：検査検定制度に係る現状と問題点・対応の方向>

	現状	問題点	対応の方向
基準	法律に基づき、	国際整合性がない独自の	国際規格の活用等。

	各省庁が独自に決める。	基準になりがち。政省令・通達等により詳細に規定するため技術進歩に追従しにくい。	
検査検定	政府又は政府を代行する者の検査検定の受検を義務付ける。	検査検定業務独占に伴う弊害の発生(コスト・サービス上の問題)。本来の事業者責任意識の希薄化と、事後チェックの不徹底。	自己確認・自主保安化、第三者検査化等。事前規制から事後チェックへの転換(事後チェックの拡充・強化とその厳格な実施)。

このように、検査検定制度には多岐にわたる問題が存在するが、当委員会としては、今年度、これらの問題のうち、特に省庁側の対応が遅れていると考えられる検査検定の実施主体の面に焦点を当て、自己確認・自主保安化の推進や、第三者検査機関の活用を促すべく審議を行ってきた。

合わせて、検査検定の実施主体の見直しに関連し、一部上記の表に示しているように、検査検定対象の指定、性能規定化等の検査検定基準の枠組み、事後チェックの拡充・強化等の対応の方向についても見解を付している。

(注) このような事例としては、例えば、使用目的は異なるものの、同じ乳幼児用製品でありながら、乳幼児ベッドについての基準は通商産業省が、チャイルドカーシートについての基準は運輸省が作成しており、基準適合マークについても異なる意匠が用いられていることから、安全規制への適合性について購入・使用時に消費者が判断するに当たって分かりにくくなっている事例が挙げられる。

(1-2) 検査検定の実施主体について見直しが必要な理由

検査検定制度の多くは、製品又は施設を対象に、これらが源となって危険・危害が生じるおそれがある場合において、事業者には検査検定を義務付け、基準への適合を確認することによって、危険・危害のリスクを社会的に受容できる程度のものにまで低下させることを目的として行われるもの(強制検査)である。

強制検査の実施主体を見ると、先に述べたように、政府又は政府を代行する者に限定しているものが多い。我が国の検査検定業務の多くがこのように政府又は政府を代行する者によって行われている理由としては、1)「政府に検査能力がある」、2)「政府は公正中立である」、という2点が考えられる。

しかしながら、これら2つの理由については、今日、改めてこれを検証してみると、必ずしも実態に即した十分な理由とは言えないことが分かる。

まず、1)「政府に検査能力がある」、との点については、我が国において、これまで、政府が海外の進んだ技術の受入れ窓口となってこれを民間に普及してきた歴史がある中で、一般的に政府は民間事業者より高い能力を有するものと観念されてきたことによるものと考えられる。しかし、今日では、日本企業の多くは既に国際的にも技術的能力を高く評価されている実態があり、多くの分野において事業者が政府を上回る検査能力があると考えられるほか、検査機器の進歩により、比較的小規模な事業会社においても従来はできなかったような高度・精密な検査を実施することが可能になってきている。このほか、政府や地方自治体が検査検定を行う場合において、検査検定を行うために必要とされる能力や資格が客観的に明確にされていない状況で、単にその職にある者が、検査検定を行うという事例もあり、こうしたものについては、実態を踏まえた見直しが必要である。

また、2)「政府は公正中立である」、とする考え方についても、政府の実際の行動が公正中立であるかどうかを検証した結果ではなく、単に国民を庇護する主体を政府と観念し、かつ、そもそも政府は公正中立であるべきとの前提に立って、その公正中立性を受け入れているにすぎないと思われる。しかしながら、今日では、ISO/IECガイド25、39、65のように、組織の中立性や行動ルール等について検査機関が従うべきガイドラインが策定されており、欧米諸国においては、これに基づき公正中立性を認定されたULやロイズ、TUV、SGS等の第三者機関が、消費生活用製品だけでなく、消防用機器や医療機器、さらには労働安全機器や大規模発電プラントまでの多種多様な検査を手掛けるようになっている。これに対して、我が国では、公正中立性の担保を主としてその組織が公益法人であるかどうかという外形的な基準に求めていることから、我が国の国内だけを活動基盤とする省庁タテ割り型の公益法人が安全検査の主体を担っているのが実態である。

このように見てくると、検査検定業務について、1)検査能力を有し、2)公正中立に業務をなし得る主体による実施を求める、との基本は変わらないにしても、そのための方策としては、従来どおり政府又は政府を代行する者によ

る独占を漫然と維持し続けることは適当ではなく、改めて、より実効的なリスクマネジメントを達成するためにはどのような検査検定制度としたらよいかについて、現状の実態を踏まえ、原理・原点に立ち返って、抜本的な見直しを行うことが必要になってきていると言ふべきである。

(1 - 3) 具体的な検査検定制度の見直しの方向

検査検定制度に、より実効的なリスクマネジメントの機能を持たせるための方策としては、1) どのような製品・施設について検査検定制度が必要で、その際に用いられる基準はどのようなものかを明らかにする業務と、2) 実際の検査検定制度を実施する業務とを明確に機能分担させることが鍵となる。すなわち、政府の役割は、何が検査検定制度の対象となる製品・施設であり、その際の基本となるべき基準は何であるかを判断し明示することにとどめ、実際の検査検定制度は、能力を有し、かつ公正・中立な主体に広く委ねるべきである。このような役割分担を行うことで、基準自体の適正さが常に検査実施者によって問い直される一方、政府の側も、検査検定制度の実施主体の業務が適正に行われているかどうかを厳格に監督することが可能となる(注)。さらに、現在の独占制と異なり、検査機関が複数存在することとなるため、検査機関どうしで検査サービスの質やコストについて競争が行われ、より質の高い検査が低コストで行われるようになることが期待される。

このように個別の検査検定制度について機能分担を進めていく上では、以下の点を基本とするべきである。

(注) 検査検定制度が、政府と人的・資金的に関係の深い特定の法人だけに限定して認められている場合には、そのような主体が誤った検査検定制度を行った場合、政府が厳格な立場で監督を行うことができないのではないかと受け止められるおそれがある。また、これとは別に、そもそも検査検定制度が政府の権限として行われ、行政処分としての位置付けを持っていると、検査検定制度の結果が誤っていた場合には、行政処分の撤回を行わなければ是正措置が講じられないと考えられるため、検査検定制度の主体に対して厳格な立場で監督を行うに当たり制約となるおそれが大きい。

(a) 自己確認・自主保安化

検査検定制度のうち、保護法益の面からは比較的危険度が小さいものであって、かつ違反による危害発生の蓋然性も小さいものについては、基本的に

政府が関与した検査検定制度を維持する必然性に乏しいことから、現在、政府又は政府を代行する者が行っている検査検定制度を事業者自身に委ね、自己確認・自主保安化する必要がある。

このように、自己確認・自主保安化を進めることは、単に行政の効率化を進めるとの観点から有効なだけでなく、設計思想に照らした基準の在り方の検証、技術開発動向等を考慮に入れた検査方法の考案と実施を促し、検査結果を迅速に設計・製造及び維持管理過程にフィードバックし、より実効的なリスクマネジメントを達成するとの観点からも有効である。また、このようなプロセスは、優良事業者制度等のインセンティブメカニズムと併用することにより、更にその利点が増幅されるものと考えられる。

(b) 第三者による検査・認証の活用

ある程度の危険度やある程度の危害発生の蓋然性が認められるものについては、国民の安全を確保するために、事業者だけでなく第三者も関与した仕組みを設けることが必要であるが、この場合であっても、直ちに国又は国を代行する機関による検査の受検を義務付けるのではなく、あくまで事業者の自己確認・自主保安を基本とし、これを補完する意味で、第三者の検査を受検すること（お墨付きを受けること）を義務付ける形にするよう検討する必要がある。こうした手法は、欧州におけるニューアプローチ指令に基づく適合性評価手続において主要な役割を担っており、検査の実施主体としてはEU公認検査機関（Notified Body）がこれに当たり、各種の製品について共通の安全マーク（CEマーク）が貼付されることになっている。

このように、ここにいう第三者とは、製品・サービスの提供者、受領者及び規制者（行政側）のいずれからも独立した主体であって、かつ、検査検定制度を実施する能力を有する者を意味し、例えば、ISO/IECガイド65に適合することが認められた民間の検査会社（諸外国の例で言えば、ULやロイズ、TUV、SGS等の検査会社）がこれに該当する。既に我が国でも、任意の規格に基づいた認証サービスを行う検査機関が多数活動を行っているほか、主として欧米諸国向け輸出製品の検査業務の実施を目的として、先の諸外国における検査会社が既に我が国に日本法人を設立し、活動を行っており、我が国の検査検定制度が第三者検査制度を認めるものとなれば、これら

の検査会社がその実施の際の受皿となることが期待される。

このように検査検定業務に第三者検査機関を活用することは、欧米では既に一般化しているが、我が国においてこのような制度を導入した事例としては、第145回国会において成立した改正法による消費生活用製品安全法第12条に基づく特別特定製品に対する認定検査機関制度が挙げられる。今後、こうした先駆的な検査機関制度の整備に伴い、我が国でも十分な能力を持つに至った第三者検査機関の活動の場が広がることはもとより、国際的に諸外国の第三者検査機関と比肩し得る検査会社が組織され、成長していくことが強く期待される。

(c) 政府又は政府を代行する者による検査

検査検定業務の実施主体については、上記のように、自己確認・自主保安化や第三者検査機関の活用を図るべきであり、政府が自ら又は政府を代行する者を使って間接的に自ら検査を行うのは、違反発生時の影響（危険等）が到底看過し得ない程重大であるなどその危険の大きさ、発生の蓋然性等を踏まえ、国民意識の上からも行政処分権限を持つ官庁が自ら対応すべきものと思われるものに限定する必要がある。

また、このようなものについても、業務の独占に伴う弊害を取り除き、検査サービスの質の向上を図る観点から、指定検査機関を活用しているものについては、原則として、その指定要件を公益法人に限定することなく、公正・中立性を確保し、かつ、能力を有する民間法人には、その業務を開放すべきである。その際、検査機関相互の競争を可能とする観点から、当然のことながら複数の機関の参入を可能とする必要がある。

以上のように、当委員会としては、基本的に、1) 検査検定が防止しようとする危害の重要性の程度（大規模な災害を防ごうとするものなのか、それともケガの発生を予防しようという程度のものなのか）、2) 実際に、検査検定が防止しようとしている危害がどの程度発生しやすいものなのか（かなりの確率で発生し得るものなのか、それとも何十年に一回あるかないかという程度のものなのか）という2つの観点からのスクリーニングを行い、その度合いに応じて、(a) 自己確認・自主保安化すべきもの、(b) 自己確認を基本に、第三者によ

る検査・認証を組み合わせるべきもの、(c)政府又は政府を代行する者による検査でやむを得ないもの、の3つに分けた。この考え方は、第145回国会において政府提案により提出され、成立した通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律の基底にある考え方と基本的に同じである。

なお、この点に関しては、当委員会における議論においても、「どのようにして確実な検査検定や認証を確保するかということが問題なのであり、危険度の大きさや危害発生の蓋然性については、検査検定の実施主体の在り方とは関連のない問題である」とか、「民間機関による検査の方が国による検査よりしっかりしているものも少なくなく、その意味では最も危険又は最も発生率の高いもの(上記(c)に当てはまる類型)についてこそ民間検査化を提言すべきだ」という意見もあったが、我が国における民間検査会社の成熟度や国民的感情も考慮して、現時点でそこまで踏み込むことはしなかった。しかしながら、この点は、将来、これらの事情が変化した時には当然議論されるべき点であり、実際にフランス等では原子力発電プラント等も民間で検査していると聞いている。

我が国の検査検定機関が、個別の制度ごとに分立し、かつ、政府又は政府代行機関(そのほとんどが制度上公益法人に限定されている。)による検査検定制度が採られていることの結果、民間検査機関が十分育っておらず国際競争力を獲得していないことは、今や地球規模の経済活動に参加している日本企業の国際競争力と対比して極立っている。基準・規格について各国相互に国際整合化を進めていくという流れの中で、欧米に基盤を有する民間の検査会社がその活動の基盤を国際的に拡大してきており、日本に活動拠点を開設しているものも少なくないことに照らしても、検査検定制度の横断的な見直しと改革は急務である。

(1-4) 任意の法定検査の見直しの方向

これまでの議論では、主として、強制検査を念頭に置いてきた。これは、任意検査においては、事業者が一律に受検を義務付けられるのではなく、受検を希望する者が自主的に検査を依頼することから、本来は規制としての色彩が薄いためである。

しかしながら、任意検査についても、行政の役割の見直しや、行政効率化と

いう観点から積極的にこれを取り上げ、必要性がないものはこれを廃止するとともに、必要性があるものについても、基本的に強制検査と同様の視点で見直しを行うべきである。

(1 - 5) 検討状況の中間公表

現在、関係省庁において、閣議決定された見直しの方針に基づき、それぞれが所管する基準認証等についての見直しが行われているが、既に述べたように、この作業はなお途上にあると言わざるを得ない。関係省庁による見直しを平成12年度末までに完了するという政府の掲げた目標を実現していくためには、見直し推進のための関係省庁横断的な仕組みの工夫が必要である。

このため、規制緩和推進3か年計画の改定に当たり、改定作業の透明性を確保する等の観点から、各省庁が内外からの規制緩和に関する意見・要望についての検討状況を毎年度中間的に公表することとしていることになり、関係省庁は、規制緩和推進3か年計画の再改定後速やかに、同計画に定める観点からの基準認証等の見直しについての検討状況を中間的に公表するべきである。

なお、こうした中間的な公表に当たっては、検査検定の実施主体、対象とするものの範囲、性能規定化等の基準の枠組み、事後チェックの拡充・強化等、規制緩和推進3か年計画に定める見直し項目の全体について検討状況を示すべきことは言うまでもない。そのうち検査検定の実施主体に関しては、本見解中の上記の(1 - 3)(具体的な検査検定業務の見直しの方向)が、閣議決定された見直し方針のうち「自己確認・自主保安を基本とした制度への移行」に係る部分をより具体化し、その視点を示したものであることから、それに即した整理をするよう求める。

(2) 個別の検査検定制度についての見解

当委員会が上記に述べた見直しの視点と基本的な考え方に照らしつつ、所管省庁からのヒアリング等を通じて見直し・検討を行ってきた結果は、以下のとおりである。

必要な改善措置について結論が得られた事項

上記(1)(検査検定制度の見直しの方向)に述べた見直しの視点と基本的考え方に照らしつつ見直しを行った結果、必要な改善措置について差し当たり現時点までに結論が得られた事項は、以下のとおりである。

これらについては、政府において確実に実施することが必要である。

(2-1)簡易専用水道の検査(厚生省)

簡易専用水道(会社やマンション等で、受水槽を設け、各戸に水を供給するもの)については、水道法(昭和32年法律第177号)第34条の2の規定により、その設置者に対し、地方公共団体の機関又は厚生大臣の指定する者による受水槽及び水質の検査を定期的に受検することが義務付けられている。

この検査は、簡易専用水道の水質を確保するためのものであるが、法律上受検が義務付けられているのは有効容量が 10m^3 を超える受水槽に限られており、有効容量が 10m^3 以下の小規模な受水槽については法律上受検の義務はない。また、有効容量が 10m^3 を超える受水槽についても、その受検率は約85%にとどまっており、有効容量が 10m^3 以下の受水槽について受検義務が無いことと相まって、必ずしも現状においては水質の確保が十分になされているとは言い切れない現状にある。

このため、簡易専用水道の検査においては、受検率の向上が重要な課題となっているが、この点について、所管省庁は、「簡易専用水道の管理の検査の受検率は、検査対象施設が増加しているにもかかわらず、経年的に向上してきており、今後ともその向上に努めていく必要はあるが、受検が設置者に義務付けられている現行の規制を考えれば、現状の85%という受検率は決して低い数字ではなく、現行の制度の下において、検査体制に問題があるとは受け止めていない」としている。

しかしながら、簡易専用水道の利用者も、一般の水道利用者と同様、その利用する水道の水質を十分に確保することが必要であり、また、現在法的な受検義務の課されていない小規模な受水槽の利用者をも視野に置いた上で、受検率

の一層の向上を図ることが必要である。このためには、現在、簡易専用水道の設置者からの依頼に基づき地方公共団体の機関又は厚生大臣指定検査機関が行っている検査の在り方について再検討することが必要であり、簡易専用水道の管理に関する規制体系全体を見渡した上で、より実効的な水質確保がなされるよう、所要の見直しを行うべきである。

(2 - 2) 浄化槽の検査 (厚生省)

浄化槽については、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第7条及び第11条の規定により、新たに設置した場合には使用開始後6月を経過した後2月間に、その後は毎年1回定期的に、浄化槽の外観・内側の目視検査、水質検査等を行うことが義務付けられている。

この検査は、浄化槽の放流水が公共用水域を汚染することがないように行われるものであるが、浄化槽の不具合による水質悪化の影響は、浄化槽設置者ではなく下流域の者が被るという特殊性と、検査手数料負担の問題等から、その受検率は、設置後の検査において約63%、定期検査にあっては約13%にとどまっております。地域によってばらつきはあるものの、特に定期検査については、多くの場合、極めて低率にとどまっております。受検率の向上が重要な課題となっている。

現在、浄化槽の検査を実施できるのは、厚生省関係浄化槽法施行規則第33条において、民法第34条の規定により設立された法人(公益法人)に限定されており、実際には各県の公益法人が実施主体となっている。このように、浄化槽の検査の主体を公益法人に限定していることについて、所管省庁の挙げる理由は以下のとおりである。

- 1) 検査業務を民間法人に開放した場合、検査受検を促す普及啓発といった非収益部門への取組がおろそかにされると、受検率の向上が達成されないおそれがある。
- 2) 当該民間法人の所在地と浄化槽の設置場所との距離など地理的条件の差により手数料に大幅な格差が生まれるおそれがあり、競争原理の導入が必ずしもすべての消費者に対する負担軽減とはならない。
- 3) 浄化槽の検査は、すべて指定検査機関が行うことになっており、検査機関

の倒産や撤退によって浄化槽の検査業務が滞ることがあってはならない。

しかしながら、現在の浄化槽検査の受検率、特に定期検査の受検率を見ると、多くの地域においては、これらの公益法人が必ずしも十分にその職責を果たしているとは言い難い実態にあると言える。むしろ、低迷している受検率を引き上げるためには、公益法人がこれらの業務を独占する現状を改め、能力を有しかつ公正中立な業務の実施が可能な民間法人にも広く業務を開放することにより、民間法人の営業努力によって受検率を引き上げ、併せて検査サービスの質の向上と検査料金の低下を図ることも検討すべきである。このため、浄化槽検査については、こうした手法の可否を含め、受検率向上のため、現在の検査体制について抜本的な見直しに取り組むべきである。

(2 - 3) 農産物の検査 (農林水産省) (流通分野 (5) の再掲)

米穀の生産者は、その生産した米穀を主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。) の計画出荷米 (注) として売り渡す場合等には、その売渡しのとき等に国の検査を受けなければならないこととされている。

農産物検査については、平成 9 年 12 月の行政改革会議最終報告において、「積極的に民営化、民間移譲を検討する必要がある」とされ、これを受けて、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画 (平成 11 年 4 月 27 日閣議決定) において「民営検査への移行に向けて所要の法的措置を講ずることとし、平成 12 年の通常国会を目途に所要の法案を提出する」とされたところである。

当委員会では、昨年度の第 1 次見解において、「農産物検査を民営化するのであれば、食糧法施行時からの流通事情の変化等も踏まえ、検査に対する信頼性の確保の観点や流通の円滑化のための規制は必要最小限のものとし、産地や流通業者が自らの商品の品質に責任を持つという視点を踏まえ、市場原理を活用して民営化することが必要である」との指摘を行った。さらに、同見解において、「農産物検査の民営化の在り方に対する当委員会の指摘を踏まえつつ、市場原理を活用した関係者のコンセンサスが得られるような新制度の在り方を検討すべきである」とし、今後の検討方向を示したところである。規制緩和推進 3 か年計画 (改定) においても、「農産物検査について、早期民営化に向け、

市場原理を活用した関係者のコンセンサスが得られるような新制度の在り方の検討を進める」とされている。

以上の指摘等を踏まえ、食糧庁において、昨年の農産物検査の実施業務の民営化検討会（食糧庁長官の検討会）の中間とりまとめ（平成10年6月29日）の内容から更に踏み込んだ検討が進められた。本年6月に示された「新たな農産物検査制度のあり方について（案）」では、昨年の中間とりまとめにおいて、検査に対する信頼性の確保のために必要とされていた「一定の要件を満たす個人に対する検査実施者の資格の付与」が削除されるなど、産地や流通業者が自らの商品の品質に責任を持つ検査の在り方を目指すべきという当委員会の指摘に沿って一定の前進が見られたことについては、評価する。

農産物検査制度については、以上の経緯を踏まえ、検査を実施する民間検査機関の参入の仕組みについて、適切な検査を行うために必要な一定の要件を満たした者が参入できる登録制とするなど、市場原理を活用した関係者のコンセンサスが得られるような制度とすべきであり、今後、早期民営化へ向けて、法制度の整備を急ぐことが必要である。

（注） 計画出荷米：自主流通米及び政府米として、第1種登録出荷取扱業者（農業協同組合等）又は政府に売渡し等を行う米穀

（2-4）自動車検査用機械器具の検査（運輸省）

自動車分解整備事業場に備える自動車検査用機械器具については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）（注）により、それが一定の技術上の基準に適合することについて、運輸大臣の指定する者の行う検査に合格したものでなければならないこととされている。

この検査の目的は、これらの機械器具が自動車の点検整備又は自動車検査に用いられ、安全・環境に与える影響が大きいことから、機械器具の一定水準以上の精度等を確保するものであるが、それを行う者の指定基準が具体的に定められておらず、現在は公益法人が一つ指定されているにすぎない。

検査業務を公益法人に限定していることについて、所管省庁が挙げている理由は以下のとおりである。

1）営利を目的とする民間法人に自動車検査用機械器具の検査を任せした場合、

利潤の追求を目的に安易に手抜き検査が行われるおそれがある。

- 2) 一般的な製品検査と異なり、手抜き検査を受けた自動車検査用機械器具を用いた自動車分解整備サービスを受けた自動車ユーザー自らがこれを検知し得ず、ブレーキ装置等の故障により事故が起き、検査機器の不具合が判明したときには手遅れになってしまう。
- 3) また、排出ガス性能が悪化している場合などでも自動車ユーザー自身が不利益を被らないので必ずしもチェック機能が働かない。

自動車の安全な運行の確保及び公害防止のため、自動車分解整備事業用の機械器具について国の基準に適合することを求めることには一定の合理性があると考えられるが、検査の基準は、「自動車検査用機械器具に係る運輸大臣の定める技術上の基準」により明らかにされており、その内容は明確であることから、必ずしも公益法人が行わなければならない必然性があるとは考えられない。また、検査機関を指定するための具体的な指定基準が策定されていない状況である。

このため、自動車検査用機械器具の検査については、公正中立に業務を実施できることが担保されることを前提に、公益法人要件の見直しを含めて指定基準の明確化について検討すべきである。

(注) 同法第80条第1項第1号に基づく同法施行規則(運輸省令)第57条第1項第4号、及び同法第94条の2第1項に基づく指定自動車整備事業規則(運輸省令)第2条第2項。

(2-5) 気象測器の検定(運輸省)

気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象観測を行う場合、及びその成果を発表するために民間機関が気象観測を行う場合には、気象業務法(昭和27年法律第165号)の規定により、国の行う検定(同法第27条)に合格した気象測器を使用しなければならないこととされている。

この検定は、気象観測が災害の防止等に重要な役割を果たすものであり、観測値の誤り、観測精度の不統一があると社会的混乱を招くおそれがあることから、その精度を担保するために行われているものである。

しかしながら、このような目的を達成するためには、必ずしも国が自ら検定

のための検査を行う必要はなく、基準に合致していることについて民間の行う検査を活用することが可能であると考えられる。

したがって、気象測器については、現在の国による検定制度について、一定の能力を有する民間（営利法人を含む。）の検査を受けたものについては、国の検査を省略できる新制度の導入を図るべきである。

(2 - 6) 特定機械等の検査等（労働省）

ボイラー等、特に危険な作業を必要とする特定機械等については、これを製造し、輸入した者は、製造、輸入等した場合（製造時等検査）及び製造時等検査により交付される検査証の有効期間を更新する場合（性能検査）において、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に基づき、国又は国の指定した機関により検査を受けなくてはならないこととされている。また特定機械等以外で危険な作業等を必要とする機械についても、同法により、小型ボイラー等については個別検定を、また、動力プレス等については型式検定を、国又は国の指定した機関により受けなくてはならないこととされている。

これらの検査・検定は、労働安全上重要な機械等について安全性を確保し、もって労働災害の発生を抑止するために行われるものである（注）が、検査業務を行うことができる指定検査機関は、特定機械等の性能検査を除き、製造時等検査代行機関等に関する規則の各規定により、民法第 34 条の規定により設立された法人（公益法人）であることが要件となっている。

このように検査業務を行うことができる機関を公益法人に限定している趣旨は、公正かつ中立に業務を実施することを確保するためと考えられるが、例えば特定機械の性能検査については、上記規則第 4 条の規定により、公益法人以外に、「特定機械等に対する損害保険の事業を行う保険会社で、その役員又は社員の構成が性能検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないもの」も認められており、公益法人以外であっても公正中立に業務を実施する民間営利会社が存在することは既に労働安全衛生法の体系の中で認められている。

検査業務の実施を公益法人以外の主体に対しても認めることについては、現在、労働省において、公正性、中立性、技術水準の確保のための判断条件を明確にすることを前提に、検討がなされているところであり、当委員会としては、

こうした検討を評価する。労働省においては、公正・中立性が確保され、かつ検査能力を有する主体の判断条件を可能な限り早く明確化した上で、関係法令等の改正手続に着手すべきである。

(注) 事業所で働いている人を災害から保護するという本来の目的から見たとき、現状における災害は、昭和30年代に比較すると3分の1になってきているとはいえ、未だ十分とは言えない状況にある。このため、労働安全法制については、特定機械等の検査だけでなく、職場の安全・環境整備の視点から、システム保証や優良事業者等に対するインセンティブの導入を始めとする抜本的な見直しが必要ではないか。

(2-7) 電気通信設備の技術基準適合認定(郵政省)

電気通信設備については、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第50条の規定により、電話機やモデム等の端末機器について、あらかじめ技術基準に適合していることの認定を受けることにより第一種電気通信事業者による接続検査を受けることが不要となる、端末機器の技術基準適合認定制度が設けられている。

この制度は、電気通信ネットワークや端末機器の高度化が急速に進展し、高度情報通信社会の基盤として重要性が一層高まっている中で、技術基準に適合しない端末機器が電気通信回線設備に接続されることによって、電気通信回線設備が損傷したり、他の電気通信サービス利用者に悪影響を与えることを防止するために設けられた制度である。

技術基準適合認定制度については、本年3月から、民間の認定試験事業者による試験結果の活用を可能とする制度が導入されているが、認定業務それ自体は、郵政大臣が指定した認定機関が行うこととなっており、この認定機関は、電気通信事業法第69条の規定により、公益法人でなければならないこととされている。

電気通信ネットワークは、国民生活や社会経済活動に不可欠な基幹的インフラストラクチャであり、災害発生時の緊急連絡手段等としてライフラインの役割を担うものである。また、こうした電気通信ネットワークでは、一部にでも障害が発生した場合、社会・経済活動の広汎な範囲にわたり重大な影響を及ぼす可能性が大きく、さらに国際的にもその影響が瞬時に及んでいくこととなるため、国民が安心して使用できるよう、電気通信ネットワークの安全・信頼性

やセキュリティ等は、極めて重要である。

しかしながら、こうした事情は、必ずしも端末機器の認定業務を行う資格を公益法人だけに限定する十分な理由であるとは言えず、公正中立性が確保され、かつ能力を有する機関であれば営利法人であっても認定業務を行うことができるよう検討する必要がある。現に、端末機器に係る技術基準適合認定制度と同種類制度である電波法上の特定無線設備（携帯電話等）に係る技術基準適合証明については、既に、規制緩和推進3か年計画（改定）において、公益法人要件の見直しについて可否も含め検討することとされているところであり、端末機器についても同様に、現行の指定認定機関制度における公益法人要件の見直しについて検討すべきである。

(2 - 8) 消防用機械器具等の検定 (自治省)

消防用機械器具等の検定は、消防法（昭和23年法律第186号）第21条の2の規定に基づき、消防の用に供する機械器具等について、その製造者等に検定の受検を義務付ける制度である。

この検定は、火災発生時の初期消火に重要な役割を果たすことが期待されるスプリンクラーや消火器等の消防用機械器具等が、確實かつ安全に機能を発揮することを確保することにより、国民の生命、身体及び財産を火災から保護しようとするものである。

現在、これら消防用機械器具等の検定業務は、型式承認・個別検定のいずれについても、政府代行機関である日本消防検定協会又は自治大臣の指定する者（同法第21条の46の規定により、公益法人に限定されている。）しか実施できないこととなっている。

消防用機械器具等の検定業務を指定機関に行わせていることについて、所管省庁は、以下の理由を挙げている。

1) 違反発生時の影響が極めて大きいこと

消防用機械器具等は、ホテル、百貨店、病院等の公衆の出入りする施設等に公共危険性の排除の観点から設置するものである。これらの施設等において火災等が発生し、初期消火、避難等が奏功しなかった場合に、多数の被害者が発生することは、過去の教訓からも明らかである。このように、消防用

機械器具等は多数の人命の危険性に直結している。

2) 人命保護等のための「最後の手段」であること

火災予防のためには様々な施策が講じられているが、それらにもかかわらず万一火災が発生した場合には、大惨事につなげないための最後の手段となる消防用機械器具等が正常に働くことが各種制度の前提となっているところから、他の物品に比べても特段の安全性が求められている。

3) 国民意識の上からも官庁が対応すべきと考えられること

国民が日常的に利用しているホテル、百貨店等で火災が発生した場合を考えれば、国民誰もが被害者となり得るが、国民がこれらの施設を利用する際には、当該消防用機械器具等の品質について何らの情報も有していない。したがって、国民意識の上からも、これらの施設については官庁の責任において消防用機械器具等の設置を義務付けるとともに、その品質の確保についても万全を期すことが求められている。

4) 市場原理が有効に機能しない分野であること

消防用機械器具等は、日常生活において頻繁に使用されるものではなく、事故発生時に初めて使用されるものであることから、国民は製品の良否を普段から判断することができず、しかも、不良品が発見された時には、人命、財産等に取り返しのつかない損害を伴うことが予想される。このような市場原理が有効に働かない分野の製品については、官庁が検定制度により製品の安全性を保証する仕組みが必要である。

さらに、指定検定機関を公益法人に限定していることについては、所管省庁は、以下のとおり説明している。

1) 検定対象機械器具等については、検定に合格したものでなければ販売等を行ってはならないとされていることから明らかなように、検定業務は、人命、財産等の国民の安全上の観点から、公益性が極めて強く求められる分野であり、その実施主体についても特に慎重な配慮が必要である。したがって、消防用機械器具等の検定業務は、本来、公益事業を目的として設立され、公益事業を主たる業務として主務官庁の監督を受けるなど、公正性、中立性を有した公益法人に行わせるべきであり、市場原理が働く営利を目的とする法人に行わせることは、仮に法的に国の関与などの規定を置いたとしても、最

終的には株主の利益を追求することを目的とする法人であることから、適当でないと考える。

2) また、消防法上は、指定検定機関の指定に当たって、公益法人であることを必要とするほか、役員を選任・解任の認可、職務上知り得た秘密の守秘義務、罰則の適用に当たってのみなし公務員規定、事業計画、収支予算等の認可、監督上必要な命令、業務の全部又は一部休廃止の許可など、指定検定機関に対する国としての幅広い関与の規定を置いて、指定検定機関の業務の公正性、中立性を確保することにより、消防用機械器具等の検定業務に対する国民の信頼を確保しているところである。仮に株式会社が消防用機械器具等の検定を行うことができるとする場合、同様の国の関与を行わざるを得なくなるが、そのような火災による社会公共の利益侵害を防止するための幅広い国の関与を私的自治を原則とする株式会社に及ぼすことは慎重に検討すべきである。

消防用機械器具等は、実際に火災が発生した場合において、確実に機能することが求められていることから、その機能を担保するために行政代行機関である指定検定機関による行政処分としての検定が必要であるとしても、既に本節(1-2)(検査検定の実施主体について見直しが必要な理由)において述べたように、検査検定主体の公正・中立性は、それが公益を目的として設立された法人であるかどうかという法人の性格によって認められるものではなく、実際にその法人の組織の機構・運営、審査員の資格・選定方法、審査手順等が公正・中立性を担保できるものとなっているかどうかという観点から判断されるべきものであることから、当委員会としては、その主体を日本消防検定協会以外には公益法人だけにしか認めないとする所管省庁の理由は十分ではないと考える。

検査能力を有し、かつ公正中立な主体であれば、営利法人であっても検定主体となれるよう措置することとすれば、検査の申請者が主体的に検査機関を選択することができる。また、ガス器具、液化石油ガス(LPG)器具、火薬庫等の検査検定業務については、既にこうした観点から、公正・中立性が担保された法人であればそれが公益法人であるか営利法人であるかに係わらず指定検査機関足り得るよう措置されているところであり、消防用機械器具等の検定についても、こうした他の制度を参考にしつつ、消防用機械器具の安全性に対

する国民の信頼の確保を図ることを前提に、現行の指定検定機関制度における公益法人要件の見直しについて検討すべきである。

(2 - 9) 危険物施設の検査 (自治省)

危険物施設の検査は、危険物施設において事故が発生した場合には、当該施設のある事業所のみならず、周辺住民の生命、財産等にも重大な脅威を与えるおそれがあること等にかんがみ、消防法の規定により、指定数量以上の危険物（石油等）を取り扱う製造所・貯蔵所・取扱所について、その設置の前（同法第 11 条、第 11 条の 2）及び設置後定期的に（同法第 14 条の 3）市町村長等が行う検査の受検を義務付けるものである。

危険物施設の検査については、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認められる事業所に対して、保安の質を維持させるインセンティブを与えることにより、より適正な危険物の保安が確保されるよう誘導していく仕組みとして、本年 3 月から、優良事業所については、一定の要件を満たす施設の変更工事に係る完成検査等について、事業所の自主検査結果の活用を図る制度が導入されたところである。

変更工事に伴う完成検査については自主検査を認めつつ、保安検査については自主検査を認めないこととしていることについて、所管省庁が挙げる理由は以下のとおりである。

- 1) 昭和 50 年代中頃より概ね緩やかな減少傾向を示していた危険物施設における事故件数は、平成 6 年を境にして増加に転じるや年々増加し続けており、特に平成 9 年中と比較した平成 10 年中の事故件数の増加率は著しく、平成 10 年中の事故件数及び一万施設当たりの事故発生率は過去 10 年で最高の値となった。
- 2) 現在、消防法において市町村長等による保安検査の対象となっている危険物施設の数 は 2,796 施設（平成 10 年 3 月 31 日現在。以下同じ。）であり、全危険物施設数（551,816 施設）のわずか 0.5% である。そのうち屋外タンク貯蔵所についてみると、市町村長等による保安検査の対象となる施設の数（2,786 施設）は、全屋外タンク貯蔵所数（83,334 施設）の約 3.3% であり、その他の屋外タンク貯蔵所については事業者自身が行う定期点検による

こととされている。これは、屋外タンク貯蔵所の保安検査については、原則自主検査であったところ、昭和49年に発生した水島コンビナートの重油流出事故を受けて、大規模な施設のみを市町村長等による保安検査の対象としたものである。当該検査制度の施行前後の屋外貯蔵タンクに係る漏油事故件数の発生率を比較すると、事業者が自ら定期点検を行う施設と、市町村長等が保安検査を行う施設では、漏油事故の発生率の改善に格段の差が見られ、市町村長等による検査の実施が検査精度の向上に寄与している。

3) 以上のことより、現時点では、消防庁としては、国民の生命、財産等を危険物災害から保護する観点から、保安検査について事業者の自主検査結果を活用する制度の導入については、更に慎重な検討が必要である。

しかしながら、まず、事故発生率が近年上昇しているとの点については、危険物施設全体を対象としたデータであり、市町村長等の保安検査の受検義務の課されている液体危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所等においては必ずしも事故件数は増大しているとは言えない。また、市町村長等の保安検査の受検義務の課されている屋外タンク貯蔵所の数は全屋外タンク貯蔵所の約3.3%にすぎないとする点についても、逆に言えば2,786もの施設が検査の受検を義務付けられていると言え、それが特に大規模なものであることを考慮すると、必ずしもごく一部の施設を対象とした制度とは言えない。

一方、所管省庁が異なるとはいえ、同様に危険性を有する物質を貯蔵する施設である火薬庫や高圧ガス貯蔵施設については、既に保安検査についても優良事業者に対する自己確認制度が設けられているところである。危険性を有する物質の貯蔵等を行う施設の保安は保安検査だけで確保することはできず、事業者自らの日常的な取組が重要であることを考慮し、優良な管理実績と管理体制を有する事業者に対し、適切な管理を維持するインセンティブを与えることができるような仕組みを検討することが必要であり、危険物施設についても、先に述べた同種類別の制度を参考にしつつ、既に実施に移された変更工事に伴う完成検査に係る優良事業者の自主検査制度の運用状況を踏まえ、保安の確保という要請と検査受検事業者の負担軽減という要請の双方を満たすことが重要であることに配慮しつつ、優良事業所に対して危険物施設の適切な管理を維持す

るインセンティブを与えることができるような保安検査の在り方について検討すべきである。

上記以外の事項

上記 必要な改善措置について結論が得られた事項 に指摘した以外の検査検定制度については、上記(1)(検査検定制度の見直しの方向)に述べた見直しの視点と基本的考え方に照らしつつ検討を行ったものの、当委員会として必要な改善措置について差し当たり現時点までに結論を得るには至らなかった。しかしながら、これらの検査検定制度についても、既に述べたとおり、検査検定の実施主体等について規制緩和推進3か年計画(改定)に定める観点からの見直しが必要であり、各省庁において閣議決定された内容に基づく厳正な対応が必要である。

また、こうしたものに係る問題意識については、当委員会の第4ワーキンググループ・横断基準認証分野が先に「横断基準認証分野における検討結果の中間的整理」として作成・公表したところであるが、今後とも引き続き、こうした問題意識を基本に、審議を進めていくこととしたい。

これらの検査検定制度の中には、例えば、行政主体があらかじめ一定の行為について許可を要することとし、こうした許可を受けてなされる行為が完了した段階で、改めて、当初の許可の条件どおりなされたかどうかを確認するために検査を求めるタイプのものがある。こうしたいわば許可制度を事後的に担保しようとする検査については、往々にして、「許可を出した主体自らが検査するのが当然である」として、所管省庁において、その検査主体を第三者機関に開放することについて、十分な検討が行われない傾向がある。

しかしながら、こうした検査については、検査業務に携わる行政機関の職員について、検査対象施設に関する知識・資格について客観的な要件が課せられていないことが多く、検査事務の遂行能力は、事実上、行政機関内における配置換え等での実務経験だけに委ねられている場合が見受けられる。また、職員数に制限があることから、検査の件数が増えるにつれて、事業者に対する迅速

な対応に欠けることとなったり、逆に小規模な地方公共団体の場合は検査の件数が少なく、検査業務に係るノウハウの蓄積に必要な十分な事例の積み重ねが期待できない場合があると懸念される。こうしたものについては、単に許可の事後的担保としての当てはめ的な検査であるから、許可権者に委ねるよりも、事業展開に制約が少なく、より実地に即したノウハウを持つ民間検査機関が検査した方が迅速に対応でき、かつ、的確な指摘ができる場合もあると考えられる。

こうした点について、所管省庁は、民間検査機関の参入により、検査の質・コスト面で現状より悪化するとか、検査部分だけを切り離して民間第三者に委ねれば、かえって手数料の上昇を招くという懸念を表明することが多いが、これらの点についても、前者については、適切な検査事務の遂行能力が確保できなければ市場より退場させるなど事後規制を強化する制度運用を行えば、かえってこれまでの地方公共団体の担当者の当事者意識を高めることが期待されるほか、後者についても、検査申請者に対して地方自治体と民間検査機関という複数の検査機関を選択する自由が提供され、かつ現状の手数料が人件費等を含めて検査にかかるコストを適正に算定・反映して決められる透明性のある仕組みとして開示されれば、これまでの規制の合理化の例を見ても、自治体と民間が競合する市場において申請者が負担するコストが上昇するという事は生じないと考える。

このため、今回上記の 必要な改善措置について結論が得られた事項 として取り上げたもの以外の検査検定制度の見直し作業に当たっては、許可の事後的担保としてなされる上記のような検査も含め、閣議決定に基づく基準認証等制度についての分野横断的見直しの一環として、各省庁がそれぞれの所管する制度について真剣に見直しを行うことが必要である。

< 参考 > 検査検定制度一覧（平成 11 年 3 月末現在）

<p>（ 警 察 庁 ） 1 制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遊技機の型式検定等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律）
<p>（ 科 学 技 術 庁 ） 2 制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料関係施設の検査等（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律） ・放射性同位元素使用施設・使用機器の検査等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律）
<p>（ 文 部 省 ） 1 制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教科用図書の検定（学校教育法）
<p>（ 厚 生 省 ） 1 1 制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病院の検査（医療法） ・クリーニング所の検査（クリーニング業法） ・美容所の検査（美容師法） ・理容所の検査（理容師法） ・食品等の検査等（食品衛生法） ・獣畜の肉等の検査（と畜場法） ・食鳥の肉等の検査（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律） ・廃棄物処理施設の検査（廃棄物の処理及び清掃に関する法律） ・水道施設の検査等（水道法） ・浄化槽の検査（浄化槽法） ・医薬品等の検定（薬事法）
<p>（ 農 林 水 産 省 ） 1 1 制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の検査（農産物検査法） ・漁船の認定等（漁船法） ・種畜の検査（家畜改良増殖法） ・飼料等の検定（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律） ・家畜の検査等（家畜伝染病予防法） ・動物用医薬品の検定（薬事法） ・肥料の登録等（肥料取締法） ・農機具の型式検査等（農業機械化促進法） ・輸出入植物・種苗等の検査（植物防疫法） ・農薬の登録（農薬取締法） ・加工食品、木材製品等の農林畜水産物資等の認証（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律）
<p>（ 通 商 産 業 省 ） 1 3 制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定計量器等の検定等（計量法） ・消費生活用製品の検査等（消費生活用製品安全法） ・高圧ガス製造施設等の検査等（高圧ガス保安法） ・火薬類製造施設等の検査（火薬類取締法） ・鉱山坑内用品・鉱山用工作物等の検定等（鉱山保安法） ・石油パイプライン施設の検査（石油パイプライン事業法） ・石油と高圧ガスを共に扱う第一種事業所の確認（石油コンビナート等災害防止法） ・液化石油ガス貯蔵施設等の検査（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律） ・電気工作物の検査等（電気事業法）

	<ul style="list-style-type: none"> ・電気用品の検査（電気用品安全法） ・ガス工作物、ガス用品の検査（ガス事業法） ・アルコール製造設備、貯蔵設備の確認（アルコール専売法） ・鉱工業品の認定（工業標準化法）
（運輸省） 13制度	<ul style="list-style-type: none"> ・石油パイプライン施設の検査（石油パイプライン事業法） ・鉄道・索道施設、鉄道車両の検査等（鉄道事業法） ・軌道施設の検査（軌道法） ・自動車等の検査等（道路運送車両法） ・自動車ターミナルの確認（自動車ターミナル法） ・核燃料物質等の運搬の確認（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律） ・放射性同位元素等の車両による運搬の確認（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律） ・自動車道の検査（道路運送法） ・船舶の検査（船舶安全法） ・船舶の海洋汚染防止設備の検査（海洋汚染防止法） ・船舶のトン数の測度（船舶法、船舶トン数測度法） ・航空機、飛行場・航空保安施設、航空運送事業者等の検査（航空法） ・気象測器の検定等（気象業務法）
（郵政省） 2制度	<ul style="list-style-type: none"> ・端末機器等の電気通信設備の検査（電気通信事業法） ・無線局、無線機器等の検査等（電波法）
（労働省） 1制度	<ul style="list-style-type: none"> ・特定機械等の検査（労働安全衛生法）
（建設省） 8制度	<ul style="list-style-type: none"> ・河川に係る許可工作物の検査（河川法） ・許可された開発行為に関する工事の検査（都市計画法） ・許可された宅地造成工事の検査（宅地造成等規制法） ・自動車道の検査（道路運送法） ・軌道の検査（軌道法） ・石油パイプライン施設の検査（石油パイプライン事業法） ・建築物・建築資材（防火材料）の確認等（建築基準法） ・浄化槽の型式認定（浄化槽法）
（自治省） 3制度	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用機械器具の検定、危険物施設の検査（消防法） ・石油と高圧ガスを共に扱う第一種事業所の確認（石油コンビナート等災害防止法） ・石油パイプライン施設の検査（石油パイプライン事業法）

2 公的資格制度

規制緩和についての第1次見解における当委員会の指摘を受け、政府は、業務独占資格等について、各所管省庁が見直しを行い、その結果に基づいて規制緩和推進3か年計画の計画期間内(平成12年度末まで)に所要の措置を講ずるとの方針を閣議決定した。

現在、関係省庁における見直し作業はなおその途上にあるが、関係省庁は、計画期間内に改革を完了するという政府の定めた目標の達成に資するため、それぞれの省庁における見直し作業の状況を平成12年度当初を目途に中間的に公表すべきである。これは、関係省庁における見直し作業の透明性の向上を図ることになるとともに、あくまで資格者の提供するサービスを利用する者の立場に立って業務独占資格等の見直しを進めていくという基本に沿うものである。なお、この中間的公表に当たっては、既に閣議決定されている16の見直しの基準・視点に加えて、この見解中で追加又は補足追加している見直しの基準・視点についても、併せて見直しの状況又は考え方を公表すべきである。

規制制度全体における資格制度の持つ重要性にかんがみ、政府による横断的な業務独占資格等の見直し作業を促進するという観点から、当委員会においても、関係省庁における見直し作業と並行して、業務独占資格等についての調査審議を進めてきた。その結果、現時点までに当委員会として改善が必要であると判断するに至った事項は、以下に述べるとおりであり、これらについては、政府において迅速かつ確実に実施すべきである。

なお、資格制度の見直しは、政府の既定方針であり、本見解の指摘する事項以外についても、関係省庁が自主的に見直して改善を図るべきことは当然である。

さらに、公的な資格制度のうち業務独占資格と並ぶ大きな類型として必置資格がある。当委員会は、今年度、必置資格についても、各省庁から調査票の提出等の協力を得、また、事業者等からヒアリングを行うなどにより、制度の法令上の規定状況及び現状について、横断的かつ全般的に調査してきた。その結

果、技術進歩への対応等の観点から、必置の必要性、必置の態様、資格取得方法等について、合理性に疑問があると考えられる規制が見受けられたため、別途、本見解中に節を改めて必置資格等必置規制に関する見直しの基準・視点を提示することとした。これらについても、業務独占資格等と同様に、政府は自主的かつ計画的に見直して改善を進めていくべきである。

2 - 1 業務独占資格等

(1) 見直しの推進方策等

(見直しの経緯)

当委員会は、昨年度、公的資格制度のうちの業務独占資格（平成 11 年 4 月 1 日現在 101 資格）について、各資格制度の法令上の規定状況及び現状について横断的かつ全般的に調査を行い、その成果を規制緩和についての第 1 次見解において、業務独占資格等制度についての 16 項目の見直しの基準・視点及びその考え方として提示した。

政府は、当委員会が提示した見直しの基準・視点及びその考え方を規制緩和推進 3 か年計画（改定）に盛り込み、業務独占資格等を中心とする資格制度の見直しを実施していくこととした。この閣議決定により、関係省庁は、国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、所管する業務独占資格等について、廃止又は必置資格若しくは名称独占等資格への移行を含め、業務独占規定、資格要件、業務範囲等の在り方を見直すとともに、その結果に基づいて規制緩和推進 3 か年計画の計画期間内（平成 12 年度まで）に所要の措置を講ずることとされた。

(検討状況の中間公表)

現在、関係省庁において、閣議決定された見直しの基準・視点に基づき、それぞれが所管する業務独占資格等についての見直しが行われているところであるが、なお、その作業は途上にあると言わざるを得ない。関係省庁が平成 12 年度までに見直しを行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるという政府の定めた目標を達成するためには、見直し推進のための関係省庁横断的な仕組みの工夫が必要である。

このため、規制緩和推進3か年計画の毎年度の改定に当たって、改定作業の透明性を確保する等の観点から、各省庁が内外からの規制緩和に関する意見・要望についての検討状況を中間的に公表することとされていることにならば、関係省庁は、規制緩和推進3か年計画の再改定後速やかに業務独占資格等の見直しの基準・視点に基づく検討状況を公表すべきである。

その際、資格の性質上明らかに当該見直しの基準・視点に該当しない場合を除いて、基準・視点に沿った見直し・改善が困難であるとして現行の制度・運用を維持する方向で検討中である項目については、その必要性、根拠等を明確にして公表すべきである。また、この見直し状況の中間的公表に当たっては、当委員会がこの見解中で追加又は補足追加している見直しの基準・視点(後述)についても、併せて見直しの状況又は見直しに当たっての考え方を公表すべきである。

(2) 見直しの基準・視点に基づく検討結果

規制制度全体において資格制度の持つ重要性にかんがみ、政府による横断的な業務独占資格等の見直し作業を促進するという観点から、当委員会においても、関係省庁における見直し作業と並行して、業務独占資格等についての調査審議を進めてきた。具体的には、当委員会は、今年度は、業務独占資格等のうち、当委員会に対する国民からの意見・要望が多く国民の関心が高いと考えられる事務系の10資格(不動産鑑定士、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公証人、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士及び行政書士の10資格。以下「事務系10資格」という。)を中心として、これらについて順次、関係省庁、資格者団体、養成施設、利用者等に対するヒアリングを実施するなど横断的に調査検討を進めてきた。また、その他の資格については、関係省庁に対して調査票の作成を依頼するなどにより横断的に調査検討してきた。

その結果、現時点までに、以下のとおり改善が必要な事項が見られたので、関係省庁等は所要の措置を講ずるべきである。

なお、業務独占資格等制度の見直しは、政府の既定方針であり、本見解の指摘する事項以外についても、関係省庁が自主的に見直して改善を図るべきもの

であることは言うまでもない。当委員会としては、政府における見直し作業を一層促進する観点から、本見解で取り上げた資格以外の問題を含め、今後とも調査審議を進めていく考えである。

閣議決定された見直しの基準・視点

【業務独占範囲の見直し、相互乗り入れ】見直しの基準・視点

業務範囲が余りに細分化されている資格については、業務範囲の見直し、資格間の相互乗り入れを検討する。

また、業務独占資格者の業務のうち隣接職種資格者にも取り扱わせることが適当なものについては、資格制度の垣根を低くするため、他の職種の参入を認めることを検討する。

< 司法書士、弁理士、税理士の訴訟代理等 >

業務独占資格の業務範囲については、かつて行政改革委員会において、規制緩和が進めば自己責任の原則が強く求められ、そのための社会的インフラとも言える司法が本来の機能を十分に発揮できるようにすることが必要であり、そのためには量的・質的な法曹の充実が不可欠であるとの考え方に立ち、弁護士と隣接法律関係専門職種との役割分担の問題が取り上げられた経緯がある。

この流れを受け、当委員会においては、業務独占資格全般を対象に、国民生活の利便性の向上、当該業務サービスに係る競争の活性化等の観点から、業務独占規定等の資格制度の在り方について横断的に見直しを行ってきている。

電力やガスの供給を見ても分かるように、独占には供給責任が伴う。しかしながら、弁護士については、他の先進国と比べてその絶対数が極端に少ないだけでなく、弁護士過疎と言われる事態を生じており、数の面においても、また工業所有権や税務という専門知識の面においても、さらには費用の面においても、業務独占に伴う供給責任を果たしていないのではないかと指摘がある。

このような指摘を踏まえ、当委員会は、国民が望む司法を実現するためには、どの地域の住民も簡易な手続でかつ低廉な費用で必要とする司法サービスにアクセスできるシステムが整備されていなければならないとの観点に立ち、具体的には、弁護士数の不足、弁護士過疎地に居住、費用負担面の問題等から簡単

には弁護士の提供する司法サービスにアクセスできない国民をいかに救済するか、また、例えば工業所有権、税務という極めて専門的な知識を要求される事案に迅速かつ適正に対処するにはどのような方策を講ずるべきかなど、ユーザーである国民や企業の権利及び利便をいかに確保するかの観点に立って、多面的な検討を行ってきた。その結果、当委員会は、これまでに、弁護士の隣接法律関係専門職種である司法書士、弁理士及び税理士について、以下に述べるとおり、現在は弁護士の業務とされている法律事務の一部を業務として認めるべきではないかとの結論に至った。

また、今回は司法書士、弁理士、税理士の3資格を取り上げたが、この問題は、より広くは、不動産鑑定士、公認会計士、社会保険労務士、行政書士等の隣接法律関係専門職種全体の問題として、これら資格者の資質・能力をどのように活用するかという観点からも検討していく必要がある問題である。

なお、現在、司法制度改革審議会設置法に基づき内閣に置かれた司法制度改革審議会において、司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について国民的見地に立った調査審議が行われているものと承知しており、以下で提起した問題も、同審議会において、弁護士と隣接法律関係専門職種との関係ないし役割分担の在り方といった広い視点から、適切に判断されるべき事項であり、当委員会の見解を踏まえ検討し早期に適切な結論が示されることを期待する。当委員会としては、どの地域の住民も簡易にかつ低廉な費用で必要とする司法サービスにアクセスできるようにすることは、国民が望む司法実現のため緊急かつ重要な問題であると考えます。

(司法書士について)

ア 1) 弁護士が地域的に偏在していること等により、簡易裁判所等における訴訟に弁護士が十分対応できていないこと、2) 本人訴訟の場合であっても、司法書士が裁判所へ提出する書類の作成等の訴訟準備を行っていることが多いこと、3) 本人訴訟の場合において、訴訟の迅速化の観点から、裁判官の要請等により、司法書士が法廷で説明等を行う場合が少なくないとの指摘があること等を踏まえ、国民の利便性の観点から、司法書士に簡易裁判所における通常訴訟、調停・和解事件の代理権を認めるべきであると考えます。

イ 不動産の権利登記は司法書士が行っているが、相続を原因とする不動産登記においては、未成年者である相続人のための特別代理人の選任、遺言執行者が選任されていない場合のその選任、不動産の所有者が所在不明の場合の不在者財産管理人の選任等、家事審判事件の申立てが必要となる場合がある。このような場合に、国民の利便性の観点から、登記の依頼を受けた司法書士がこれらの家事審判手続の書類を作成して裁判所に提出するなどにより、一連の処理ができるよう、司法書士に家事審判・家事調停における代理権を認めるべきであると考える。

ウ 不動産の担保権の設定登記は司法書士が行っているが、国民の利便性の観点から、担保権の実行である不動産競売申立事件の代理を認めるなどにより、一連の処理ができるよう、司法書士に民事執行事件における代理権を認めるべきであると考える。

(弁理士について)

エ 弁理士の訴訟における位置付けは、1) 特許庁長官を当事者とした審決取消訴訟における訴訟代理人及び2) 工業所有権に関する権利侵害訴訟における補佐人としての位置付けにとどまっているが、高度な専門的知識を必要とする知的財産権紛争(特許裁判)の迅速かつ適正な解決を図る観点から、知的財産権の専門家であり、かつ出願時点から一貫して関与してきた弁理士に侵害訴訟における代理権を認めるべきであると考える。また、工業所有権審議会においては、訴訟の前段階である仲裁・和解などの裁判外紛争処理における代理については早急に弁理士への付与を認めるべきであるとの意見がある。

(税理士について)

オ 税務訴訟は税務に関する極めて専門的な知識が要求されるが、課税庁には法曹資格のない税務行政官が訴訟代理人となる指定代理人制度が認められているのに対し、納税者は税務を代理してきた税理士を代理人とすることができず、課税庁と納税者とが対等な立場となっていないことから、官対民の不平等を解消して裁判を通じた納税者の権利救済を容易にし、ひいては国民の納税義務の適正な実現が図られるよう、申告時から一貫して関与してきた税理士に、出廷陳述権(注)を認めるべきであると考える。

なお、以上のような問題提起については、以下のような理由を挙げて、それぞれの資格について訴訟代理等を認めることは困難ではないかとする意見がある。

- 1) 弁護士以外の資格については、依頼者等関係者の権利及び利益の擁護、国民による法律生活の公正かつ円滑な営みの確保等の観点から、訴訟代理等を認めることは困難ではないか。例えば、家事審判、家事調停事件については、遺産分割事件のような複雑な事案や当事者の身分関係に関わる重大な事案も存し、また、民事執行事件については、不動産競売の申立てのみならず、執行異議、執行抗告など高度の法律知識を有する複雑・困難な事件も含まれるところであることから、これらの代理権を司法書士に認めることは困難ではないか。
- 2) 弁護士以外の資格については、訴訟手続、紛争処理実務等に関する試験・研修が制度的に担保されていないこと（試験については、司法書士を除く。）等から、訴訟代理等を認めることは困難ではないか。
- 3) 司法書士は、現在でも、業務として家事審判・家事調停事件の書類作成権限を認められており、国民の利便性の観点からは、家事審判・家事調停事件の代理権を認めるべき特段の必要性はないのではないか。
- 4) 弁護士以外の資格及び資格者の団体は、所管省庁の監督下にあり、弁護士会のような資格者の自治についての制度的な担保がない。

このような意見については、当委員会は、次のとおり考える。

- 1) について。簡易裁判所は、訴額が90万円以下、裁判官1人制など、第一審裁判所の中でも比較的軽微な事件を簡易な手続で行うという特殊な位置付けがなされていること。また、簡易裁判所の裁判官には法曹以外の者も任用できることとされており、代理人だけを弁護士に限る必要がないこと。さらに、司法書士が作成する裁判所へ提出する書類は、当事者の権利実現のための裁判手続そのものを支えており、司法書士は、従来から、複雑、重大、困難な事件も取り扱ってきていること。
- 2) について。司法書士については、試験によって訴訟手続等の能力を担保さ

れていることに加え、日本司法書士会連合会による法廷実務を含む研修が行われていること。税理士の出廷陳述権に関しては、既に現行法上も弁理士について、「裁判所に於いて当事者又は訴訟代理人と共に出頭し陳述を為すことを得」とされていること。弁理士については、これも既に現行法上訴訟法の知識を必要とする審決取消訴訟の代理人資格が認められており、また、東京地方裁判所で調停委員として関与しており、平成12年には大阪、名古屋、奈良の各地方裁判所でも関与する予定であり、さらに、工業所有権仲裁センターにおける仲裁、調停には弁理士が仲裁人、調停人として関与していること。

3) について。平成10年の家事審判件数は過去最高の約36万件に達しており、弁護士はこれに対応し切れていないこと。

4) について。司法書士が主張している訴訟代理は民事訴訟における代理であり、私人間の訴訟代理の問題に自治権（資格者の職務の国家からの独立性）の問題は関連性を持たないこと。弁理士及び税理士については、既に弁理士には監督官庁である特許庁の長官を相手取った訴訟である審決取消訴訟の代理人資格があり、また、税理士も税務訴訟に補佐人として関与し、課税庁と対立することあるが、両資格ともこれまでに監督官庁からの干渉を受けたことはなく、資格者団体が所管省庁から監督を受けていないという意味での資格者自治についての制度的担保の有無は、これらの資格者に訴訟代理件等を認めることとは関係がないこと。

(注) ここていう出廷陳述権とは、訴訟が提起された税務に関する処分につき、裁判所の許可を得ずして当事者又は訴訟代理人と共に裁判所へ出頭して陳述する権利をいう。

< 看護婦及び救急救命士 >

(看護婦の業務内容)

看護婦の業務内容については、高齢化の進展に伴い、訪問看護等の需要が増大すると見込まれるところであり、訪問看護の現場における業務の安全性や効率性等を確保する観点から、訪問看護婦の行う業務の標準的作業手順等について検討すべきである。

(救急救命士の行う措置)

救急救命士の行う措置の在り方については、規制緩和推進 3 年計画(改定) において、平成 11 年度に検討することとされている。救急救命士の全般的活動につき、科学的な評価検討を行い、病院前救護体制を向上させるため、その業務の在り方等につき検討した上で速やかに結論を得るべきである。

【廃止を含め在り方検討】見直しの基準・視点

以下の資格については、廃止を含めその在り方を検討する。

- ・ 資格者以外でも実施可能な専門性の低いもの
- ・ 資格取得に当たって、試験合格等の特段の要件を必要としないもの
- ・ 試験合格率又は講習修了率が極めて高いもの
- ・ 資格取得の要件が試験合格を要件としているにもかかわらず、資格取得者のほとんどが試験合格以外の特例による取得者であるもの
- ・ 類似資格が民間資格において存在するもの

当委員会のこれまでの調査審議の結果、欠格事由が規定されているのみで、資格者が有すべき能力等について特段の要件が求められていない資格や、短時間の講習のみで資格取得が可能であり講習修了率も極めて高い資格も見られた。これらの資格については、他の資格と合わせ、引き続き精査していくこととする。

【資格試験の実施】見直しの基準・視点

法律上資格試験を行うこととされている資格については、試験を実施する。

< 公証人 >

(公証人試験の実施)

公証人法(明治 41 年法律第 53 号) 上は公証人を任命するに当たっては試験を実施することとされているが、法務省は、公証人には司法試験に合格した法曹資格者及びこれに準ずる学識経験者を公証人審査会の選考を経て任命しており、試験を実施することとした場合、重複した制度を設けることとなることを理由としてこれを一度も実施していない。

しかし、試験を実施しないことにより一般の希望者が公証人になる道が閉ざ

されている。また、法曹資格者に準ずる学識経験者を公証人に任命できる場合は、公証人法上、公証人がいない場合等に限られており、さらに、これらの者の公証人への任命の実態を見ると、特定の行政事務経験者等が多数任命されている。

したがって、公平性・透明性の観点から、法務省は、公証人法の定めるところに従い、公証人の任命に当たり公証人法に基づく試験を行うべきである。

仮に、その試験が司法試験と重複とするのであれば、少なくとも公証人法第 13 条ノ 2 所定のいわゆる特任公証人に民間の企業法務に携わった者を任用する道を開くべきである。

(公証人任命手続の公正透明化)

法務省は、公証人の任命に当たっては、公証人審査会で審査が行われており、任命手続の適正さは確保されているとしているが、上述のとおり公募が行われていないことから、一般の希望者が公証人になる道が閉ざされているところ、少なくとも民間の企業法務に携わった者をいわゆる特任公証人に任命しない理由はないものと言わなければならない。また、公証人審査会の委員構成をみると、OB を公証人として多数送り出している法務省の幹部職員及び法務大臣の監督を受ける当事者である公証人のみから成っている。

したがって、公平性・透明性を確保する観点から、公証人の任命に当たっては公募を行い、また、公証人審査会の委員構成を見直すべきである。

【明確で合理的な理由のない受験資格要件の廃止】見直しの基準・視点

明確で合理的な理由のない受験資格要件については、その廃止を検討する。

受験資格としての学歴要件については、生涯学習審議会も「学習の成果を幅広く生かす - 生涯学習の成果を生かすための方策について - 」(平成 11 年 6 月 9 日答申)において、「各種資格等の学歴要件等の見直し」と題して以下のように述べている。

各種資格を国民に更に開かれたものとするため、高度で専門的な知識や技術、経験を要するために特別の教育・訓練を必要とするものを除き、一定の

学歴がないことのみによって、資格取得の道を閉ざすことは妥当ではない。学習成果を適切に評価し、個人のキャリア開発に生かしていくという観点からは、できるだけ学歴要件を除去することが求められる。

< 受験資格要件としての学歴要件 >

当委員会が個別に調査審議を行った事務系 10 資格の試験のうち、司法書士試験及び土地家屋調査士試験は、希望者に対して広く門戸を開き、また、実務を行うために必要な知識及び能力は試験によって判定しているとして、制度創設時から学歴に限らず一切の受験資格要件を設けておらず、専門知識に関する試験のみとなっている。また、行政書士試験は、第 145 回国会で行政書士法の一部改正が行われ、受験資格要件を廃止することとされた。

(税理士試験及び社会保険労務士試験)

一方、税理士試験及び社会保険労務士試験は、受験資格として一定の学歴要件が定められており、また、司法試験、公認会計士試験、不動産鑑定士試験及び弁理士試験は、一定の学歴を有しない者に対しては一般教養試験である第 1 次試験が課されている。これらの受験資格要件を設けている理由として、関係省庁では、資格者として職務を遂行する上で専門知識以外の一般的学力及び応用能力が必要であり、受験資格要件を廃止した場合は、職務遂行能力のない資格者を大量に作りかねないこと等を挙げている。

しかし、受験資格として学歴要件がなく専門知識に関する試験のみが行われている司法書士及び土地家屋調査士の場合において現実にこのような支障は生じていないことに加えて、行政書士試験において受験資格要件が廃止することとされたこと及び上記の生涯学習審議会答申の指摘を踏まえ、希望者に広く資格取得のための門戸を開放する観点から、税理士試験及び社会保険労務士試験については、受験資格要件の廃止を検討すべきである。

(司法試験、公認会計士試験、不動産鑑定士試験及び弁理士試験の第 1 次試験)

また、同様の観点から、司法試験、公認会計士試験、不動産鑑定士試験及び弁理士試験については、一定の学歴を有しない者に課される第 1 次試験を廃止し、受験者全員が現在の第 2 次試験から受験できるよう検討すべきである。

< 専門学校卒業者の取扱い >

上記の生涯学習審議会答申では、「各種資格の受験要件に関しては、専門学校卒業者は短大卒業者に相当する取扱いを受ける例が増えているが、なお短大卒業者相当と評価されていない資格が見られることから、その見直しについて検討を行うことが求められている」としている。なお、公認会計士試験については、学校教育法等の改正が行われたことにより、今年度から一定の基準を満たす専門学校卒業者も受験資格が認められている。

(税理士試験、社会保険労務士試験)

見直しの基準・視点にもあるのとおり、明確で合理的理由のない受験資格要件は本来廃止されるべきであると考え、専門学校卒業者が受験資格を有していない税理士試験については、現在6万人以上の受験者があり、要件を緩和した場合受験者が大幅に増加する可能性があるとはいうものの、上記の生涯学習審議会答申の指摘及び既に専門学校卒業者等に受験の機会を開放している他の資格試験との均衡を考慮し、当面、専門学校卒業者を短大卒業者に相当する取扱いとして受験資格を認めるよう検討すべきである。

また、理学療法士学校等の一部の専門学校卒業者に限って受験を認めている社会保険労務士試験については、その範囲を拡大すべきである。

【受験前の実務経験、試験合格後の講習等の在り方見直し】見直しの基準・視点

受験前の実務経験、試験合格後の修習・講習等の義務付けについては、合理的な理由なくして参入規制として機能しないようその在り方を見直す。
--

< 司法試験合格後の資格取得要件 >

弁護士資格を取得するためには、弁護士法により、司法試験に合格した後司法修習を受けることが原則とされており、司法試験の合格者数は司法修習の受入れ能力に左右されている。しかし、司法試験合格後、5年以上内閣法制局参事官の職にあった者や、また、司法試験に合格していなくとも、5年以上別に法律で定める大学の学部、専攻科又は大学院において法律学の教授又は助教授の職にあった者は、司法修習を経なくとも弁護士資格を取得できることとされている。

この問題に関しては、規制緩和推進3か年計画（改定）において、法曹人口の大幅増員問題の一環として、「司法試験合格後に民間企業における一定の実務経験を経た者に対して法曹資格の付与を行うための具体的条件等を含めた制度的な検討」を行うこととされている。その際、不動産鑑定士及び公認会計士における実務補習制度を参考にすることも考えられる。

< 不動産鑑定士試験の受験資格要件としての実務経験等 >

不動産鑑定士の前段階である不動産鑑定士補となるためには、不動産鑑定士第2次試験の合格と2年以上の実務経験が必要であり、また、不動産鑑定士となるためには、不動産鑑定士補として登録した後、1年以上の実務補習と不動産鑑定士第3次試験に合格することが必要である。

しかしながら、受験のためだけに特定の業務への就業を条件とすることは、不合格となった場合のリスクが大きく、また、学生や既に他の職業に就いている者に対する受験の門戸を制限することになることから、このような受験要件の在り方について検討すべきである。その際、社会保険労務士において、資格取得のためには試験合格に加えて2年以上の実務経験が必要とされているが、この実務経験については、全国社会保険労務士会連合会が行う通信教育の修了と面接をもって代え得ることも参考とすべきである。

また、不動産鑑定士補と不動産鑑定士とでは、法律上、行い得る鑑定業務についての違いはなく独立して開業できるか否かの違いがあるだけであることから、不動産鑑定士第3次試験は不動産鑑定士になろうとする者に対する開業規制としての色彩が濃厚であり、不動産鑑定士第3次試験の在り方について検討すべきである。

< 公認会計士試験の受験資格要件としての実務経験 >

公認会計士については、公認会計士第3次試験を受験するためには、公認会計士第2次試験に合格し会計士補となる資格を得た後、1年以上の実務補習と2年以上の実務経験が必要とされているが、不動産鑑定士に関して述べたのと同じ観点から、このような受験要件の在り方について検討すべきである。

なお、現在、実務経験は、監査・証明業務のほか、原価計算や財務分析に関

する事務などに直接携わるものに限定されているが、経営戦略の立案や環境監査など、公認会計士の業務の多様化が進んでいることを踏まえ、実務経験の対象となる業務の範囲を拡大すべきである。

【障害等を理由とする欠格事由の見直し】見直しの基準・視点

障害又は性別を欠格事由として資格を取得することができないとしているものについては、その合理性について検討すべきである。

< 障害を理由とする欠格事由 >

障害を欠格事由として資格を取得できないとしている制度については、「障害者に係る欠格条項の見直しについて」(平成11年8月9日障害者施策推進本部決定)に基づき、欠格条項を見直すべきである。

なお、小型船舶操縦士の身体障害は、その程度によって免許が取得できないとされる相対的欠格要件であるが、この問題については現在運輸省が見直し作業を進めており、これを評価し、前向きな結論が早期に出されるよう、その動向を注視していく。

< 性別を理由とする欠格事由 >

性別を理由として資格を取得できないとしている制度については、その合理性について引き続き検討していく。

【受験資格及び資格取得に係る特例認定基準の明文化・公表】見直しの基準・視点

受験資格及び資格取得に係る特例措置の認定基準については、明文化・公表を進める。

< 特例措置の認定基準の明文化・公表 >

(司法書士、社会保険労務士)

受験資格及び資格取得に係る特例措置の大臣認定基準は、電気工事士のように省令及び大臣告示によってその内容を明文化しているものがある一方、国民の目に触れにくい通達レベルで規定されているものもある。司法書士及び社会保険労務士については、現在、法令や大臣告示レベルでは認定基準は明らかにされていないので、関係省庁は、公平性・透明性の観点から、これらの資格に

係る大臣認定基準について、法令等により明文化し、公表すべきである。

< 特例認定における関係行政事務の実務経験としての評価 >

資格制度において、関係行政事務における実務経験を評価することに一定の合理性がないとは言えないが、資格制度に対する信頼性、試験受験者との均衡及び公平性・透明性を確保する観点から、関係省庁は、以下のとおり、任命基準又は試験が免除される行政実務経験と免除科目との関係を精査し、明文化することを検討すべきである。

(公証人、司法書士)

税理士における試験免除に係る行政実務経験については、法律において従事した業務及び年数が定められている一方、公証人及び司法書士については、その任命基準や試験免除に係る行政実務経験の内容が具体的ではないため、これらを精査し、具体化・明文化する。

(税理士)

税理士については、学識経験、学位取得、他資格取得及び行政実務経験による試験免除が認められている結果、税理士に占める税理士試験合格者の割合は、約 40 パーセントとなっているが、これらの免除要件と免除科目との関係について合理性・公平性の観点に立ち精査し検討する。

【合格者数の見直し】見直しの基準・視点

合格者数制限を行っているものについては、参入規制とならないよう、これを見直す。

資格試験において合格者数制限を行っているのではないかとの指摘は多々あり、関係省庁、養成施設等からのヒアリングの結果、過去の合格率の推移等から見て、その疑いを払拭しきれない資格も見られるところから、当委員会としては引き続き精査していく。

関係省庁は、資格試験における公平性・透明性を確保する観点から、そのような疑いを持たれぬよう、下記の見直しの基準・視点（合否判定基準の公表）（これに補足追加した基準・視点を含む。）に一層留意すべきである。

【関連・類似資格の統合、試験・講習科目の共通化・免除、履修科目の免除】
見直しの基準・視点

関連・類似資格等については、統合又は試験・講習科目の共通化・免除若しくは履修科目の免除を進めることについて検討する。

（税理士試験と公認会計士試験）

不動産鑑定士試験と公認会計士試験の間では、それぞれの第2次試験において、受験科目の一部科目の相互免除が図られている（経済学と民法）が、これと同様に、税理士試験の財務諸表論及び簿記論の合格者について、公認会計士第2次試験の会計学のうちの簿記及び財務諸表論を免除できないか検討すべきである。

（弁理士試験）

弁理士試験においては、受験者層を幅広く拡大する観点から、既存の資格試験で十分な能力ありと判断された科目について、受験免除措置等を講ずるべきである。

【合否判定基準の公表】見直しの基準・視点

合否判定基準を公表する。

関係省庁、資格者団体、養成施設、利用者等からヒアリングを行った結果、本基準・視点に補足追加して検討すべき基準・視点は次のとおりである。

【見直しの基準・視点 に追加補足する見直しの基準・視点】

- ・ 配点の公表
- ・ 模範解答等の公表
- ・ 不合格者に対する成績通知
- ・ 合格発表の迅速化

< 合否判定基準の策定と公表 >

前述の事務系10資格のうち実際に試験を行っている9資格について見ると、年度や科目間により難易度が異なることがあり得るとの理由により、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験及び社会保険労務士試験において合否判定基準を定めておらず、また、弁理士試験においては試験の一部について合否判

定基準を定めていない。しかし、上記の見直しの基準・視点（合格者数の見直し）のとおり、年ごとに合否判定基準を変更して合格者数の調整を行っているのではないかとの指摘が根強いことから、透明性の確保の観点から、税理士試験にならい、これらの試験においても合否判定基準を定め、公表すべきである。また、科目間や年度間で難易度に差が生じたことにより、合否判定基準を変更した場合には、透明性の観点からその旨を理由を付して公表するべきである。

不動産鑑定士試験及び公認会計士試験においては、合否判定基準を定めていてもこれを公表していないが、透明性の確保の観点から、税理士試験にならいこれを公表すべきである。

また、以上の資格のほか、臭気判定士、理容師、美容師、家畜人工受精師、獣医師、土地改良換地士、調教師（中央競馬）、同（地方競馬）、騎手（中央競馬）、同（地方競馬）、作業環境測定士、測量士、建築士及び行政書士の各試験については、合否判定基準を公表することについて現在検討が行われていると承知しているが、これら検討中の資格に加えて以下に掲げる資格の試験についても、他の資格制度における改善の動きを踏まえ、基準を定めて公表すべきである。

（狩猟免許、医師、歯科医師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、助産婦、看護婦、准看護婦、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、航空工場検査員、液化石油ガス設備士、電気工事士、競輪審判員、競輪選手、小型自動車競走審判員、小型自動車競走選手、海事代理士、海技士（航海）、海技士（機関）、海技士（通信）、海技士（電子通信）、小型船舶操縦士、水先人、操縦士、航空士、航空機関士、航空通信士、航空整備士、航空工場整備士、操縦教員、運航管理者（航空）、動力車操縦者、通訳案内業者、地域伝統芸能等通訳案内業者、職業訓練指導員、特殊建築物調査資格者、昇降機検査資格者、建築設備検査資格者）

< 配点の公表 >

配点を公表した場合には、配点の高い問題のみに偏った勉強をして試験に臨む者が現れるという弊害が予想される、試験問題の難易度により採点結果が前年度と大幅な差が生じている場合には、配点基準を見直すこともあり得るなどの理由により、現在は、事務系 10 資格の試験のうち税理士試験及び行政書士試験以外に配点を公表している試験はない。しかし、両試験においては特段の問題は生じていないことから、両試験にならい、不動産鑑定士試験、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、公認会計士試験、社会保険労務士試験及び弁理士試験も配点を公表すべきである。

< 模範解答等の公表 >

現在、事務系 10 資格の試験のうち論述式試験において模範解答を公表している試験はないが、試験の透明性を確保する観点から、模範解答又は採点方針、必要なキーワード、採点基準等を公表するべきである。

< 不合格者に対する成績通知 >

試験の透明性を確保する等の観点から、現在、司法試験、公認会計士試験及び弁理士試験においては、不合格者に対して受験結果をランク別等により通知しているが、不動産鑑定士試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、税理士試験、社会保険労務士試験及び行政書士試験についても同様の措置を講ずるべきである。

< 合格発表の迅速化 >

合格発表までの間、受験者が不安定な状態に置かれることから、合格発表は可能な限り迅速に行うべきである。税理士試験は、他の資格試験と比較して受験者数が多いとはいうものの、受験から合格発表まで 135 日（平成 10 年度）を要しており、更に合格発表を迅速化するべきである。

また、試験事務も許認可等の一環であり、規制緩和推進 3 か年計画の「1 - (5) 許認可等の審査・処理の迅速化・簡素化」を踏まえ、不動産鑑定士試験、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、公認会計士試験、社会保険労

務士試験、弁理士試験及び行政書士試験においても更に合格発表を迅速化すべきである。

なお、弁理士については、上記の方策の導入を含め試験制度の改善方策について具体的に検討されていると承知しており、これを評価し、前向きの結論が早期に出されるよう、その動向を注視していく。

【資格取得の容易化】見直しの基準・視点

例えば以下の方法を採用することにより、資格取得の容易化を検討する。

- ・ 合格科目の積み上げ方式による合格方式（科目合格制）の推進
- ・ 再受験における既合格科目の免除制度の推進
- ・ 試験問題の公表・持ち帰りの推進

< 科目合格制、既合格科目の再受験免除制度の推進 >

資格者のモラルを向上させるため、人生経験、職業経験のある社会人の資格取得が容易となるよう、試験科目が少ない行政書士試験を除き、不動産鑑定士試験、司法試験、司法書士試験、土地家屋調査士試験、公認会計士試験及び社会保険労務士試験について、例えば税理士試験のように科目合格制による合格方式を採用するよう検討するなど、資格取得の容易化について検討すべきである。

また、同様の観点から、不動産鑑定士試験、司法試験及び公認会計士試験においては、現在択一式試験と論文式試験など試験が数段階に分かれており、択一式試験など一定段階の合格者については次の受験の際にそれまでに合格した段階の試験を免除する措置が講じられているが、これを更に推進し、現在こうした措置が採られていない司法書士試験、土地家屋調査士試験、社会保険労務士試験及び弁理士試験についても、再受験の場合に既に合格した段階の試験を免除する措置について検討すべきである。

なお、弁理士試験においては、例えば、論文式試験の受験科目数の削減等の試験構造の簡素化について検討していると承知しており、これを評価し、前向きの結論が出されるようその動向を注視していく。

< 試験問題の公表・持ち帰り >

試験問題については、受験要綱等では必ずしも出題範囲が明確でないとの指摘や、難易度が過度に高くなっているとの指摘があり、公平性・透明性の観点から、試験問題の公表・持ち帰りを求める意見がある。

これについては、既に公認会計士試験、税理士試験、社会保険労務士試験及び司法試験第2次試験の論文式試験で試験問題の公表・持ち帰りが行われており、また、平成11年度から、司法書士試験、土地家屋調査士試験及び行政書士試験で実施されているなど、試験制度改革の大きな流れの一つとなっている。

したがって、現在試験問題の公表・持ち帰りを全く行っていない不動産鑑定士試験及び一部の問題に限って公表・持ち帰りを行っている弁理士試験について、出題範囲の明確化や公平性・透明性の向上の観点から、すべての試験問題の公表・持ち帰りを行うべきである。

なお、弁理士については、試験問題の公表持ち帰りを含め試験制度の改善方策について具体的に検討されていると承知しており、これを評価し、前向きな結論が早期に出されるよう、その動向を注視していく。このほか、試験の質的向上及び一定の難易度の確保に資するため、試験問題のプール制の導入を検討している資格もある。

また、以上の各試験のほか、測量士については試験問題の公表・持ち帰りが行われており、臭気判定士、家畜人工受精師、獣医師及び土地改良換地士の各試験については、試験問題の公表・持ち帰りを行うことについて現在検討が行われていると承知しているが、これらの検討中の資格に加えて以下に掲げる資格の試験についても、他の資格制度における改善の動きを踏まえ、試験問題の公表・持ち帰りを実施すべきである。

(狩猟免許、競輪審判員、競輪選手、小型自動車競走審判員、小型自動車競走選手、海事代理士、操縦士、航空士、航空機関士、航空通信士、航空整備士、航空工場整備士、操縦教員、運航管理者(航空)、ボイラー技士(1級、2級)、ボイラー溶接士、ボイラー整備士、発破技士、揚貨装置運転士、クレーン運転士、デリック運転士、潜水土、作業環境測定士、特殊建築物調査資格者、昇降機検査資格者、建築設備検査資格者)

【受験料の積算根拠の精査】見直しの基準・視点

受験料の積算根拠を精査する。

この見直しの基準・視点については、引き続き精査していくこととする。

【登録・入会制度の在り方検討】見直しの基準・視点

公正有効な競争の確保の観点から、登録・入会制度の在り方について検討する。

事務系 10 資格のうち、不動産鑑定士以外の 9 資格は資格者がその業務を行うに当たって、資格者団体への加入が義務付けられる強制入会制が採られている。これについて当委員会では、入会しなければ業務を行うことができないという制度の合理性、妥当性については疑問があり、強制入会制の下では、資格者間の自由な競争が制限されることにより価格の高騰やサービスの質の低下等の弊害が生ずるおそれがあり、強制入会制により、資格者グループごとに閉鎖的なものとなり、幅広く国民のニーズに応える上で支障となっていると考える。また、現に資格者団体の中には、業界の秩序維持を図る目的から、企業等が顧客の獲得のために相談会を開催する場合、当該企業等に対し、資格者団体経由でなければ相談業務を依頼できないこととしているとして、資格者個人に直接相談業務を依頼しないよう求める通知を発出するという競争制限的行為を行っているものが見られる。

強制入会制を採る理由としては、会員に対する自主統制機能の強化が挙げられるが、弁護士会以外には資格者団体に業務停止等の懲戒権はなく、会の役員についての選挙権、被選挙権の停止など会員としての権利の停止にとどまっていることから、資格者団体の自主統制機能は限定的なものであると解される。なお、弁護士会の懲戒の在り方についても、より公正で透明な判断・手続を担保するという観点から、抜本的に見直しすることについて検討すべきであると考えられる。

また、強制入会制を採るもう一つの理由としては、研修等を通じた資格者団体による資格者の質の確保と向上が挙げられているが、これは、本来、一定水準の資格試験と競争を通じた資格者自身による研鑽により図られていくべきも

のであり、資格者団体による自主的な研修活動等に一定の価値はあるとしても、そのことをもって、試験等によって資格者としての業務遂行能力があると判定された者について、さらに資格者団体に入会しなければ当該資格者としての業務を行うことができないとする強制入会制を採るだけの論理的根拠とはなり得ない。

法律により強制入会制を採ることについては、以上に述べたほか、様々な基本的な法制上の問題等もある。こうした事情を十分勘案した上、現在、法律による強制入会制を採っている各資格について、この問題についての検討を深めるべきである。

【報酬規定の在り方見直し】見直しの基準・視点

公正有効な競争の確保や合理性の観点から、報酬規定の在り方を見直す。

報酬規定については、事務系 10 資格のうち、公証人については政令で定められており、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士及び弁理士については法律により会則記載事項とされている。その内容は、税理士だけが報酬の最高限度額とされている以外は報酬の標準とされており、いずれの場合であっても個別事業における報酬額の決定は依頼者と資格者の協議によるものとされている。他の資格のうち不動産鑑定士については、報酬規定が既に廃止され、行政書士についても、第 145 回国会において行政書士法の一部改正により、会則記載事項としないこととされた。

報酬規定については、日本土地家屋調査士会連合会が報酬規定記載額を確定額として運用するよう各土地家屋調査士会を通じて各土地家屋調査士を指導していた疑いで、公正取引委員会から独禁法違反のおそれがあるとして警告を受けた例もある（平成 9 年 10 月 9 日）。

また、平成 9 年 9 月から 10 年 7 月に実施された公正取引委員会のアンケート調査結果では、日本司法書士会連合会が定める会則基準において囑託を誘致する目的による報酬の減額が禁じられていること、ほとんどの司法書士が報酬規定に沿った報酬を收受していたこと等にかんがみれば、報酬規定が会員が実際に收受すべき報酬であると受けとめられ、また、そのように機能しているおそ

れがあるものと考えられるとされた。これを受けて、同連合会は会則基準の改正を既に実施している。

このような事情を踏まえ、当委員会としては、公正有効な競争の確保や合理性の観点から、報酬規定の在り方を見直すべきであるとする。

報酬基準を設けている理由としては、報酬に関する依頼者の不安を取り除く効果があること等が挙げられるが、以上述べたように、報酬基準は、確定額でないとしても確定額として運用されるおそれがあることから、様々な問題が指摘されてきた。また、上記の行政書士法の一部改正の際に、衆議院において、「行政書士制度に関する報酬規定の取扱いは、今後、他の公的資格制度の規制緩和と併せて、その在り方について検討すること」との附帯決議が行われ、参議院において、「行政書士制度に関する報酬規定の取扱いは、今後、他の公的資格制度の規制緩和と併せて、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行うこと」との附帯決議が行われている。こうした事情を十分踏まえ、現在法令により報酬規定を会則記載事項としている各資格について、この問題についての検討を深めるべきである。

【広告規制の在り方見直し】見直しの基準・視点

公正有効な競争の確保や合理性の観点から、広告規制の在り方を見直す。

広告は、利用者が自己責任において資格者を選択するに当たっての資格者に関する情報提供として考えるべきであり、虚偽・誇大広告以外は規制する必要はないところから、現在法律により広告規制が行われている公認会計士については広告規制の自由化について検討するべきである。

なお、それぞれの資格者団体において会則により広告規制が行われている弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士及び行政書士についても、広告規制の自由化について検討するべきである。

また、この問題については、医師、歯科医師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師及び歯科技工士にも同様の規制があり、このうち医師については、現在規制緩和推進3か年計画（改定）に基づいて検討が行われているところである。

なお、弁理士及び税理士については、現在、広告規制の自由化に向けて具体的に検討されていると承知しており、これを評価し、前向きな結論が出されるよう、その動向を注視していく。

さらに、広告規制については、広告（Marketing Promotion）と広報・情報開示の概念を明確に分け、サービス利用者の適切な選択に資するという観点から、その在り方を見直し、むしろ積極的に進めるべき広報・情報開示の具体的な基準づくりを進めるべきである。その際、資格によっては、第三者の認定に基づく客観評価を公表又は情報開示することを制度化することも必要である。

【有効期間・定期講習の合理性の検討】見直しの基準・視点

有効期間・定期講習の義務付けの合理性について検討する。

これまでに当委員会がヒアリングを行った資格のうち、有効期間・定期講習の義務付けを行っているものはなかったが、義務付けが行われているものについては、その合理性、定期講習の内容等について当委員会は引き続き調査審議していくこととする。

追加すべき見直しの基準・視点

今回、関係省庁、資格者団体、養成施設、利用者等に対するヒアリングを行った結果、16項目の見直しの基準・視点に追加して検討すべき共通的な課題は以下のとおりである。

【法人制度の検討】追加すべき見直しの基準・視点

資格者に対する利用者の複雑・多様かつ高度なニーズに応えるとともに、資格者による継続的かつ安定的な業務提供や賠償責任能力の強化などの観点から、必要に応じて資格者の法人制度の創設を検討する。

法人制度に関しては、現行法制上、不動産鑑定士については営利法人による資格者の雇用が認められており、公認会計士については既に監査法人の制度がある。弁護士事務所の法人化については、規制緩和推進3か年計画（改定）に

において、「具体的在り方等につき、さらに検討を進め、これを踏まえて、速やかに所要の法的措置を講ずる」こととされ、平成 11 年度に調査・検討、12 年度に措置とされており、当委員会としても、その状況を引き続き注視していく。

同様に、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士及び行政書士についても法人制度の創設を検討すべきである。

なお、弁理士については、現在、法人制度について具体的に検討されていると承知しており、これを評価し、前向きな結論が出されるよう、その動向を注視していく。

【資格者数の増大】追加すべき見直しの基準・視点

経済社会の複雑多様化、国際化に適切に対応するため、専門性を活かした高度なサービスが提供されるよう、必要な場合、資格者数の増大を図る。
--

法曹人口の大幅増員については、規制緩和推進 3 か年計画（改定）において平成 11 年度、12 年度調査・検討とされている。これについては、別途本見解の法務分野「法曹人口の大幅増員と関連問題」において取り扱っている。

弁理士については、今後の知的財産専門サービスに対するユーザーニーズの増大に対応するため、その量的拡大を図るべきである。

なお、これについて具体的に検討がされているところと承知しており、これを評価し、前向きな結論が早期に出されるよう、その動向を注視していく。

公認会計士についても、社会的要請の高まり、業務内容の多様化等を踏まえ、資格者の増大を図ることを検討すべきである。

公証人については、平成 11 年 12 月 1 日現在で、省令上の定員 683 人に対して現員は 544 人と法務省による需給調整が行われているが、国民の利便性に配慮し、また、成年後見制度の立法化の動き等を見れば今後公証人に対するニーズが増大することが予想されることから、積極的に増員を図るべきである。

2 - 2 必置資格等

(1) 基本的な考え方

通常、必置資格とは、一定の事業場等において当該資格者を管理監督者等として配置することが義務付けられているものをいう。必置資格は、業務独占資格、名称等独占資格と共に、公的資格制度の一部をなしている。また、それ自体が独立した資格と位置付けられないものであっても、同様に事業場等に一定の者を管理監督者等として配置することが義務付けられている必置規制もあり、これらについても、必置資格と同様に取り扱うことが適当である。(以下必置資格及び必置規制を指して「必置資格等」ということとする。)

必置資格等は、災害の防止や作業の円滑な実施等を通じ、労働者や国民一般の生命・財産・安全の確保、生活環境の保全等の社会的利益の実現を目的とする一方、コストの増大や事業者の自由な活動の抑制等により、国民生活に不利益を与える側面も併せ持っている。

およそすべての規制は、技術の進歩、社会経済情勢の変化、規制対象の多様化等を考慮して定期的にその見直しを行うことが、その合理性を確保・維持するために必要であるが、必置資格等は、専門性・技術性の高い分野・業務について、特定の公的資格を有する者等の配置を義務付けることにより事業者の活動等に制限を加えるものであり、技術進歩や社会経済情勢の変化の速度が飛躍的に増大している今日においては、その制度内容を定期的に見直す必要性が一段と高まっていると考えられる。

当委員会は、今年度、各省庁に対し調査票の作成を依頼するなどにより、約100に及ぶ必置資格制度の法令上の規定状況及び現状について横断的かつ全般的に調査してきた。その結果、現時点では合理性について疑問があると考えられる規制が見受けられた。

したがって、各省庁においては、必置資格等のもたらず社会的利益等のメリットと経済的コスト等のデメリットの比較衡量を含めた合理的かつ総合的観点から、個々の制度の在り方及び細部の規制内容について、早急に見直しを行うべきである。規制緩和推進3か年計画の計画期間は平成12年度末までであるが、この必置資格等については、順次見直しを行い遅くともおおむね2年以内、す

なわち平成13年度中に、政府において本見解で指摘する諸点を含めて見直しを行い所要の措置を講ずるべきである。

各省庁における見直し作業を後押しすべく、当委員会においても、公的資格制度の見直しの一環として、先に着手した業務独占資格等の見直しに加えて、必置資格等の問題についても引き続き調査・検討を進めていくこととする。このため、今後とも適宜、制度の内容や各省庁における見直しの状況につきヒアリング等を行う考えである。

必置資格等の見直しに当たっては、以下に示す基準・視点に基づいて行うこととすべきである。

(2) 見直しの基準・視点(注)

(注) 以下参照の便宜のため、見直しの基準・視点の項目は通し番号(丸数字)を付すこととする。

必置規制内容の見直し

<必置の必要性の見直し>

形骸化・形式化したものの廃止を含めた在り方の検討

必置資格等の中には、制度制定時からの社会経済状況の著しい変化や関連する技術水準の向上などにより、既にその使命が終了したり又は目的達成手段としての有効性を失った結果、形骸化・形式化しているものもあるのではないかと考えられる。このため、制度を存続させることについて合理性に疑問がある必置資格等については、個々の状況を精査した上で、その在り方を抜本的に見直す。

代替手法の導入

例えば、一定の条件を満たす優良事業者としての認定、定期的な外部からの監査、コンサルタント等によるチェック、あるいは事後的な立入検査や罰則の厳正な適用などが、必置資格等の目的を達成するための代替手法として考えられる。これらの手法の導入によって、より効果的・効率的に政策目標を達成し得る場合には、これらの代替手法の導入と併せて必置資格等を撤廃・緩和すべ

きである。

現状でも、例えば食品衛生管理者に関して、総合衛生管理製造過程の承認に係る施設については必置義務を免除する制度等が存在する。

< 必置の態様の見直し >

長期間改定されていない必置単位・必置人数や業務範囲についての 数値基準、定義等の見直し

資格者を置くべきとされる事業場等の単位（以下「必置単位」という。）及び置くべきとされる人数（必置人数）並びに資格者の業務範囲等について、その数値基準や定義が長期間改定されていないものは、規定を設けた際の前提が、関連技術の進歩等の状況変化により有効性を失っている可能性があるため、更に合理的・弾力的な規定とする観点から見直しを行う。

現状でも、例えば乙種ガス主任技術者については、業務範囲の見直しによりその監督範囲を拡大する措置が講じられており、他の資格についてもこうした見直しを定期的に行うことが必要である。

余りにも細分化された必置単位や業務範囲についての見直し

現在の技術水準等に照らして、必置単位や資格者の業務範囲等が余りにも細分化されているものは、これらの単位・範囲の統合、拡大等を積極的に図る。

兼務化又は統括制度の導入

例えばボイラー・タービン主任技術者については、一定条件の下に資格者が複数の事業場を統括する制度が認められている。また、電気主任技術者や電気通信主任技術者のように、兼務及び統括制度の両方が一定条件の下に認められている資格も存在する。このように、資格者の兼務や統括制度が導入されている必置資格等がある一方、兼務や統括制度が全く認められていないものも多数存在する。

関連技術の向上や通信手段の発達に伴って、業務管理、安全確認、緊急時対策等の手法が進化・充実していることなどを考慮すれば、制度の目的とのバランスを損なわない範囲で、資格者が複数の必置単位を兼務又は統括し得る制度

を積極的かつ横断的に導入するべきである。また、一定の条件の下での兼務又は統括が既に可能となっている資格においては、その条件の一層の緩和を図ることにつき検討すべきである。

外部委託の許容

資格者を選任する代わりに資格者の果たすべき業務を外部に委託することに関しては、電気主任技術者等、一定条件の下に認められている資格がある一方、全く認められていない資格も多数存在する。

事業活動の進展・多様化に伴うアウトソーシング化・分社化等の流れに対応するため、制度の目的とのバランスを損なわない範囲で、かかる外部委託を積極的に認めることとする。特に、商法上の親会社と子会社の間や、一括して様々な管理業務を受託している管理会社等に在籍する有資格者については、必置規制を満たすものとして扱うよう横断的に制度を見直す。

なお、特定の公益法人に対する外部委託のみが認められているものについては、合理性、公平性、公正有効な競争の確保等の観点から、当該公益法人以外の民間企業等への外部委託も許容するように見直しを行う。

資格者と事業場内組織の在り方の見直し

必置資格等の多くは、事故防止や作業の円滑な実施等を目的として、有資格者等を「主任者」「管理者」等の名称で事業場等に配置することを義務付けている。しかしながら、当該「主任者」「管理者」等が、事業場等の内部組織の職制（例えば、係長 - 課長 - 部長などのいわゆる「ライン」の指揮命令系統など）と機能的に連動していない結果、その権能が十分に発揮されていないケースや、逆に、ライン等の通常の職責体系からあえて分離・独立した資格者等が行うべき業務であるにもかかわらず、かかる分離・独立した地位及び権限の発揮が、制度上明確に担保されていないケースがあるのではないかと考えられる。

必置資格等の性格や位置づけが必ずしも明確でない結果、政策目標の効果的・効率的な実現が困難となっている場合には、資格者等の職務が効果的に遂行され得るよう、当該資格の在り方について見直しを行う。

資格取得制度の見直し

必置資格等が資格者の配置を義務付けることによって達成しようとしている社会的利益に照らして、当該資格を取得するための要件等が過大であると考えられるものについては必要な見直しを行う。

実務経験要件の見直し

資格の取得に際し一定の実務経験期間が要件となっているもの（受験・受講資格要件を含む。）は、資格取得の要件として課すことが合理的かどうか見直すとともに、技術進歩や雇用の流動化等の社会状況の変化にかんがみ、余りに長期の実務経験要件を課しているものについては、その期間短縮を図る。その際、例えば、当該実務に限定しない関連職務の経験年数等の加味あるいは試験・講習との組合せ等により、能力・資質等の確認を行うことも検討する。また、コンピューターによるシミュレーションの活用など技術進歩の成果を積極的に取り入れることにより、実務経験要件の緩和・撤廃ができないか検討する。

この点に関しては、現状でも公害防止主任管理者など実務経験要件が求められていない資格制度が多数あることに留意する。また、例えば、ガス主任技術者においては、近年、資格取得要件としての実務経験年数の見直しが行われ、緩和（甲種）及び撤廃（乙種、丙種）が図られている。

学歴要件の見直し

必置資格等の業務内容と直接関係のない学歴等の資格取得要件（受験・受講資格の要件を含む。）は、明確で合理的な理由のない限り廃止すべきである。

この点に関しては、例えばエックス線作業主任者など受験・受講要件として学歴要件が設けられていない必置資格等が現状でも多数あることに留意する。また、例えば、近年、宅地建物取引主任者資格試験において学歴要件を含む受験資格が廃止されたこと、司書教諭講習の受講要件が緩和され大学在学中から受講可能となったこと等の措置が採られている。

試験・講習の実施

資格取得の要件として試験の合格や講習の受講が規定されているにもかかわらず、かかる試験又は講習が毎年実施されていないものが少数ながら見受けられる。必置義務という制度の性格等にかんがみ、資格を取得し得る機会を確保するとともに、資格者不足から政策目標の達成に支障の出ることのないよう、試験・講習の実施頻度の増加を図る。

試験・講習の改善

必置資格取得希望者の多くは実際の業務に従事している者であることにかんがみ、試験・講習については、合否判定基準の公表、科目別合格制の導入、試験問題の公表・持ち帰りの推進、講習時間・期間の短縮、通信教育の導入、受験料・講習料の積算根拠の精査等により、試験・講習の目的・効果を確保しつつ、受験者・受講者等にとって、透明性が確保されるとともにより利便性が高く負担の少ない制度となるよう改善を図る。

この点に関しては、近年、例えば、第一級海上特殊無線技士等について講習時間数を短縮する措置が取られ、また、エネルギー管理士について試験に科目別合格制が導入されたこと等の措置が採られている。

関連又は類似資格等の統合・業務乗り入れ、試験等の共通化

関連又は同種類別の資格等については、資格の統合や業務の相互又は一方的乗り入れを積極的に推進することを検討するとともに、受験・受講者の利便性向上を目的として、求められる能力・資質の確認を適正に行いつつ、合理的な範囲内で、試験・講習科目の共通化・免除、履修科目の免除等を進める。

現状でも、例えば、液化石油ガス設備士である者はガス消費機器設置工事監督者の資格を有することとする制度があり、また、電気通信主任技術者と工事担任者の間には、一方の資格を有する者に他方の資格試験における一定科目を免除する制度がある。

特例措置の基準

受験資格及び資格取得に係る特例措置の基準について、明文化・公表を進め

る。また、資格に求められる能力・資質の担保や客観性、公平性の観点から合理的でないと考えられる特例措置については、是正を含めその在り方を見直す。

欠格要件の見直し

身体的障害等を理由とする欠格要件については、政府の障害者施策推進本部決定に沿って所要の措置を講ずる。

有効期間・定期講習の義務付けの見直し

資格に有効期間が設けられていたり、有資格者の定期講習の義務付けがなされているものが少数ながら存在する。これらの有効期間又は定期講習の義務付けについては、資格者あるいは事業者等に過度の負担を与えているなど合理性がないと判断される場合は、制度の廃止や他の手段への変更、講習期間・費用の軽減などを含め、その在り方を見直す。

規制改革委員会委員・参与名簿

委員長	<small>みやうち よしひこ</small> 宮内 義彦 (オリックス(株)代表取締役社長)
委員長代理	<small>すずき よしお</small> 鈴木 良男 ((株)旭リサーチセンター代表取締役社長)
委員	<small>いしくら ようこ</small> 石倉 洋子 (青山学院大学国際政治経済学部教授)
委員	<small>かわぐち よりこ</small> 川口 順子 (サントリー(株)常務取締役)
委員	<small>かんだ ひでき</small> 神田 秀樹 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
委員	<small>ごとう あきら</small> 後藤 晃 (一橋大学イノベーション研究センター教授)
委員	<small>たなか かずあき</small> 田中 一昭 (拓殖大学政経学部教授)
委員	<small>にしむら きよひこ</small> 西村 清彦 (東京大学大学院経済学研究科教授)
委員	<small>のぐち ひろや</small> 野口 敞也 ((財)連合総合生活開発研究所専務理事兼事務局長)
委員	<small>はまだ ひろし</small> 浜田 広 ((株)リコー会長)
委員	<small>ほんま まさよし</small> 本間 正義 (成蹊大学経済学部教授)
委員	<small>まきのしょうじろう</small> 牧野昭次郎 (ポリファイブロン・テクノロジーズ・インク副会長)
委員	アンソニー・ミントン (欧州自動車工業会東京事務所理事長)
委員	<small>やしる なおひろ</small> 八代 尚宏 (上智大学国際関係研究所教授)
参与	<small>かわきた ひろぶみ</small> 河北 博文 (医療法人財団河北総合病院理事長)
参与	<small>こじま のりあき</small> 小島 典明 (大阪大学大学院法学研究科教授)
参与	<small>こじょう まこと</small> 古城 誠 (上智大学法学部教授)
参与	<small>こはやし しげのり</small> 小林 重敬 (横浜国立大学工学部教授)
参与	<small>みやむら てつお</small> 宮村 鐵夫 (中央大学理工学部教授)